

ホテル火災対策検討部会報告書

平成25年7月

予防行政のあり方に関する検討会
ホテル火災対策検討部会
(事務局 消防庁予防課)

目 次

1	検討部会の目的、委員構成、開催スケジュール……………	P 1
(1)	検討部会の目的	
(2)	検討体制	
(3)	検討部会の開催状況	
2	広島県福山市のホテル火災について……………	P 3
(1)	火災の概要	
(2)	火災に対する国・地方公共団体の対応状況について	
(3)	福山市ホテル火災に係る課題について	
3	ホテル・旅館等に係る緊急調査等について……………	P 7
(1)	調査対象	
(2)	調査期間	
(3)	調査結果概要	
4	ホテル・旅館等における火災予防上の課題及びその対応の考え方……………	P 9
(1)	過去のホテル・旅館等において大規模な被害が発生した火災と対応	
(2)	各種規制について	
(3)	計画的な立入検査の推進方策について	
(4)	違反処理の推進方策について	
(5)	火災予防上の危険に係る公表制度のあり方について	
5	さらなる検討事項等について……………	P24
6	今後の検討体制……………	P24

添 付 資 料

1 資料関係

- ・資料 1 ホテル・旅館等に係る緊急調査結果・・・・・・・・・・P25
- ・資料 2 フォローアップ調査結果・・・・・・・・・・P27
- ・資料 3 立入検査標準マニュアル及び違反処理標準マニュアルの一部改正について（消防
庁）・・・・・・・・・・P29
- ・資料 4 ホテル・旅館等の利用者への公表について・・・・・・・・・・P60
- ・資料 5 新たな表示制度について（案）・・・・・・・・・・P61

2 参考資料関係

- ・参考資料 1 「ホテル・旅館等に係る防火対策の更なる徹底について」（消防庁）・・P64
- ・参考資料 2 「ホテル・旅館等に係る緊急調査の実施について」（消防庁）・・・・・P68
- ・参考資料 3 ホテル火災を踏まえた福山地区消防組合消防局の対応概要・・・・・・・・・・P77
- ・参考資料 4 火災の原因調査結果（広島県福山市ホテル火災）の公表・・・・・・・・・・P80
- ・参考資料 5 「ホテル・旅館等に係る緊急点検結果について」（国土交通省）・・・・・P86
- ・参考資料 6 「ホテル・旅館等に係るフォローアップ調査の状況について」（国土交通省）
・・・・・・・・・・P89
- ・参考資料 7 違反是正支援アドバイザー制度資料・・・・・・・・・・P92
- ・参考資料 8 「違反是正推進に係る弁護士相談事業の実施について」（消防庁）・・・・・P93
- ・参考資料 9 平成 25 年度 消防大学学校教育訓練計画について・・・・・・・・・・P96
- ・参考資料 10 法令適合対象物や違反対象物の公表等に係る制度について・・・・・・・・・・P98
- ・参考資料 11 旧適マーク制度及び防火対象物定期点検報告制度の経過について・・・・・P99
- ・参考資料 12 東京消防庁における「違反対象物の公表制度」について・・・・・・・・・・P100

1 検討部会の目的、委員構成、開催スケジュール

(1) 検討部会の目的

平成24年5月13日（日）広島県福山市において死者7名、負傷者3名が発生したホテル火災の教訓を踏まえ、ホテル・旅館等の火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行うことを目的とする。

(2) 検討体制

「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として、有識者から構成される「ホテル火災対策検討部会」を開催し、調査・検討を行った。検討部会員は、以下のとおりである（敬称略。委員は50音順）。

ホテル火災対策検討部会

役 職	氏 名	所 属
部会長	関澤 愛	東京理科大学大学院国際火災科学研究科教授
副部会長	小林 恭一	東京理科大学大学院国際火災科学研究科教授
委 員	荒井 伸幸	東京消防庁予防部長
委 員	安藤 勝 榎 一郎	千葉市消防局予防部長（平成25年3月31日まで） 千葉市消防局予防部長（平成25年4月1日から）
委 員	岩佐 英美子	社団法人日本ホテル協会事務局長
委 員	小川 健司 金山 健三	広島市消防局予防部長（平成25年3月31日まで） 広島市消防局予防部長（平成25年4月1日から）
委 員	木下 健治	弁護士
委 員	清沢 正人	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会理事
委 員	志田 弘二	名古屋市立大学建築都市デザイン学科教授
委 員	中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
委 員	古舘 謙護 熊谷 優	盛岡地区広域消防組合消防本部消防次長兼予防課長 （平成25年3月31日まで） 盛岡地区広域消防組合消防本部消防次長 （平成25年4月1日から）
委 員	増田 優人 岡田 照雄	京都市消防局予防部長（平成25年3月31日まで） 京都市消防局予防部長（平成25年4月1日から）
委 員	山崎 登	日本放送協会解説主幹

<オブザーバー>

秋葉 健次	全国消防長会事業管理課長（平成 25 年 3 月 31 日まで）
佐久間 進	全国消防長会事業管理課長（平成 25 年 4 月 1 日から）
堀江 裕	厚生労働省健康局生活衛生課長（平成 24 年 9 月 30 日まで）
依田 泰	厚生労働省健康局生活衛生課長（平成 24 年 10 月 1 日から）
竹村 好史	国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室課長補佐 （平成 25 年 5 月 15 日まで）
野原 邦治	国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室課長補佐 （平成 25 年 5 月 16 日から）
小野田吉純	国土交通省住宅局建築指導課建築安全調査室企画専門官

<事務局>

消防庁予防課

（３）検討部会の開催状況

第１回	平成 24 年	6 月 18 日（月）	10 時 00 分から 12 時 00 分
第 2 回	平成 24 年	8 月 9 日（木）	10 時 00 分から 12 時 00 分
第 3 回	平成 24 年	10 月 2 日（火）	14 時 00 分から 16 時 00 分
第 4 回	平成 25 年	5 月 28 日（火）	14 時 00 分から 16 時 00 分
第 5 回	平成 25 年	7 月 4 日（木）	14 時 00 分から 16 時 00 分

2 広島県福山市のホテル火災について

(1) 火災の概要

平成24年5月13日早朝、広島県福山市のホテル「ホテルプリンス」において、死者7名、負傷者3名の被害を伴う火災が発生した。この火災の概要は以下のとおり。

ア 発生日時

出火日 平成24年5月13日（日）
消防機関の覚知時刻 6時58分
鎮圧時刻 8時57分
鎮火時刻 10時10分

イ 建物概要・焼損状況

所在地 広島県福山市西桜町一丁目12番24号
施設名 (有) ニュー箱根「ホテルプリンス」
構造・階数 鉄筋コンクリート造4階建及び木造2階建
用途 ホテル（消防法施行令別表第1（5）項イ）
建築面積 513㎡
延べ面積 1,361㎡
各階の用途 1階：駐車場・受付事務所
2階・3階：客室
4階：機械室
焼損状況 全焼

ウ 死傷者

死者 7人（男性3人、女性4人）
重症 2人（女性2人）
軽症 1人（女性1人） 合計10人（男性3人、女性7人）

エ 出火場所

1階の事務所

オ 出火原因

たばこ、電気機器、電気配線などの要因が可能性として残ったものの、原因の特定には至らなかった。

(2) 火災に対する国・地方公共団体の対応状況について

消防庁では、5月13日8時45分に広島県から火災発生の報告を受け、予防課長を長とする災害対策室を設置し情報収集に当たった。このなかで、当該ホテルにおいて死者が多数発生した状況が明確になったことから、同日15時30分、消防法第3

5条の3の2の規定に基づく「消防庁長官の火災原因の調査（特に必要があると認めた場合）」を実施することとし、職員7名を現地に派遣し火災原因調査を実施した。

また、5月14日には、ホテル・旅館等に係る類似の火災の発生を防止するため、「ホテル・旅館等に係る防火対策の更なる徹底について」（消防予第181号消防庁予防課長通知。参考資料1）を発出し、全国の消防本部に対して、ホテル・旅館等の宿泊施設について防火安全対策の徹底を図るよう要請した。

更に、5月16日には、当該ホテルについて、建築構造に問題を有することが事故拡大の要因となった可能性のあることを踏まえ、「ホテル・旅館等に係る緊急調査の実施について」（消防予第188号消防庁予防課長通知。参考資料2）を発出し、現行の建築基準法の規定に不適格なホテル・旅館等を対象に、建築部局と連携して緊急調査を行い、消防法令違反等の防火安全上の不備事項がある施設等に対しては、重点的に改善指導を図り、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずるよう要請した。同日、国土交通省住宅局からも、各都道府県の建築部局に対して、消防部局と連携を図りながら、緊急調査を実施するよう要請がされている（国住指第453号）。

福山市では、当該ホテルについて、建築部局において建築基準法違反を認定してこなかったことや、平成15年以降9年間、消防局の立入検査が行われておらず、また、それ以前においても同一の消防法違反が繰り返し指摘されながら改善がなされていない実態が判明したことから、「福山市建築物査察等適正化対策委員会」を設置し、特殊建築物の防災査察及び火災予防査察等の事務処理を検証するとともに、その適正化のための方向性や指針を作成するなど必要な措置を検討し、平成25年2月に「最終取りまとめ」がなされている。

なお、福山地区消防組合消防局における今回のホテル火災を踏まえた対応概要については、参考資料3のとおりである。

（3）福山市ホテル火災に係る課題について

ア 建築物の状況について

福山市建築物査察等適正化対策委員会最終取りまとめによると、建築等の経過の概要は次のとおり。

当初、昭和35年に木造2階建て357㎡が建築され、昭和43年に別棟として鉄筋コンクリート造4階建て912㎡が建築された。

その後、昭和49年に福山市（特定行政庁）への定期報告書において、木造部分と鉄筋コンクリート造部分が一体利用されている旨の報告がなされている。木造部分と鉄筋コンクリート造部分を防火区画することで別の建物とみなし、既存不適格の建築物として取り扱うこととされている。

昭和62年に実施した福山市の防火査察時の点検表には、木造の1階部分を駐車場に変更され2階への階段が撤去されている旨が記載されている。この状況において、木造部分と鉄筋コンクリート造部分を別の建物とみなすことはできないことから、既存不適格ではなく、違法建築物となっていた。

なお、福山市では、これらの経過が適切に認識されず、火災時まで既存不適格建築物として取り扱っていたものである。

【建物配置図】

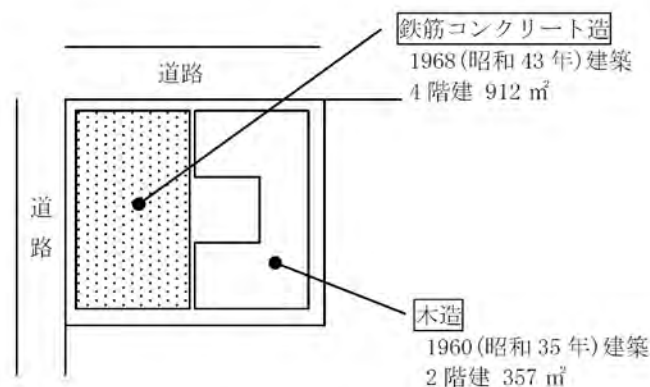


図1 建物配置図（福山市建築物査察等適正化対策委員会最終取りまとめより）

また、福山市建築物査察等適正化対策委員会最終取りまとめに示された当該建築物の現行の建築基準法に適合していない項目は下表のとおり。

表1 建築基準法に適合していない項目

	適合していない項目	適合していない箇所
①	階段のたて穴区画	区画なし（防火戸が設置されていない）
②	階段の幅員	幅98cmの部分が不足している
③	非常用の照明装置	居室・廊下に設置されていない
④	排煙設備	居室・廊下に有効な開口部が不足している
⑤	内装制限	各部屋の天井が燃えにくい材料になっていない
⑥	たて穴区画	配管用のスペースが区画されていない
⑦	異種用途区画	1階駐車場とホテルを仕切る戸が、防火戸になっていない
⑧	構造制限	木造部分が耐火建築物になっていない

イ 福山地区消防組合消防局における立入検査等の状況について

福山市建築物査察等適正化対策委員会最終取りまとめによると、消防局の出火建物であるホテルに対する立入検査等の状況は次のとおり。

昭和46年から平成15年9月まで、立入検査を継続して実施していたが、それ

以降火災に至るまで9年間立入検査がされていなかった。

最終の立入検査日に指導した不備事項は以下の3項目である。

- ・消防用設備等点検報告の未報告
- ・自衛消防訓練の未実施
- ・屋内消火栓設備の一部不備

なお、これら3項目を同時に指導した回数は、昭和56年から25回に上る。

ウ 多数の死者、負傷者が発生した要因について

消防庁長官の火災原因調査結果の概要については、参考資料4のとおりであり、多数の死者、負傷者を発生した要因として以下の事項が考えられる。

- ・建築物の構造が耐火構造でないことから、出火室及びその近傍において、火災が上階に燃え抜けて拡大したこと。
- ・階段部分の防火区画（たて穴区画）が設けられておらず、火災や煙が階段を経由して上階に拡大し、煙が各客室に流入したこと。
- ・消火器及び屋内消火栓設備を用いた消火活動が行われていないこと。
- ・第一発見者による通報及び有効な避難誘導が行われていないこと。
- ・自動火災報知設備の受信機が2つの系統に分かれており、連動していないことから、一斉鳴動したとは考えにくく、避難を遅らせたものと考えられること。

3 ホテル・旅館等に係る緊急調査等について

平成24年5月16日には、建築部局と連携したホテル・旅館等に係る緊急調査を行い、消防法令違反等の防火安全上の不備事項がある施設等に対しては、重点的に改善指導を図り、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずるよう要請した。（「ホテル・旅館等に係る緊急調査の実施について」（消防予第188号消防庁予防課長通知。参考資料2）。また、緊急調査から半年を経過した時点において、フォローアップ調査による違反是正及び改善指導を要請している。

なお、緊急調査及びフォローアップ調査の概要については、以下のとおりである。

また、国土交通省において実施した緊急調査及びフォローアップ調査の結果については、参考資料5・6のとおりである。

（1）調査対象

3階以上（地階を除く。）・収容人員30人以上の防火対象物で、次の要件を満たすもの。

ア ホテル・旅館等（消防法施行令別表第一（5）項イに掲げる防火対象物）

イ 昭和46年以前に新築された防火対象物

※ 現行の建築基準法の建築構造、防火区画及び階段の規定に適合しているもの（過去、「適マーク」を交付したことがある防火対象物）を除く。

（2）調査期間

ア 緊急調査 平成24年5月16日～平成24年8月15日

イ フォローアップ調査 平成24年12月10日～平成25年2月15日

（3）調査結果概要（詳細については資料1・2のとおり）

緊急調査においては797施設のうち、549施設（68.9％）において何らかの消防法令違反が発見され、自動火災報知設備が過半にわたり未設置など重大な違反があるものは、そのうちの47施設（5.9％）となっていたが、その後のフォローアップ調査においては、何らかの消防法違反があるものは、703施設のうち、361施設（51.4％）となり、そのうち重大な違反があるものは35施設（5.0％）と減少している。（表2参照）

なお、重大な違反以外の主な内容については、表3のとおりである。

消防法令違反のあるものについては、調査時において各消防本部から建物関係者に対して是正指導を行っているところであり、今後もフォローアップ調査等を通じて違反是正の徹底を図る必要がある。

表 2 消防法令違反の状況

	緊急調査結果 (平成 24 年 8 月 15 日報告分)	フォローアップ調査結果 (平成 25 年 2 月 15 日報告分)
調査対象施設数	7 9 7	7 0 3
何らかの消防法違反があるもの	5 4 9 (68.9%)	3 6 1 (51.4%)
重大な違反があるもの	4 7 (5.9%)	35 (5.0%)

※ 調査対象については、棟単位で実施したもの。

※ 重大な違反とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかの設備が、その設備の設置義務部分の床面積の過半にわたり設置されていないものをいう。

※ 防火管理の義務対象となる防火対象物数は 4 1, 8 1 5 (平成 2 4 年 3 月 3 1 日現在)

表 3 消防法令違反の主な内容（フォローアップ調査結果による）

設備の種類	義務施設数	違反施設数		重大な違反以外 の主な内容
		重大な違反	重大な違反以外	
屋内消火栓設備	3 7 8	2 3	5 7	ホース耐圧試験未実施
スプリンクラー設備	5 1	1	8	一部散水障害、一部未警戒
自動火災報知設備	6 9 4	1 4	1 4 6	感知器の一部未警戒

4 ホテル・旅館等における火災予防上の課題及びその対応の考え方

(1) 過去のホテル・旅館等において大規模な被害が発生した火災と対応

昭和40年以降のホテル・旅館等において死者3名以上の被害が発生した火災について、表4に示す。

死者3名以上の被害が発生した火災は、平成6年12月21日に発生した福島県福島市の若喜旅館本店（死者5名、負傷者3名）の火災以降発生しておらず、死者7名が発生した今回の火災は、昭和61年2月11日に発生した静岡県東伊豆町の大東館火災以来の大規模な被害が発生した火災である。

表4 3名以上の死者が発生したホテル・旅館等の火災（昭和40年以降）

出火年月日	出火場所	事業所名	延べ面積	死者数	負傷者数
S43. 11. 2	兵庫県神戸市	池之坊満月城	11, 258 m ²	30	44
S44. 2. 5	福島県郡山市	磐光ホテル	21, 117 m ²	30	41
S44. 3. 11	群馬県水上町	菊富士ホテル	7, 465 m ²	30	29
S46. 1. 2	和歌山県和歌山市	寿司由楼	2, 749 m ²	16	15
S47. 2. 25	和歌山県白浜町	椿グランドホテル	11, 120 m ²	3	6
S48. 10. 11	兵庫県神戸市	坂口荘	198 m ²	6	5
S50. 3. 10	大阪府大阪市	千成ホテル	1, 501 m ²	4	64
S55. 11. 20	栃木県藤原市	川治プリンスホテル	3, 582 m ²	45	22
S57. 2. 8	東京都千代田区	ホテルニュージャパン	46, 697 m ²	33	34
S58. 2. 21	山形県山形市	蔵王観光ホテル	2, 264 m ²	11	2
S61. 2. 11	静岡県東伊豆町	大東館	788 m ²	24	0
S61. 4. 21	静岡県河津町	菊水館	2, 533 m ²	3	56
S63. 12. 30	大分県別府市	ホテル望海荘	6, 499 m ²	3	1
H6. 12. 21	福島県福島市	若喜旅館本店	5, 723 m ²	5	3

川治プリンスホテル火災を踏まえ、要綱（昭和56年消防庁次長通知）に基づき防火基準に適合した防火対象物に「適」マークを表示する表示・公表制度を実施（その後、平成13年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町雑居ビル火災後の平成15年消防法改正により、「防火対象物定期点検報告制度」が制度化されたことを契機に、要綱に基づく表示・公表制度は廃止された）。

大東館火災を踏まえ、「旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル」を通知（昭和62年消防庁予防課長通知）。

(2) 各種規制について

ア ホテル・旅館等に係る現行の防火安全対策の概要

消防法では、各種の建築物等に対し、主としてその用途・規模等に応じて、消防用設備等の設置、防火管理の実施、防災物品等の使用といった各種の対策を義務付けており、火災予防を図っている。各種の対策の具体的な内容については、次のとおり。

(ア) 消防用設備等の設置

消防用設備等については、建物の用途、規模、構造に応じた消火設備、警報設備、避難設備等の設置が義務付けられている。

ホテル・旅館等に係る主な消防用設備等の設置義務を表5に示す。福山市ホテル火災の出火建物については、設置義務のある消防用設備等は、一部の設備に違反があるものの、設置はされていたことが福山地区消防組合消防局において確認されている。

表5 ホテル・旅館等に係る主な消防用設備等の設置義務について

	消防用設備等	設置対象	出火建物（延べ面積1,361 m ² ）の場合
消火設備	消火器	延べ面積 150 m ² 以上	義務、設置
	屋内消火栓	延べ面積 700 m ² 以上 ※	義務、設置
	スプリンクラー設備	延べ面積 6,000 m ² 以上（平屋建てを除く。）	義務なし
	屋外消火栓設備	延べ面積 3,000 m ² 以上 ※（1～2階のみ。）	義務なし
警報設備	自動火災報知設備	延べ面積 300 m ² 以上	義務、設置（一部不備あり）
	漏電火災警報器	延べ面積 150 m ² 以上、かつラスモルタルのもの	義務、設置
	消防機関へ通報する火災報知設備	延べ面積 500 m ² 以上	義務、設置
	非常警報器具・設備	収容人員が 20 名以上（300 名以上で放送設備を付加）	義務なし（自動火災報知設備の設置により免除）
避難設備	避難器具	収容人員が 2 階以上の階で 30 名以上等	義務なし
	誘導灯・誘導標識	全部	義務、設置

※ 建築物の構造等に応じて、設置対象に係る延べ面積を2倍又は3倍とすることができる。

また、消防用設備等については、半年ごとに点検を実施し、ホテル・旅館等にあつては1年ごとに消防本部への報告が義務付けられている。なお、延べ面積が1,000 m²以上又は特定一階段のものにあつては、消防設備士又は消防設備点検資格者に点検をさせなければならないこととされている。

福山市ホテル火災の出火建物において、屋内消火栓設備の一部不備が指摘されている。また、消防用設備点検の未報告の違反があり、前述の自動火災報知設備の不備（基準不適合）について顕在化されていなかった。

（イ）防火管理

防火管理は、防火対象物の収容人員に応じて防火管理者の選任、消防計画の作成、消防訓練の実施等が義務付けられている。ホテル・旅館等の場合、従業員と宿泊定員を合わせて30人以上となる施設が対象となる。

なお、収容人員が300名以上など、一定規模以上のホテル・旅館等に対して、有資格者による点検を義務付ける防火対象物定期点検報告制度がある。

福山市ホテル火災の出火建物においては、防火管理者の選任届出や消防計画の作成届出がなされているが、消防訓練の未実施の違反が指摘されている。

（ウ）防災物品の使用

火災時にカーテンやじゅうたん等が火災拡大原因になりやすいことから、ホテル・旅館等の防火対象物については、防災性能を有するカーテンやじゅうたん等の防災物品の使用が義務付けられている。福山市ホテル火災の出火建物については、防災物品の使用に関する不備の指摘はなされていない。

イ 今回の火災を踏まえた対応の考え方

福山市ホテル火災で被害が拡大した要因としては、早期に火災が拡大し、全館に煙の拡散が生じたことが指摘されている。煙の拡散が生じた原因としては、建築構造や防火区画が現行の建築基準法の規定に適合していなかったことが考えられ、これらが現行の建築基準法の規定に適合していれば、延焼の拡大及び煙の拡散は抑制されていたのではないかと考えられる。

スプリンクラー設備は初期消火に有効な消火設備であり、できる限り多くの防火対象物において設置されることが望ましいものではあるが、福山市ホテル火災の出火建物においては、建築構造や防火区画が現行の建築基準法の規定に適合していなかったことが延焼の拡大、煙の拡散に大きく影響したと考えられることから、当該規模のホテル・旅館に関して、新たにスプリンクラー設備の設置を義務化する必要はないと考えられる。

防火管理については、立入検査において、避難訓練が実施されていないことが繰

り返し指摘されており、火災時においても有効な避難誘導は行われていなかった状況から、実効性の高い避難訓練等を適切に実施させることが必要である。

消防用設備等の点検報告については、立入検査において未実施が繰り返し指摘されていた。消防用設備等の維持管理が適切に行われるよう、ホテル・旅館等においても確実に点検を実施させることが必要である。

ウ 小規模のホテル・旅館等に係る規制のあり方について

(ア) ホテル・旅館等全般の課題

ホテル・旅館等全般に関する課題として、消防法令上の規制体系の整合性確保の観点から、平成16年の消防法改正により一般住宅について規模を問わずに住宅用火災警報器の設置が義務付けられることとなったことに対して、ホテル・旅館等の事業所のうち300㎡未満の小規模なものについては、一般的に自動火災報知設備の設置義務は課せられないままとなっており、両者の取扱いが均衡を欠くのではないかと指摘がある。このことについて、ホテル・旅館等に係る各種規制の検証という観点から、検討を行った。

(イ) 対応の考え方

現行の消防法令上の技術基準においては、延べ面積300㎡未満のホテル・旅館等について、自動火災報知設備及び住宅用火災警報器の設置は義務付けられていない。各施設に設置が義務付けられている火災警報設備の比較を図2に示す。

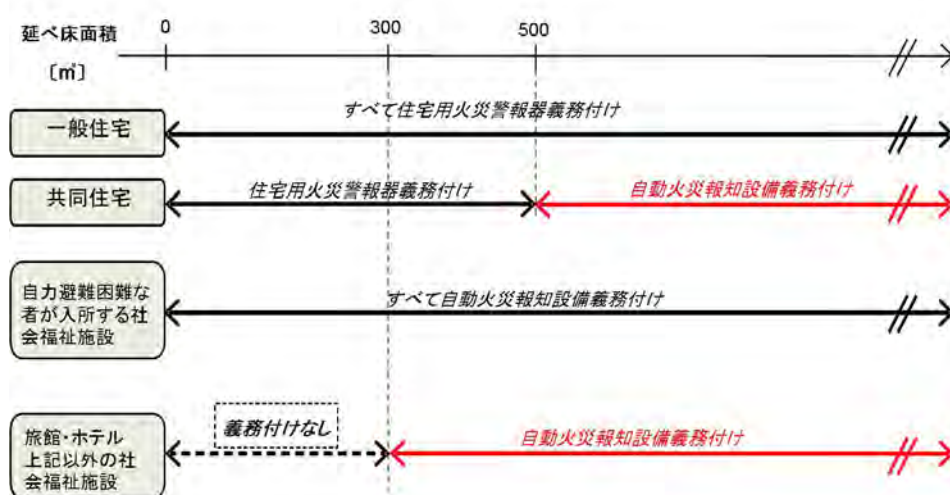


図2 一般住宅やホテル・旅館等に設置が義務付けられる火災警報設備の比較

平成23年3月31日時点において、ホテル・旅館63,864施設のうち、自動火災報知設備の設置義務がない施設は、14,740施設となっている。

火災統計から、過去10年間の火災について、住宅火災（100件当たりの死者数は6.6人）と比較すると、ホテル・旅館等における火災は100件当たりの死者1.7人となっているが、延べ面積300㎡未満のホテル・旅館等の過去

10年間における火災100件当たりの死者数は5.2人と住宅火災に近似した被害となっている（表6参照）。

表6 過去10年間（H13～22年中）のホテル・旅館等と住宅との火災被害の比較

	ホテル・旅館		住宅	全建物火災
		延べ面積 300 m ² 未満 のもの		
火災発生総件数	1,518	291	162,437	281,401
死者総数	26	15	10,717	12,088
火災100件あたりの死者数(人/件)	1.7	5.2	6.6	4.3

※「火災報告」により作成

※火災発生件数については放火によるものを除く数値を、死者数については放火自殺者等を除く数値を集計

住宅は、雑多な可燃物等が置かれる場合も多いが、ホテル・旅館等は、最小限の寝具、家具等が存在するのみで、消防法令上、カーテン等を防災物品とすることや防火管理を実施する等により、火災発生及び拡大危険性が抑制されている。

一方、自動火災報知設備の設置義務のない延べ面積300 m²未満のホテル・旅館等についてみると、火災100件あたりの死者数はホテル・旅館等全体よりも高くなっている状況にある。

また、図3に示す住宅火災を除いた火災100件当たりの時間帯別死者発生状況を見ると、就寝時間帯（22時から翌朝6時までの時間帯）の死者数は日中に比べて多いことから、就寝時間帯における火災の被害拡大危険性は高く、自動火災報知設備が火災被害の軽減に有効であること（図4参照）を考慮すれば、小規模な宿泊施設であっても、早期に火災発生を感知し、建物内の人に報知する警報設備を設置することは火災被害を軽減する点で有効であると考えられる。

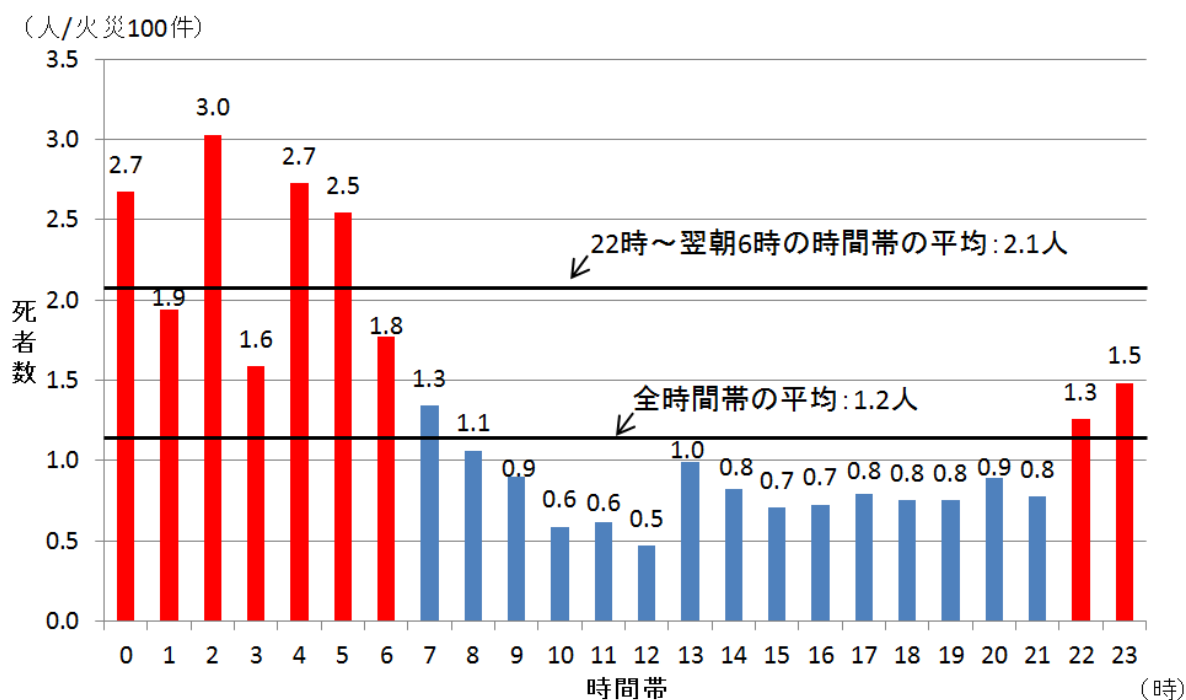
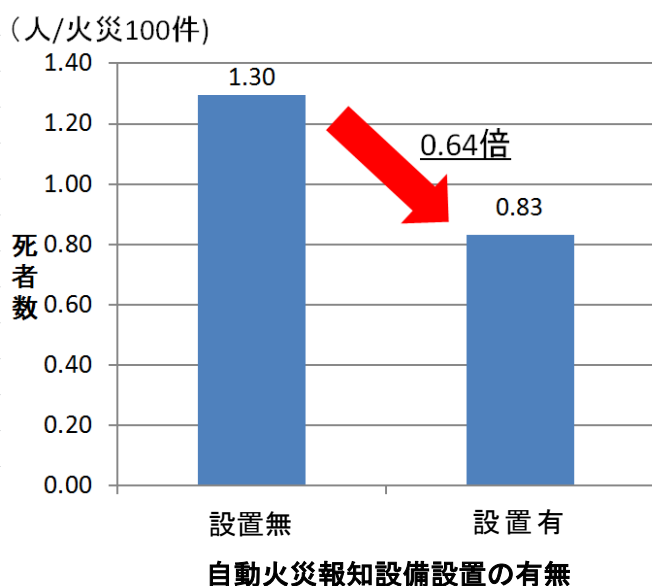


図3 過去10年間（H13～22年中）における住宅火災を除いた建物火災100件当たりの時間帯別死者発生状況

※「火災報告」により作成

※火災発生時刻が不明なものを除いた数値とした上で、火災発生件数にあつては放火によるものを、死者数にあつては放火自殺者等を除いた数値を集計したものである。

※火災100件当たりの死者発生状況を時間帯別にみると、就寝時間帯の死者数の平均は2.1人で、全時間帯の平均1.2人の約1.8倍。



自動火災報知設備 設置の有無	設置無	設置有
件数	82,941	35,663
死者数	1,075	296
火災100件当たり の死者数 (人/火災100件)	1.30	0.83

図4 過去10年間（H13～22年中）における住宅火災を除いた建物火災100件当たりの死者数と自動火災報知設備設置の有無

※「火災報告」により作成

※火災発生件数については放火によるものを除く数値を、死者数については放火自殺者等を除く数値を集計

以上のことから、ホテル・旅館等について、延べ面積300㎡未満のものに対し、施設が小規模であることに配慮して自動火災報知設備の設置義務化の検討を進めるべきと考える。この場合において、他の自動火災報知設備の設置が義務付けられていない小規模な社会福祉施設（自力避難困難な者が入所する施設以外のもの）や診療所等で就寝用途を有する施設についても、火災危険性を踏まえた検討を行った上で必要な措置を講ずべきと考える。

その際には、これらの施設に既に住宅用火災警報器が自主的に設置されている場合も考えられることから、検討にあたっては当該住宅用火災警報器の有効期限等を勘案し、自動火災報知設備の義務化の施行時期及び猶予期限等に配慮すべきである。

なお、消防庁では、平成22年度において、ホテル・旅館及び福祉施設等の用途に供される部分が存する防火対象物で自動火災報知設備の設置が義務付けられていないものを対象に、各消防本部を通じて住宅用火災警報器（電波により施設内の警報器が連動して鳴動するもの）を配布したところである（41,379施設に対し、331,480個を配布）。

(3) 計画的な立入検査の推進方策について

ア 立入検査に係る制度の概要

消防機関は、消防対象物の実態を把握することにより、関係者に火災予防上適切な指導を行うため、消防法第4条等の規定による立入検査権等により防火対象物に立ち入って検査を行っている。

この立入検査を的確かつ効率的に実施するため、また、各消防本部の立入検査に係る規程の整備に資するため、消防庁では「立入検査標準マニュアル」を作成し、検査要領等を示している。

この立入検査標準マニュアルにおいては、重点的、効率・効果的な立入検査を実施するための計画を策定し、立入検査の必要性の検討にあたっては、一般的火災危険性のほか、予防行政需要の地域特性その他の火災予防上の必要性等を考慮することが重要としている。

イ 立入検査の実施状況

平成13年の新宿歌舞伎町ビル火災を契機とした消防法の一部改正を受け、消防機関においては、火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物に対して、重点的に立入検査を実施するよう効率的、効果的な立入検査の実施に取り組んでいる。（全国の消防機関が行った立入検査回数は、図5参照）。

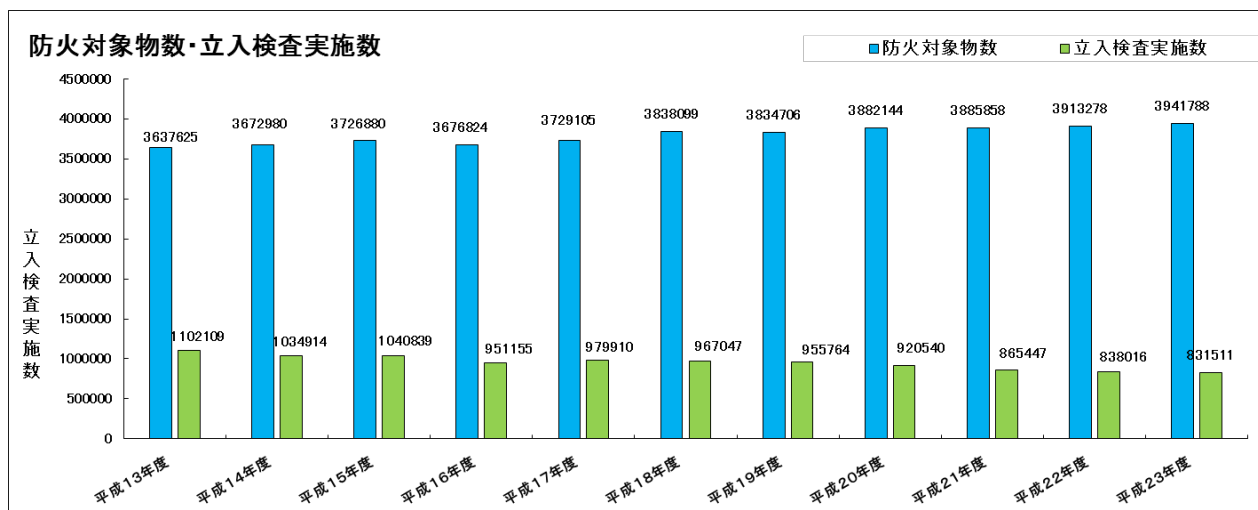


図5 防火対象物数・立入検査実施数（平成13年度～平成23年度）

しかしながら、今回の火災が発生した建物においては、9年間立入検査が行われていなかったものであり、このことに対して以下の検証結果を踏まえ、立入検査を確実に実施できる対策を講じる必要がある。

また、今回、火災が発生した建物においては、階段部分のたて穴区画がないことや、耐火建築物が義務となる建築物に、木造部分が接続されていた違法建築物であったことなどが、被害を拡大させた大きな要因である。消防本部においては、従前から建築基準法等の火災危険の観点も含めて立入検査を実施しているところであ

るが、立入検査標準マニュアルにおいては、防火安全上特に重要となる建築基準法への適合状況の検査基準について明記されていないことから、既存不適格の建築物など防火対象物の危険実態に応じた立入検査を実施できるよう対策を講じる必要がある。

福山地区消防組合における検証結果

- ・ 査察規程に基づき計画するという意識が希薄であった。
- ・ 査察実施計画の作成手順がルール化されていなかった。
- ・ 査察実施計画の作成段階において、最終査察実施日を考慮していなかった。

(第3回 福山地区消防組合火災予防査察調査委員会 資料より抜粋)

ウ 今回の火災を踏まえた対応の考え方

(ア) 立入検査の確実な実施

立入検査の実施状況、検証結果を踏まえ、立入検査の確実な実施を図るためには、立入検査実施計画策定時において、複数の眼で確認できる体制を構築させることが重要である。具体的には、防火対象物データベース等から、その用途・規模・収容人員等による一般的火災危険性のほか、過去の立入検査指摘事項の改修状況や最終査察実施日等を勘案して判断することや、立入検査実施計画を策定する消防署内部等において、ダブルチェック体制が確立されるよう、消防本部全体で検討することにより、火災危険性が高い防火対象物について立入検査実施漏れがない体制を構築していくことが必要である。

(イ) 危険性を踏まえた立入検査の実施

立入検査は、すべての防火対象物について定期的に実施することが望ましいものであるが、火災危険性が異なる防火対象物を同列にして、機械的・画一的に立入検査を実施していたのでは、人命危険の高い危険な対象物を改善させるための体制として不十分である。

このため、建築構造等3項目（建築構造、防火区画、階段）への適合性も考慮して防火対象物の危険実態を把握していた「旧適マーク制度」の観点も加えて人命危険の高い防火対象物のふり分けを行っていくことが重要である。

この際、前回の立入検査の状況のほか、防火対象物定期点検報告制度や消防用設備等点検報告制度などを活用し、人命危険の高い対象物の検査頻度を上げていくことや、建築部局等の関係行政機関と消防部局との間において、人命危険の高い建築物の情報に加えて、新たに把握した危険性の高い業態などの情報も共有し、防火対象物の査察の優先度を整理していくことが必要である（改正通知については、資料3参照）。

(4) 違反処理の推進方策について

ア 違反処理に係る制度の概要

消防機関は、立入検査等により判明した防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置等について、消防長又は消防署長は、消防法第8条、第8条の2又は第17条の4の規定に基づき、防火管理者の選任、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置等必要な措置を講じるべきことを命ずることができる。また、火災予防上危険であると認める場合には、消防法第5条、第5条の2又は第5条の3の規定に基づき、当該防火対象物の改修、移転、危険排除等の必要な措置や使用禁止、制限等を命ずることができる」とされている。

これらの一連の処理を円滑に進めるため、消防庁では、違反の是正を迅速かつ的確に行うための処理手順、処理事項及びその解説等で構成した「違反処理標準マニュアル」を作成し、消防機関の違反是正に係る規程の整備等に資するため示している。この中で、違反処理の手順として、違反を覚知した場合、違反調査を行い、その結果に基づき、警告、命令等の手続きに進むことを示している。

また、各消防本部における違反是正を支援するため、平成22年2月から、各消防本部等からの依頼に基づき、必要な知識又は経験を有する消防職員（違反是正支援アドバイザー）の派遣を行うとともに、違反処理の事例等を掲載した「違反処理データベース」を消防機関向けのホームページで公開している（参考資料7）。

イ 違反処理の実施状況

平成13年の新宿区歌舞伎町ビル火災を契機とした消防法の一部改正を受け、消防機関においては、火災発生時における人命の危険性やその違反の重大性を踏まえ、小規模雑居ビル等の防火対象物に対する違反是正に取り組んできたところである（命令の件数の推移については、表7参照）。

表7 命令の件数の推移

命令の種類	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
防火対象物の火災予防措置命令 (消防法第5条)	18 (16)	14 (10)	11 (8)	11 (10)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	7 (6)	2 (1)	14 (14)	3 (3)
防火対象物の使用禁止、停止制限命令 (消防法第5条の2)		3 (1)	7 (7)	5 (5)	7 (5)	8 (8)	5 (5)	11 (11)	6 (6)	8 (7)	0 (0)
吏員による火災予防、消防活動障害除去命令 (消防法第5条の3)		56 (56)	365 (365)	299 (299)	320 (320)	265 (265)	304 (304)	224 (224)	239 (239)	211 (210)	92 (90)
防火管理に関する命令 (消防法第8条及び第8条の2)	5 (3)	14 (8)	27 (23)	12 (12)	14 (9)	0 (0)	1 (1)	13 (10)	6 (5)	9 (9)	0 (0)
消防用設備等に関する措置命令 (消防法第17条の4)	9 (4)	48 (33)	69 (47)	68 (67)	25 (16)	14 (7)	36 (28)	40 (21)	53 (29)	32 (24)	21 (13)
合計	32 (23)	135 (108)	479 (450)	395 (393)	372 (356)	287 (280)	346 (338)	295 (272)	306 (280)	274 (264)	116 (106)

※表中（ ）内は、是正された件数を表す。

しかしながら、福山地区消防組合における以下の検証結果では、今回火災が発生した建物に対しては、立入検査結果通知書を繰り返し交付するにとどまり、違反処理に移行する取り組みが行われておらず、これまで行政指導が慣例化されてきたことや、改善計画書の提出を求めるなど継続した是正への取組が行われていなかったことなど、違反処理の推進に向けた体制が整っていなかったことが課題となっている。

福山地区消防組合における検証結果

- ・違反対象物に対しては、立入検査結果通知書を交付することにとどまっていた。
- ・違反事項については、相手の改善の取組に期待し、改善計画書の提出を求めるなど継続した是正への取組が行われていなかった。
- ・是正指導に従わない防火対象物の所有者等に対して、違反処理が行われていなかった。

(第4回 福山地区消防組合火災予防査察調査委員会 資料より抜粋)

ウ 今回の火災を踏まえた対応の考え方

(ア) 危険性・悪質性に応じた違反処理

今回の火災における違反是正への対応を踏まえ、立入検査で見つかった違反対象物については、特に人命危険の高い対象物を選別する基準を作成し、この基準により対象物をふるい分けして、危険性や悪質性の高いものを徹底的に改善させていく対応が必要であり、その中でも特に人命危険の高い対象物には、使用停止命令を含めた厳格な措置を実施し、命令・公示を行っていく必要がある。

消防機関における違反の是正における危険性、悪質性の基準としては、以下のとおりの基準とし、違反処理標準マニュアルを改正していくべきである(改正通知については、資料3参照)。

危険性・悪質性に係る基準

- ① 火災が発生した場合に、初期消火、避難等において特に重要である消防用設備等(スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備)が設置、維持されていないもの。
- ② 建築構造等3項目(建築構造、防火区画、階段)への適合性のない対象物における消防法令の継続した同一事項の違反

(イ) 効率的な違反処理事務の実施

予防行政においては、違反是正に係る業務の他、住民への防火指導等による出火防止のための対策や火災発生時の人的・物的被害の軽減を図ることも重要な要素であることから、全体の業務バランスを考慮しながら、効率的に違反是正を推進していく必要がある。

このため、違反処理をさらに効果的・効率的に推進するため、命令の前段階である警告を実施する際、現在、作成に時間を要している実況見分調書の記載方法について、写真に補足説明を加えるようにするなど、記載内容の簡略化を図っていくことが適当であると考えられることから、これらを踏まえ、今後、違反処理標準マニュアルを改正していくべきである（改正通知については、資料3参照）。

(ウ) 建築部局と連携した違反処理の推進

危険性や悪質性の高いものを徹底的に改善させていくため、立入検査等において建築基準法の違反を覚知した場合には、建築部局と情報を共有し、一層の連携を図っていくことが必要である。

(エ) 違反是正体制の整備及び支援

今後の違反是正の推進に向けた課題としては、消防本部における業務執行体制として、違反処理を推進する専任職員の配置や、毎日勤務や交替勤務など勤務形態に応じた違反処理事務の役割分担、署の違反処理業務を消防本部が支援する体制の整備が挙げられる。

また、国の支援体制として、消防大学校において、現在の予防行政に係る研修に加えて、消防本部の幹部職員に対する違反是正に関する講義の実施や、違反是正に特化した短期間での集中的な研修を新たに実施していくべきである。

さらに、現行の違反是正支援アドバイザー制度を拡充し、弁護士による法的相談やアドバイスを得られる体制の充実についても検討するとともに、違反是正研修会を引き続き全国的に推進し、違反是正データベースシステムに違反是正支援アドバイザーの派遣事例を追加するなど、その内容を充実させていくことも検討していく必要がある（国の支援体制に係る通知等については参考資料8・9参照）。

(5) 火災予防上の危険に係る公表制度のあり方について

ア 公表制度に関する制度の概要及び現状（参考資料 10）

(ア) 防火対象物定期点検報告制度及び自主点検報告表示制度

現在、消防法令に適合していることを示す表示として、「防火対象物定期点検報告制度」及び「自主点検報告表示制度」に基づく表示（参考資料 11）が導入されている。

防火対象物定期点検報告制度については、平成 13 年の新宿区歌舞伎町ビル火災を受け、一定規模以上の特定防火対象物に対して、有資格者による点検を義務付け、点検基準に適合している場合、また 3 年間継続して点検を受け、その間の法令の遵守の状況等が優良な場合、関係者が自ら防火対象物に表示することができる制度である。

また、自主点検報告表示制度については、防火対象物定期点検報告制度に該当しない比較的小規模な建築物を対象としており、点検基準に定められた項目に適合している場合、消防機関に報告し、関係者が自ら防火対象物に表示することができるものである。

防火対象物定期点検報告制度は、その点検項目が消防法令に係るものののみであり、建築物の安全の前提となる建築構造等の適合性を踏まえた火災予防上の危険性について、利用者に周知する制度とはなっておらず、また、当該制度の対象も、収容人員 300 人以上の建築物と、屋内の階段が 1 つで地階又は 3 階に特定用途がある建築物に限定されている。

また、自主点検報告表示制度においても、建築構造等の適合性を踏まえた火災予防上の危険性について、利用者に周知する制度となっていない状況にある。

(イ) 違対象物の公表制度

一方、違対象物に係る公表については、平成 13 年の新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえた消防法改正により、防火対象物について火災予防上の危険があることや、消防法令違反を踏まえて消防機関が「命令」を行った際の「公示」が義務付けされている。

公示については、建物への標識の設置及び市町村公報への掲載のほか市町村が定める方法により行うこととなっている。

なお、東京消防庁においては、火災予防条例に基づき、特定の違反を関係者に通知してから一定期間経過後においても同一の違反が認められる場合は、違反の内容をホームページや管轄消防署の窓口において防火対象物の利用者自らが安全情報を閲覧できる「違対象物の公表制度」を制定している（参考資料 12）。

イ 今回の火災を踏まえた対応の考え方

(ア) 旧適マーク制度の再評価

ホテル・旅館等は、不特定多数の者が利用する就寝施設であり、またその利用者は、その地域の住民に限らず全国から集まるため、建築物の防火安全に関する情報を有していないことがほとんどである。

こうしたホテル・旅館等の不特定多数の者を収容する建築物の火災による惨事を防止するためには、建築物の関係者自らが防火に対する認識を高め対応するとともに、必要な場合には消防機関が消防法令違反に対して厳格に違反是正を図ることが前提であるが、住民に対して建築物の防火管理、消防用設備等の設置状況とともに、重要な建築基準への適合性の情報を提供し、利用者の選択を通じて防火安全体制の確立を促すことも必要である。

こうした必要性から、平成15年まで実施していた「旧適マーク制度」の仕組みを再評価し、新たな制度として構築することも一つの方策となり得るものと考えられる。

「旧適マーク制度」については、火災危険性の評価や公表等の仕組みが的確に整理されており、広く国民、関係業界にも浸透していた制度であったが、歌舞伎町ビル火災を踏まえた消防法改正により、防火対象物定期点検報告制度が導入されたことを契機に廃止されたものである。また、「旧適マーク制度」は、申請主義ではなく該当する対象を全て検査対象としていたことから、立入検査等の業務に多大な消防職員の体制を必要としていたとの指摘がある。

なお、東京消防庁では、「旧適マーク制度」の廃止後、総合的な防火安全性の認定に関するホテル業界等からの要望もあり、申請に基づき、消防法令に加えて建築基準への適合性も確認する「優良防火対象物認定表示制度(優マーク制度)」を発足している(参考資料11)。

今後、新たな表示制度を整備する場合は、消防の検査等の負担を軽減することが必要である。

(イ) 新たな表示制度の検討

総合的に考慮すると、消防法令に加えて重要な建築基準への適合性も確認していた「旧適マーク制度」の点検項目を基本として、事業者の申請に基づき消防機関が認定する制度を、防火対象物定期点検報告制度等の活用や建築部局との情報共有により消防の検査等の負担の軽減を図り整備することが必要である(資料5)。また、ホテル・旅館等の利用者は、その地域の住民に限らず全国から集まることから、統一的な運用が望ましいものであり、国民の理解の促進のためにも、現在の各種制度(防火対象物定期点検報告制度、防火対象物定期点検報告制度の

特例認定、自主点検報告表示制度）や表示（マーク）について、混乱を生じないよう整理するとともに、運用にあたっては、新たな表示制度の対象とならない小規模施設にも配慮していくことが望まれる。さらに、インターネット等による宿泊予約が多く利用されてきているため、インターネット時代に対応した公表の方法についても検討する必要がある。

なお、検討にあたっては、実効性のある制度を構築するため、パブリックコメントの実施により、広く国民からの意見を聞き、制度に反映させることが重要である。

（ウ） 違反対象物の公表方法の検討（資料４）

現行の規定により消防本部が命令を行った場合の公示は、違反対象物への命令内容の掲示及び市町村公報への掲載のみが義務づけられ、その他の方法については市町村長が定めることとなっているが、広く全国の利用者等へ情報提供するという観点からインターネットを用いた情報提供を行うことについても検討すべきである。

その際には、より多くの情報を提供し、国民の安全・安心を確保するためにも、ホテル・旅館に限らず、他の用途についても公表することが適当である。

また、現在消防機関が「命令」を行う場合の事務量が膨大、かつ、煩雑になっていること等から、違反対象物の数に対し、命令の発動件数があまり多くなっていないため、現行の是正命令に係る各種の事務手続きを軽減するなどの方策を講ずることが必要である。

更に、（イ）に示すように、法令に適合している対象物を認定する新たな表示制度と併せて、違反対象物の公表も行うことが利用者の立場から非常に効果的であると考えられる。

違反対象物の公表については、平成２２年度に予防行政のあり方に関する検討会において審議され、「実務面で消防機関に相当の負担が生じること等の問題があることから法令で全国一律制度を創設し、地方公共団体に義務付けるのではなく、まずは各市町村による自主的な取組を促していくべき。」とされたところであるが、現時点で取組を行っているのは、平成２３年４月から是正命令前の違反対象物の公表制度の運用を行っている東京消防庁のみである。

このような状況から、東京消防庁での実施例を参考にしながら、他の消防機関で同様の制度を実施する場合の問題点等を整理すること等により、それらを各消防本部へ情報提供を行い、自主的な取り組みについて一層推進を図っていくことが適当である

5 さらに検討事項等について

火災危険性の高い違反対象物を徹底的に改善させていくため、各消防本部における業務執行体制の充実を図る必要があり、違反処理を推進する専任職員の配置や、毎日勤務や交替勤務など勤務形態に応じた違反処理事務の役割分担、署の違反処理業務を消防本部が支援する体制の整備を挙げたところである。

これに際して、小規模な消防本部では、予防・査察業務の専任の担当職員の確保が困難であることや担当職員の専門知識の習得に苦慮している等、予防業務担当者の育成が課題となっている状況も見受けられる。このため、小規模な消防本部における、予防業務担当者の育成や教育・資質向上に係る支援等についての検討が必要である。

6 今後の検討体制

これまでの検討については、「予防行政のあり方に関する検討会」の下に検討部会を設けて、ホテル・旅館等における防火管理を中心に検討を行ってきたところであり、本報告により、今後の基本的な方向を明らかにしたことから、検討部会は初期の目的を達したものとする。

今後は、新たなる実施する制度の効果や問題点等について、実績等を踏まえて分析を行い、国民に安全・安心の確保に向けて、より実効性のある制度構築を図っていくべきである。

さらには、中長期的な課題として、ホテル・旅館等に対して導入される新たな表示制度他の用途への拡大も含めた防火対象物全体の公表制度のあり方や防火対象物定期点検報告制度における課題等についても検討することが必要である。

ホテル・旅館等に係る緊急調査結果【項目別】

平成24年8月15日報告

○調査結果概要

調査全数	797 対象	
何らかの消防法令違反があるもの	549 対象	68.9%
重大な違反があるもの	47 対象	5.9%

※ 調査については、棟単位で実施したもの。

※ 重大な違反とは、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備のいずれかの設備が、その設備の設置義務部分の床面積の過半にわたり設置されていないものをいう。

○規模別施設数

延べ面積	施設数	割合
300㎡未満	10	1.3%
300㎡以上500㎡未満	69	8.7%
500㎡以上700㎡未満	139	17.4%
700㎡以上1,400㎡未満	269	33.8%
1,400㎡以上2,100㎡未満	114	14.3%
2,100㎡以上	196	24.6%

○消防法令違反の状況

調査項目		義務施設数	違反施設数	違反率	違反処理等の状況		
					行政指導	警告書の交付	命令書の交付
消防用設備等	消火器具	797	78	9.8%	76	2	0
	屋内消火栓設備	426	109	25.6%	106	3	0
	スプリンクラー設備	56	14	25.0%	14	0	0
	自動火災報知設備	791	249	31.5%	248	1	0
	消防機関へ通報する火災報知設備	631	70	11.1%	69	1	0
	非常警報設備（器具）	679	60	8.8%	58	2	0
	避難器具	455	74	16.3%	73	1	0
	誘導灯	797	209	26.2%	206	3	0
	その他の消防用設備等	341	32	9.4%	31	1	0
防火管理	防火管理者	797	67	8.4%	67	0	0
	消防計画	797	95	11.9%	93	1	1
	消防訓練	797	353	44.3%	351	1	1
防災規制		797	210	26.3%	209	1	0
消防用設備等点検結果報告		797	186	23.3%	185	1	0
防火対象物点検結果報告		348	129	37.1%	128	0	1
避難上必要な施設等の管理		797	113	14.2%	110	3	0
その他の消防法令違反		797	135	16.9%	134	1	0

○消防法令違反の主な内容

設備の種類	義務施設数	違反施設数		重大な違反以外の主な内容
		重大な違反	重大な違反以外	
屋内消火栓設備	426	33	76	ホースの耐圧試験未実施
スプリンクラー設備	56	1	13	一部散水障害、一部未警戒
自動火災報知設備	791	17	232	感知器の一部未警戒

ホテル・旅館等に係る緊急調査結果【都道府県別】

都道府県	施設数	屋内消火栓設備			スプリンクラー設備			自動火災報知設備			消防訓練の実施			消防用設備等点検結果報告		
		義務 施設数	違反 施設数	違反率	義務 施設数	違反 施設数	違反率	義務 施設数	違反 施設数	違反率	義務 施設数	違反 施設数	違反率	義務 施設数	違反 施設数	違反率
北海道	9	8	0	0.0%	5	4	80.0%	9	1	11.1%	9	0	0.0%	9	0	0.0%
青森県	19	10	3	30.0%	2	1	50.0%	18	8	44.4%	19	6	31.6%	19	3	15.8%
岩手県	16	12	3	25.0%	0	0	0.0%	16	4	25.0%	16	6	37.5%	16	2	12.5%
宮城県	2	1	0	0.0%	0	0	0.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
秋田県	9	2	0	0.0%	0	0	0.0%	8	3	37.5%	9	4	44.4%	9	2	22.2%
山形県	3	2	2	100.0%	0	0	0.0%	3	2	66.7%	3	1	33.3%	3	0	0.0%
福島県	39	34	9	26.5%	5	2	40.0%	39	18	46.2%	39	25	64.1%	39	13	33.3%
茨城県	14	8	1	12.5%	1	0	0.0%	14	5	35.7%	14	3	21.4%	14	4	28.6%
栃木県	29	25	14	56.0%	4	2	50.0%	29	14	48.3%	29	12	41.4%	29	6	20.7%
群馬県	6	3	0	0.0%	0	0	0.0%	6	5	83.3%	6	6	100.0%	6	3	50.0%
埼玉県	2	1	1	100.0%	0	0	0.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%	2	0	0.0%
千葉県	11	5	2	40.0%	0	0	0.0%	11	6	54.5%	11	8	72.7%	11	6	54.5%
東京都	38	13	1	7.7%	1	0	0.0%	38	7	18.4%	38	10	26.3%	38	7	18.4%
神奈川県	39	9	1	11.1%	0	0	0.0%	39	17	43.6%	39	26	66.7%	39	4	10.3%
新潟県	6	5	1	20.0%	0	0	0.0%	6	4	66.7%	6	4	66.7%	6	1	16.7%
富山県	5	2	0	0.0%	0	0	0.0%	5	0	0.0%	5	2	40.0%	5	1	20.0%
石川県	7	4	2	50.0%	2	2	100.0%	7	5	71.4%	7	5	71.4%	7	1	14.3%
福井県	6	3	2	66.7%	0	0	0.0%	6	1	16.7%	6	2	33.3%	6	3	50.0%
山梨県	15	10	4	40.0%	2	0	0.0%	15	4	26.7%	15	10	66.7%	15	6	40.0%
長野県	45	26	7	26.9%	3	0	0.0%	42	18	42.9%	45	28	62.2%	45	14	31.1%
岐阜県	48	36	1	2.8%	2	0	0.0%	48	5	10.4%	48	8	16.7%	48	3	6.3%
静岡県	3	0	0	0.0%	0	0	0.0%	3	1	33.3%	3	1	33.3%	3	0	0.0%
愛知県	31	16	7	43.8%	1	1	100.0%	31	10	32.3%	31	15	48.4%	31	6	19.4%
三重県	18	11	4	36.4%	0	0	0.0%	18	4	22.2%	18	13	72.2%	18	9	50.0%
滋賀県	1	1	0	0.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1	0	0.0%
京都府	12	6	0	0.0%	0	0	0.0%	12	5	41.7%	12	8	66.7%	12	3	25.0%
大阪府	64	31	7	22.6%	2	0	0.0%	64	20	31.3%	64	10	15.6%	64	15	23.4%
兵庫県	25	14	0	0.0%	2	0	0.0%	25	3	12.0%	25	7	28.0%	25	4	16.0%
奈良県	18	15	1	6.7%	2	0	0.0%	18	2	11.1%	18	10	55.6%	18	3	16.7%
和歌山県	22	16	3	18.8%	1	0	0.0%	22	0	0.0%	22	8	36.4%	22	3	13.6%
鳥取県	1	0	0	0.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
島根県	4	2	0	0.0%	0	0	0.0%	4	1	25.0%	4	2	50.0%	4	0	0.0%
岡山県	20	10	6	60.0%	0	0	0.0%	20	13	65.0%	20	16	80.0%	20	10	50.0%
広島県	31	12	1	8.3%	3	0	0.0%	31	5	16.1%	31	4	12.9%	31	4	12.9%
山口県	25	7	0	0.0%	0	0	0.0%	25	4	16.0%	25	0	0.0%	25	4	16.0%
徳島県	3	0	0	0.0%	0	0	0.0%	3	0	0.0%	3	3	100.0%	3	1	33.3%
香川県	7	5	2	40.0%	2	0	0.0%	7	2	28.6%	7	2	28.6%	7	2	28.6%
愛媛県	11	3	3	100.0%	0	0	0.0%	11	4	36.4%	11	7	63.6%	11	3	27.3%
高知県	3	1	0	0.0%	0	0	0.0%	3	3	100.0%	3	2	66.7%	3	1	33.3%
福岡県	29	7	2	28.6%	0	0	0.0%	28	6	21.4%	29	11	37.9%	29	5	17.2%
佐賀県	6	4	1	25.0%	1	0	0.0%	6	1	16.7%	6	2	33.3%	6	1	16.7%
長崎県	19	5	1	20.0%	1	1	100.0%	19	2	10.5%	19	9	47.4%	19	3	15.8%
熊本県	10	7	2	28.6%	0	0	0.0%	10	4	40.0%	10	7	70.0%	10	3	30.0%
大分県	22	13	9	69.2%	0	0	0.0%	22	11	50.0%	22	19	86.4%	22	8	36.4%
宮崎県	11	3	0	0.0%	0	0	0.0%	11	2	18.2%	11	7	63.6%	11	2	18.2%
鹿児島県	12	8	2	25.0%	4	0	0.0%	12	3	25.0%	12	5	41.7%	12	5	41.7%
沖縄県	21	10	4	40.0%	10	1	10.0%	21	14	66.7%	21	16	76.2%	21	11	52.4%
合 計	797	426	109	25.6%	56	14	25.0%	791	249	31.5%	797	353	44.3%	797	186	23.3%

ホテル・旅館等に係るフォローアップ調査結果【項目別】

資料2

平成25年2月15日報告

○調査結果概要

調査全数	703 対象	
何らかの消防法令違反があるもの	361 対象	51.4%
重大な違反があるもの	35 対象	5.0%

※ 調査対象施設数は棟単位とし、平成24年8月15日以降に廃止された施設等は除く。

※ 重大な違反とは、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備のいずれかの設備が、その設備の設置義務部分の床面積の過半にわたり設置されていないものをいう。

○規模別施設数

延べ面積	施設数	割合
300㎡未満	10	1.4%
300㎡以上500㎡未満	63	9.0%
500㎡以上700㎡未満	124	17.6%
700㎡以上1,400㎡未満	239	34.0%
1,400㎡以上2,100㎡未満	96	13.7%
2,100㎡以上	171	24.3%

○消防法令違反の状況

調査項目		義務施設数	違反施設数	違反率	違反処理等の状況		
					行政指導	警告書の交付	命令書の交付
消防用設備等	消火器具	702	53	7.5%	50	3	0
	屋内消火栓設備	378	80	21.2%	73	7	0
	スプリンクラー設備	51	9	17.6%	8	1	0
	自動火災報知設備	694	160	23.1%	152	8	0
	消防機関へ通報する火災報知設備	559	54	9.7%	51	3	0
	非常警報設備（器具）	593	62	10.5%	57	5	0
	避難器具	398	50	12.6%	47	3	0
	誘導灯	703	145	20.6%	137	8	0
	その他の消防用設備等	298	25	8.4%	22	3	0
防火管理	防火管理者	703	31	4.4%	31	0	0
	消防計画	703	63	9.0%	60	2	1
	消防訓練	703	210	29.9%	207	2	1
防災規制		703	119	16.9%	114	5	0
消防用設備等点検結果報告		703	99	14.1%	94	5	0
防火対象物点検結果報告		301	89	29.6%	88	1	0
避難上必要な施設等の管理		703	72	10.2%	68	4	0
その他の消防法令違反		703	71	10.1%	67	4	0

○消防法令違反の主な内容

設備の種類	義務施設数	違反施設数		重大な違反以外の主な内容
		重大な違反	重大な違反以外	
屋内消火栓設備	378	23	57	ホースの耐圧試験未実施
スプリンクラー設備	51	1	8	一部散水障害、一部未警戒
自動火災報知設備	694	14	146	感知器の一部未警戒

ホテル・旅館等に係るフォローアップ調査結果【都道府県別】

都道府県	施設数	屋内消火栓設備			スプリンクラー設備			自動火災報知設備			消防訓練の実施			消防用設備等点検結果報告		
		義務 施設数	違反 施設数	違反率	義務 施設数	違反 施設数	違反率	義務 施設数	違反 施設数	違反率	義務 施設数	違反 施設数	違反率	義務 施設数	違反 施設数	違反率
北海道	6	5	0	0.0%	4	0	0.0%	6	0	0.0%	6	0	0.0%	6	0	0.0%
青森県	19	9	1	11.1%	2	1	50.0%	18	6	33.3%	19	6	31.6%	19	3	15.8%
岩手県	13	10	2	20.0%	0	0	0.0%	13	1	7.7%	13	4	30.8%	13	0	0.0%
宮城県	2	1	0	0.0%	0	0	0.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
秋田県	9	2	0	0.0%	0	0	0.0%	8	1	12.5%	9	0	0.0%	9	1	11.1%
山形県	3	2	2	100.0%	0	0	0.0%	3	1	33.3%	3	0	0.0%	3	0	0.0%
福島県	39	34	10	29.4%	5	2	40.0%	39	17	43.6%	39	18	46.2%	39	9	23.1%
茨城県	13	8	1	12.5%	1	0	0.0%	13	4	30.8%	13	3	23.1%	13	4	30.8%
栃木県	20	18	7	38.9%	4	1	25.0%	20	9	45.0%	20	7	35.0%	20	1	5.0%
群馬県	6	3	0	0.0%	0	0	0.0%	6	3	50.0%	6	5	83.3%	6	2	33.3%
埼玉県	2	1	0	0.0%	0	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
千葉県	11	5	2	40.0%	0	0	0.0%	11	4	36.4%	11	3	27.3%	11	2	18.2%
東京都	30	10	1	10.0%	0	0	0.0%	30	2	6.7%	30	1	3.3%	30	0	0.0%
神奈川県	34	7	0	0.0%	0	0	0.0%	34	10	29.4%	34	9	26.5%	34	3	8.8%
新潟県	4	4	0	0.0%	0	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%
富山県	5	2	0	0.0%	0	0	0.0%	5	0	0.0%	5	2	40.0%	5	0	0.0%
石川県	5	3	0	0.0%	2	2	100.0%	4	2	50.0%	5	2	40.0%	5	1	20.0%
福井県	6	3	2	66.7%	0	0	0.0%	6	1	16.7%	6	2	33.3%	6	3	50.0%
山梨県	15	10	3	30.0%	0	0	0.0%	15	4	26.7%	15	8	53.3%	15	4	26.7%
長野県	43	24	9	37.5%	2	1	50.0%	40	18	45.0%	43	20	46.5%	43	11	25.6%
岐阜県	46	35	1	2.9%	2	0	0.0%	46	3	6.5%	46	4	8.7%	46	1	2.2%
静岡県	3	1	1	100.0%	0	0	0.0%	3	1	33.3%	3	0	0.0%	3	0	0.0%
愛知県	29	16	5	31.3%	1	1	100.0%	29	7	24.1%	29	10	34.5%	29	4	13.8%
三重県	18	10	3	30.0%	1	0	0.0%	18	4	22.2%	18	11	61.1%	18	5	27.8%
滋賀県	1	1	0	0.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
京都府	9	5	0	0.0%	0	0	0.0%	9	3	33.3%	9	3	33.3%	9	1	11.1%
大阪府	50	27	6	22.2%	2	0	0.0%	50	7	14.0%	50	3	6.0%	50	1	2.0%
兵庫県	18	12	0	0.0%	2	0	0.0%	18	1	5.6%	18	3	16.7%	18	2	11.1%
奈良県	11	11	1	9.1%	2	0	0.0%	11	2	18.2%	11	6	54.5%	11	2	18.2%
和歌山県	20	15	2	13.3%	1	0	0.0%	20	0	0.0%	20	5	25.0%	20	1	5.0%
鳥取県	1	0	0	0.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
島根県	4	2	0	0.0%	0	0	0.0%	4	1	25.0%	4	1	25.0%	4	0	0.0%
岡山県	16	9	4	44.4%	0	0	0.0%	16	7	43.8%	16	9	56.3%	16	5	31.3%
広島県	25	10	0	0.0%	3	0	0.0%	25	2	8.0%	25	1	4.0%	25	2	8.0%
山口県	24	7	0	0.0%	0	0	0.0%	24	0	0.0%	24	2	8.3%	24	0	0.0%
徳島県	3	0	0	0.0%	0	0	0.0%	1	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%
香川県	5	4	0	0.0%	2	0	0.0%	5	1	20.0%	5	0	0.0%	5	0	0.0%
愛媛県	10	2	2	100.0%	0	0	0.0%	9	3	33.3%	10	8	80.0%	10	3	30.0%
高知県	3	1	0	0.0%	0	0	0.0%	3	1	33.3%	3	2	66.7%	3	1	33.3%
福岡県	27	7	2	28.6%	0	0	0.0%	27	3	11.1%	27	6	22.2%	27	3	11.1%
佐賀県	6	4	1	25.0%	1	0	0.0%	6	1	16.7%	6	1	16.7%	6	1	16.7%
長崎県	18	4	0	0.0%	1	0	0.0%	18	1	5.6%	18	8	44.4%	18	3	16.7%
熊本県	8	5	2	40.0%	0	0	0.0%	8	2	25.0%	8	6	75.0%	8	1	12.5%
大分県	20	10	4	40.0%	0	0	0.0%	20	9	45.0%	20	6	30.0%	20	3	15.0%
宮崎県	11	2	0	0.0%	0	0	0.0%	11	2	18.2%	11	4	36.4%	11	2	18.2%
鹿児島県	11	8	2	25.0%	4	0	0.0%	11	3	27.3%	11	4	36.4%	11	2	18.2%
沖縄県	21	9	4	44.4%	9	1	11.1%	21	12	57.1%	21	16	76.2%	21	11	52.4%
合 計	703	378	80	21.2%	51	9	17.6%	694	160	23.1%	703	210	29.9%	703	99	14.1%

消 防 予 第 1 1 9 号
平成 2 5 年 3 月 2 6 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長
(公 印 省 略)

「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」の一部改正について

平成 2 4 年 5 月 1 3 日に発生した福山市のホテル火災を受けて、「ホテル火災対策検討部会」において行われた検討結果を踏まえ、「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」の送付について（平成 1 4 年 8 月 3 0 日付け消防安第 3 9 号）について、その一部を下記のとおり改正することとしましたので通知します。

つきましては、改正内容に留意の上、危険性・悪質性の高い防火対象物等に対する立入検査及び違反是正について、より一層の推進を図られますようお願いいたします。

また、危険性・悪質性に応じた立入検査及び違反是正を実施するためには、現行の消防機関が有している情報を活用することに加え、防火安全上特に重要な建築基準法令への適合状況について考慮することが必要であることから、建築関係機関とのさらなる連携強化を図られますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴管内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 3 7 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 立入検査標準マニュアルの改正概要

(1) 立入検査の確実な実施

火災危険性が高い防火対象物に対して、次の事項等を勘案し、立入検査実施漏れがない体制を構築する旨を追加。

- ・用途・規模・収容人員等による一般的火災危険性
- ・過去の立入検査指摘事項の改修状況や最終査察実施日
- ・立入検査計画策定段階における消防署内部等でのダブルチェック体制 など

(2) 危険性を踏まえた立入検査の実施

次の情報を活用し、人命危険の高い対象物の検査頻度を上げていくことや、立入検査実施計画策定時、立入検査の優先度を整理することが必要である旨を追加。

- ・ 前回の立入検査の状況
- ・ 防火対象物定期点検報告制度や消防用設備等点検報告制度
- ・ 建築基準法令（建築構造、防火区画、階段）の適合状況 など

2 違反処理標準マニュアルの改正概要

(1) 危険性・悪質性に応じた違反処理の実施

危険性や悪質性の高い対象物の中で、特に人命危険の高い対象物には、違反を徹底的に改善させていく対応が必要であることから、使用停止命令を含めた厳格な措置を実施し、命令・公示を行っていく必要がある旨を追加。

危険性や悪質性の判断基準については、以下の事項を勘案することを追加。

- ・ 初期消火、避難等において特に重要である消防用設備等（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備）が設置、維持されていないもの
- ・ 建築構造等3項目（建築構造、防火区画、階段）への適合性のない対象物における消防法令の継続した同一事項の違反

(2) 効率的な違反処理事務の実施

違反処理の推進のため、現在、作成に時間を要している実況見分調書の記載方法について、行政指導である警告を行う場合、命令処分を早急に行う場合など、違反処理区分及び違反事実の実態に応じて作成する旨を追加。

(3) その他

違反処理手続の書類の作成に係る記述部分を「第1 違反処理要領」の「解説等」から「第4 違反処理関係書式の記入要領等」へ集約し、各種書式作成例を記入要領に合わせて組み替えたこと。

3 新旧対照表

- (1) 立入検査標準マニュアル
別添1のとおり
- (2) 違反処理標準マニュアル
別添2のとおり

4 その他

- (1) 平成24年6月に公布された「消防法の一部を改正する法律」（平成24年法律第38号）に係る改正については、別途実施する予定であること。
- (2) 本改正を反映させたマニュアル全文については、違反処理データベース及び違反是正支援センターのホームページにおいて後日掲載する予定であること。

【連絡先】

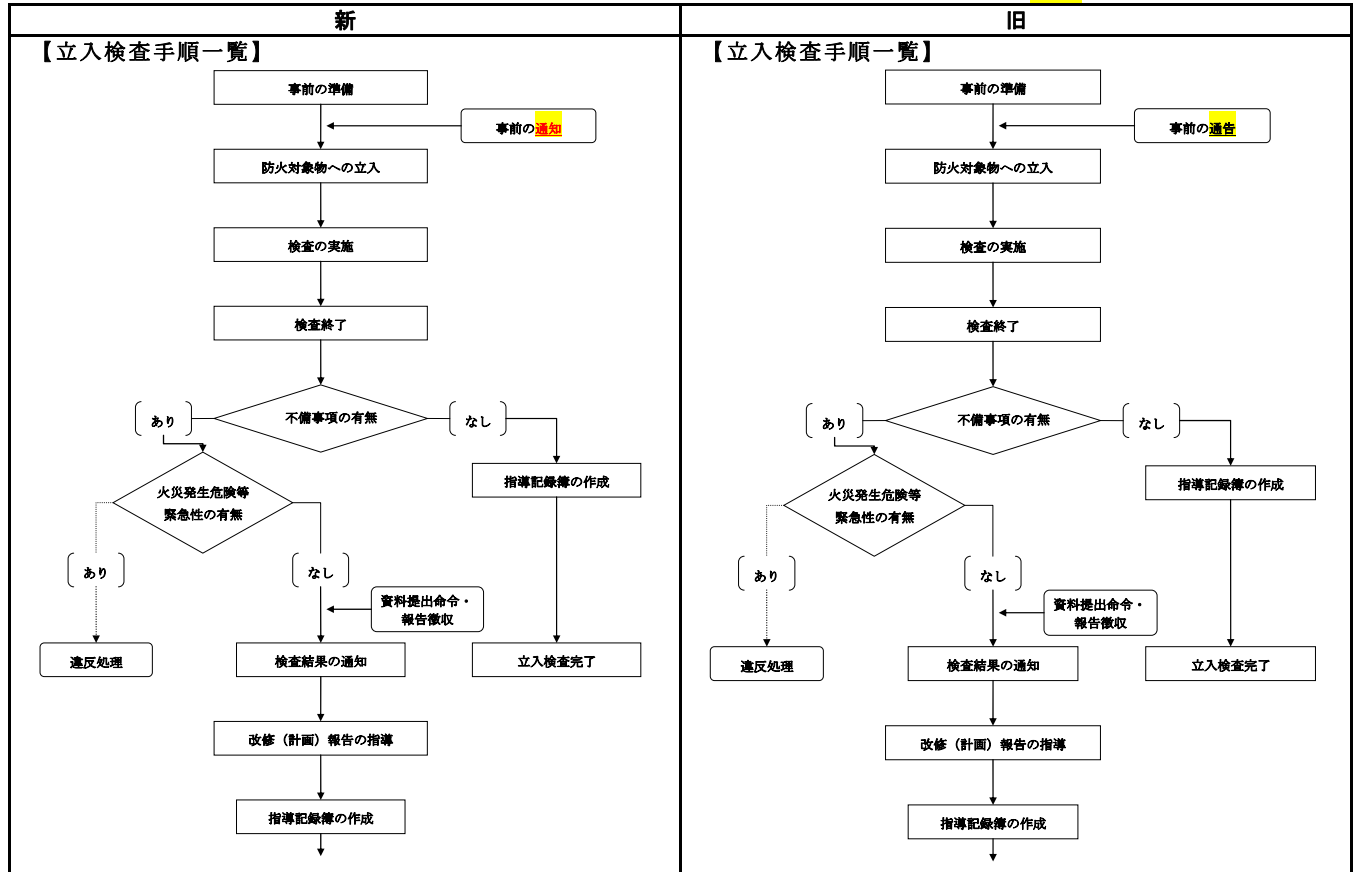
消防庁予防課 齋藤・緒方

電 話：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

e-mail：y.ogata@soumu.go.jp

立入検査標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）



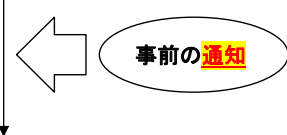
立入検査標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
第1 立入検査要領 1 事前の準備 解説等 重点的、効率・効果的な立入検査 管内の防火対象物の火災危険性や防火の取組状況に鑑み、法令遵守の状況が優良でない防火対象物や万が一火災が発生した場合の火災危険性が高いと考えられる防火対象物等、火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物を重点的に立入検査することが実施体制、実施対象及び頻度、検査方法、検査項目等の立入検査の実施方針を規程等により明確化し、実施計画を策定して、効率・効果的な立入検査を実施する。 また、関係行政機関からの提供情報、過去の指導状況等を踏まえ、必要に応じて、連携体制を整備した関係行政機関との合同立入検査を実施する（「風俗営業の用途に供される営業所を含む防火対象物の防火安全対策における風俗営業行政との連携について」（平成13年11月12日消防予第393号）を参考とする。）。 （立入検査実施計画の策定） 立入検査は、火災予防のため、すべての防火対象物について、長期間立入検査が未実施とならないように、定期的に実施することが必要である。 しかし、消防本部における組織、人員、予算等と、増大する消防行政需要を勘案すると、そのように立入検査を定期的に実施することが困難な場合がある。 また、特定用途とそれ以外の用途、法令の遵守が適正である対象物とそうでない対象物など、それぞれ危険性が異なる防火対象物について、画一的に立入検査を実施することは非効率的である。	第1 立入検査要領 1 事前の準備 解説等 重点的、効率・効果的な立入検査 管内の防火対象物の実情に応じて、法令遵守の状況が優良でない防火対象物や万が一火災が発生した場合の火災危険性が高いと考えられる防火対象物等、火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物を重点的に立入検査することが実施体制、実施対象及び頻度、検査方法、検査項目等の立入検査の実施方針を規程等により明確化し、実施計画を策定して、効率・効果的な立入検査を実施する。 また、関係行政機関からの提供情報、過去の指導状況等を踏まえ、必要に応じて、連携体制を整備した関係行政機関との合同立入検査を実施する（「風俗営業の用途に供される営業所を含む防火対象物の防火安全対策における風俗営業行政との連携について」（平成13年11月12日消防予第393号）を参考とする。）。 （立入検査実施計画の策定） 立入検査は、火災予防のため、すべての防火対象物について、長期間立入検査が未実施とならないように、定期的に実施することが必要である。 しかし、消防本部における組織、人員、予算等と、増大する消防行政需要を勘案すると、そのように立入検査を定期的に実施することが困難な場合がある。 また、特定用途とそれ以外の用途、法令の遵守が適正である対象物とそうでない対象物など、それぞれ危険性が異なる防火対象物について、画一的に立入検査を実施することは非効率的である。

立入検査標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
このため、各消防本部・消防署においては、管内の防火対象物についてその危険実態に応じて立入検査の必要性を検討し、効率的に立入検査を実施していくことが必要である。 立入検査の必要性の検討にあたっては、その用途・規模・収容人員等による一般的火災危険性のほか、以下に掲げる事項を考慮することが重要である。 ・過去の立入検査指摘事項の改修状況や点検結果報告等の自主管理の実施状況 ・火災が発生した場合の人命危険や社会的影響の度合い ・気候風土等による予防行政需要の地域特性 ・建築基準法令（建築構造、防火区画、階段）の適合状況 ・その他火災予防上の必要性等 これらにより、立入検査の優先順位を決定し、、その検査方法や実施者等を定めるなど、消防組織法第6条（市町村の消防責任）を踏まえて、消防本部の管内特性に応じた立入検査実施計画を年度等の単位で策定することが必要である。 このためには、査察台帳、防火対象物データベース等において管内の防火対象物について網羅的にその概要や自主管理の状況、違反の有無等の過去の立入検査の実施状況及びその結果等を把握し、危険性の高い防火対象物が長期間立入検査未実施とならないよう、複数の視点から確認するチェック体制を構築することが必要である。 また、各消防本部においては、策定された立入検査実施計画について、月間、四半期等の期間でその進捗状況を常に把握等して着実に業務管理を行っていくことが必要である。 さらに、消防法令に定めるもののほか、防火安全上特に	このため、各消防本部・消防署においては、管内の防火対象物についてその危険実態に応じて立入検査の必要性を検討し、効率的に立入検査を実施していくことが必要である。 立入検査の必要性の検討にあたっては、その用途・規模・収容人員等による一般的火災危険性のほか、過去の立入検査指摘事項の改修状況や点検結果報告等の自主管理の実施状況、火災が発生した場合の人命危険や社会的影響の度合い、気候風土等による予防行政需要の地域特性その他の火災予防上の必要性等を考慮することが重要であり、これを 立入検査の優先順位に従って区分するとともに、その検査方法や実施者等を定める等により、消防組織法第6条（市町村の消防責任）を踏まえて、消防本部の管内特性に応じた立入検査実施計画を年度等の単位で策定することが必要である。 このためには、査察台帳等において管内の防火対象物について網羅的にその概要や自主管理の状況、違反の有無等の過去の立入検査の実施状況及びその結果等を把握し、危険性の高い防火対象物が長期間立入検査未実施となることを防止できる体制作りが必要である。 また、各消防本部においては、策定された立入検査実施計画について、月間、四半期等の期間でその進捗状況を常に把握等して着実に業務管理を行っていくことが必要である。

立入検査標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
重要である建築基準法令（建築構造、防火区画、階段）の適合状況については、建築部局において保有している定期報告や立入調査等の情報を共有するなど、関係行政機関と連携していくことが重要である。	
(4) 関係者に関する情報の確認 解 説 等 住所、氏名等の確認 防火対象物の関係者の住所、氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）等について、届出書等により確認する。事前に通知することを予定している場合は、その連絡先についても確認する。 立入検査の相手方の対応 過去の立入検査の結果等から、立入検査の拒否など相手方のとった対応について、記録されているときは、事前に通知し、相手方の承諾を得てから出向くようにするなど立入検査を円滑に実施できるような方策について検討する。	(4) 関係者に関する情報の確認 解 説 等 住所、氏名等の確認 防火対象物の関係者の住所、氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）等について、届出書等により確認する。事前に通告することを予定している場合は、その連絡先についても確認する。 立入検査の相手方の対応 過去の立入検査の結果等から、立入検査の拒否など相手方のとった対応について、記録されているときは、事前に通告し、相手方の承諾を得てから出向くようにするなど立入検査を円滑に実施できるような方策について検討する。
2 事前の通知 検 査 手 順 	2 事前の通告 検 査 手 順 

立入検査標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
実 施 事 項 2 事前の通知 ・立入検査の相手方に対する事前の通知の必要性を検討する。 ・検討した結果、必要と認められる場合は通知する。	実 施 事 項 2 事前の通告 ・立入検査の相手方に対する事前の通告の必要性を検討する。 ・検討した結果、必要と認められる場合は通告する。
解 説 等 事前の通知の必要性 法令上は事前の通知を必要としないが、相手方の個人の生活、経済活動の自由等への関与の程度と火災予防上の必要性を比較し、事前に通知するかどうかを検討する。 (必要と考えられる場合) 立入検査を実施するにあたり、次の場合など、できる限り事前の通知を実施し、相手方と日程調整を行う。 ・既に把握している違反事実の改修指導で立入検査の相手方と面談する必要があるとき。 ・消防対象物の位置、構造等について正確な情報の入手、検査実施時の安全確保等の観点から立入検査の相手方の立会を求める必要があるとき。 (不要と考えられる場合) 過去の違反状況等を勘案し、事前に通知しては効果的な立入検査が実施できないおそれがある次の例の場合は、事前の通知を実施しない。ただし、事前の通知を行わない抜き打ち検査を繰り返して関係者の営業活動等を阻害することのないよう配慮する。 ・階段部分への物件存置や自動火災報知設備のベル停止など、事前に通知すると、一時的に是正され、防火対象物	解 説 等 事前の通告の必要性 法令上は事前の通告を必要としないが、相手方の個人の生活、経済活動の自由等への関与の程度と火災予防上の必要性を比較し、事前に通告するかどうかを検討する。 (必要と考えられる場合) 立入検査を実施するにあたり、次の場合など、できる限り事前の通告を実施し、相手方と日程調整を行う。 ・既に把握している違反事実の改修指導で立入検査の相手方と面談する必要があるとき。 ・消防対象物の位置、構造等について正確な情報の入手、検査実施時の安全確保等の観点から立入検査の相手方の立会を求める必要があるとき。 (不要と考えられる場合) 過去の違反状況等を勘案し、事前に通告しては効果的な立入検査が実施できないおそれがある次の例の場合は、事前の通告を実施しない。ただし、事前の通告を行わない抜き打ち検査を繰り返して関係者の営業活動等を阻害することのないよう配慮する。 ・階段部分への物件存置や自動火災報知設備のベル停止など、事前に通告すると、一時的に是正され、防火対象物

立入検査標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
の法令違反の実態が正確に把握できないおそれのあるとき。 ・法令違反があることの通報を受けて立入検査を行うとき。 ・事前の通知を行う相手方の特定が困難なとき。	の法令違反の実態が正確に把握できないおそれのあるとき。 ・法令違反があることの通報を受けて立入検査を行うとき。 ・事前の通告を行う相手方の特定が困難なとき。
4 検査の実施 実 施 事 項 (1) 検査実施前に行う打ち合わせの内容 ・スケジュール等の説明 ・立会の依頼 ・事前準備において不明確であった事項等の確認 ・営業許可証等から関係者に関する情報の確認 ・防火対象物の実態の変化についての確認 ・その他必要な事項の確認 ・立入検査の効率化への配慮 ※ 事前通知なしの立入検査を行う場合は、打ち合わせを省略できる。	4 検査の実施 実 施 事 項 (1) 検査実施前に行う打ち合わせの内容 ・スケジュール等の説明 ・立会の依頼 ・事前準備において不明確であった事項等の確認 ・営業許可証等から関係者に関する情報の確認 ・防火対象物の実態の変化についての確認 ・その他必要な事項の確認 ・立入検査の効率化への配慮 ※ 事前通告なしの立入検査を行う場合は、打ち合わせを省略できる。

立入検査標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所… ）

新	旧
第2 小規模雑居ビル立入検査時の留意事項 1～4（略） 5 関係者への指導要領等 小規模雑居ビルの火災危険性、防火管理の実態等、2に掲げる特徴を踏まえ、立入検査の実施に際しては、次の点に留意して関係者に対応する必要がある。 (1) （略） (2) 避難施設等の管理状況や自動火災報知設備の受信機の電源遮断や音響停止など、事前に通知すると関係者により一時的に是正され、法令違反の実態を正確に把握することが難しい場合は、事前の通知を行わずに立入検査を実施する。 (3)～(8) （略） 6 （略） 第3 量販店等立入検査時の留意事項 1～3（略） 4 量販店等立入検査時の留意点 「第2 小規模雑居ビル立入検査時の留意事項」の4の着眼点のほか、量販店等においては、物品存置等の消防法令違反が多く、事前に通知すると一時的に是正されるものの繰り返し違反となる場合があること等から、立入検査に当たっては、必要に応じ、無通知、平服等によるなど効果的な方法により実施すること。 5 （略）	第2 小規模雑居ビル立入検査時の留意事項 1～4（略） 5 関係者への指導要領等 小規模雑居ビルの火災危険性、防火管理の実態等、2に掲げる特徴を踏まえ、立入検査の実施に際しては、次の点に留意して関係者に対応する必要がある。 (1) （略） (2) 避難施設等の管理状況や自動火災報知設備の受信機の電源遮断や音響停止など、事前に通告すると関係者により一時的に是正され、法令違反の実態を正確に把握することが難しい場合は、事前の通告を行わずに立入検査を実施する。 (3)～(8) （略） 6 （略） 第3 量販店等立入検査時の留意事項 1～3（略） 4 量販店等立入検査時の留意点 「第2 小規模雑居ビル立入検査時の留意事項」の4の着眼点のほか、量販店等においては、物品存置等の消防法令違反が多く、事前に通告すると一時的に是正されるものの繰り返し違反となる場合があること等から、立入検査に当たっては、必要に応じ、無通告、平服等によるなど効果的な方法により実施すること。 5 （略）

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
第1 違反処理要領 4 違反調査の実施	第1 違反処理要領 4 違反調査の実施
解 説 等 違反調査 違反調査の目的は、違反事実、違反者の氏名、違反発生場所、違反対象物の用途、規模、構造、収容人員、違反内容、適用法条などについて確認し、違反の全容を解明し、違反事実を特定することである。 違反調査には、法第4条に定める資料提出命令権、報告徴収権及び立入検査権に基づく質問・検査による場合と、法第35条の13に定める照会による場合などがある。	解 説 等 違反調査 違反調査の目的は、違反事実、違反者の氏名、違反発生場所、違反対象物の用途、規模、構造、収容人員、違反内容、適用法条などについて確認し、違反の全容を解明し、違反事実を特定することである。 違反調査には、法第4条に定める資料提出命令権、報告徴収権及び立入検査権に基づく質問・検査による場合と、法第35条の10に定める照会による場合などがある。
(1) 調査内容 解 説 等 ② 関係機関との協力 法第35条の13に基づき、照会、協力を受けた官公署には、一般的にはこれに回答し、又は協力することとなるが、照会については、消防機関自らが照会内容の把握に努め、他の手段がない場合に他の関係官公署の事務の支障のないように配慮しつつ行うものとする。また、照会手続については、下記の基準に留意するとともに、具体的な手続について事前に関係官公署と十分に協議を行うものとする。 ・照会する時間は、関係官公署の執務時間内とすること	(1) 調査内容 解 説 等 ② 関係機関との協力 法第35条の10に基づき、照会、協力を受けた官公署には、一般的にはこれに回答し、又は協力することとなるが、照会については、消防機関自らが照会内容の把握に努め、他の手段がない場合に他の関係官公署の事務の支障のないように配慮しつつ行うものとする。また、照会手続については、下記の基準に留意するとともに、具体的な手続について事前に関係官公署と十分に協議を行うものとする。 ・照会する時間は、関係官公署の執務時間内とすること

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
・照会書を関係官公署の窓口を持参し、又は郵送すること ・照会書に照会担当者名及び連絡先を明記すること ・郵送による回答を求める場合など回答に費用を要する場合、その費用を負担すること ・回答書の管理を徹底するなど個人情報の保護に留意すること ・照会書の照会者名義の職印の押印及び文書番号の記載等偽造防止の措置を講ずること ア～ウ（略） エ 警察との協力について 警察との協力については、法第35条の13の「特別の定め」には、消防組織法第42条第1項の規定が含まれるものであり、消防と警察とは、同項の規定に基づく相互的な協力関係にある。 オ・カ（略）	・照会書を関係官公署の窓口を持参し、又は郵送すること ・照会書に照会担当者名及び連絡先を明記すること ・郵送による回答を求める場合など回答に費用を要する場合、その費用を負担すること ・回答書の管理を徹底するなど個人情報の保護に留意すること ・照会書の照会者名義の職印の押印及び文書番号の記載等偽造防止の措置を講ずること ア～ウ（略） エ 警察との協力について 警察との協力については、法第35条の10の「特別の定め」には、消防組織法第42条第1項の規定が含まれるものであり、消防と警察とは、同項の規定に基づく相互的な協力関係にある。 オ・カ（略）

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
(2) 違反調査の方法 解 説 等 実況見分 ・実況見分調書の作成（「第4 3 実況見分調書の作成」参照） ①～③（略） ※第4 3へ移動	(2) 違反調査の方法 解 説 等 実況見分 ・実況見分調書の作成 ①～③（略） ④ 実況見分調書作成時の留意事項 - ア 実況見分調書は、違反現場に出向し見分を行った者が作成する。 - イ 見分により確認した状況と違反法令とのかかわりを十分に把握し、違反に関連する重要な情報は詳しく、その他の情報は必要な部分を記載する。 - ウ 見分者は事実をありのままに記載し、意見や憶測は記載せず、主観の入っている修飾語（かなり、比較的、大変等）を使用しないようにする。 - エ 見分を実施していく中で立会人に説明を求めた場合、その説明が物の位置、形状等を客観的に述べるものであれば調書に記載することができる。 - オ 調書が二葉以上にわたる場合は、毎葉に作成者の契印をする。 - カ 記載した文字は改変してはならない。また、文字を削ったり、加えたりする場合は、欄外余白にその旨及び字数を記載し、認印する。 なお、削った文字については、読むことができるように字体を残しておく。

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
写真撮影 ・写真の撮影要領 「第4 4 写真資料の作成」参照 ※第4 4へ移動	キ 実況見分の信憑性を確保するため、関係のある者の立会い状況を写真撮影しておく。 写真撮影 ・写真の撮影要領 ① 写真は違反状態が客観的に明らかになるように撮影し、一の違反場所について違反の状態が具体的に判別できる写真と全体の中で当該違反場所の位置が判別できる写真とを撮影し、周囲と全体との関係を明らかにする。 ② 違反の場所が1回の撮影で写らない場合は、2枚以上の写真を貼り合わせる等配慮する。 ③ 撮影位置、方向、撮影日時等を写真撮影位置図に記録する。 ④ 物件等の寸法を表示する必要がある場合は、メジャー等を用いて写しこむ。 ⑤ 撮影を拒否された場合は強行せず違反事実の現認（実況見分）及び質問調書によって補完する。

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
(3) 違反調査結果のまとめ 解 説 等 違反調査報告書（「第4 6 違反調査報告書の作成」参照） - 違反調査報告書は次のような目的のために作成されるものである。 ① 内部的報告資料 ② 命令に対する不服申立てや行政訴訟又は民事訴訟となった場合の資料 ③ 告発の立証資料 ※第4 6へ移動	(3) 違反調査結果のまとめ 解 説 等 違反調査報告書 - 違反調査報告書は次のような目的のために作成されるものである。 ① 内部的報告資料 ② 命令に対する不服申立てや行政訴訟又は民事訴訟となった場合の資料 ③ 告発の立証資料 ・違反調査報告書の作成 違反調査報告書の内容を大別すると、違反事実の認定部分と違反の情状部分からなり、それらを証明又は認定するための資料が添付される。 ・違反調査報告書に添付する事実認定資料 違反調査報告書に添付する事実認定資料は、違反処理基準により最初に行われる措置を行うにあたり、妥当性を証明するに足る程度の資料を揃える必要がある。違反の態様により、「違反者の認定に必要なもの」「違反の物理的事象の認定に必要なもの」「情状の説明に必要なもの」を考慮して資料を選択する。 また、これらの資料は、違反処理基準の二次措置、三次措置を行うこととなった場合にも必要となるものである。 (資料の例) ○ 吏員等が当該違反に関連して新たに作成したもの

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
※第4 6へ移動	立入検査結果通知書 質問調査 火災原因調査書 証拠物にかかわる計測結果等を図面や写真、文章等によりまとめた書類（実況見分調査等） ○ 上記以外のもの 戸籍謄（抄）本、住民票等 法人の登記事項証明書 建物の登記事項証明書 建築同意調査書類、防火対象物使用開始届 伝票等、商業帳簿類 違反者の作成した改修（計画）報告書、理由書、始末書等

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
5 警告書の交付 (2) 警告書作成	5 警告書の交付 (2) 警告書作成
処 理 事 項	処 理 事 項
(2) 警告書の作成（「第4-7 警告書の作成」参照） 次の事項を記載する。 ・ 警告の主体 ・ 警告の客体 ・ 警告内容 ・ 履行期限	(2) 警告書の作成 次の事項を記載する。 ・ 警告の主体 ・ 警告の客体 ・ 警告内容 ・ 履行期限
(2) 警告書の作成	(2)警告書の作成
解 説 等	解 説 等
※第4-7へ移動	警告の主体 警告は、行政指導としての事実行為であるから、警告の主体には限定がないが、行政上の実効を期する意味から、命令の主体である消防署長等が行うのが適当である。 警告の客体 警告は、当該警告事項について履行義務のあるものを名あて人とする。 また、警告しようとする内容に関して履行義務者が複数のときは、それぞれの義務者あて個別に警告する。

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
※第4-7へ移動	警告内容 実現不可能であったり、不明確であってはならない。 履行期限 警告の履行期限は、個々の違反事項について通常（社会通念上）是正可能と認められる客観的所要日数と公益上（火災予防上）の必要性との衡量において妥当と認められるものでなくてはならない。例えば、自動火災報知設備等の固定的消防用設備等の設置を警告の内容として示す場合には、見積りに要する期間、着工届、工事期間、工事可能日及び時間帯、更には設置届、検査等に要する期間等総合的に検討して履行期限を決定する必要がある。 なお、履行期限の具体例については、違反処理基準参照。 警告の要件 警告の要件は、警告が命令の前段措置として行われるものであるため、命令要件と一致する。（命令要件一覧参照）

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
7 命令書の交付 (2) 命令書の作成 処 理 事 項 (2) 命令書の作成（「第4 8 命令書の作成」参照） 次の事項を記載する。 ・命令の主体 ・命令の客体 ・命令内容 ・命令（不利益処分）の理由 ・履行期限 ・教示 ・命令書の交付	7 命令書の交付 (2) 命令書の作成 処 理 事 項 (2) 命令書の作成 次の事項を記載する。 ・命令の主体 ・命令の客体 ・命令内容 ・命令（不利益処分）の理由 ・履行期限 ・教示

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
(2) 命令書の作成 解 説 等 ※第4 8へ移動	(2) 命令書の作成 解 説 等 命令の主体 各命令規定を確認すること。（「命令要件一覧」参照） 命令の客体 命令の客体（名あて人）は、例えば、「権原を有する関係者」、「管理について権原を有する者」、「所有者、管理者又は占有者」、「関係者で権原を有するもの」など、法の命令規定に定められた履行義務者である。したがって、命令の履行義務者が誰であるかを具体的なケースについて十分検討したうえで名あて人を特定する必要がある。 命令内容 命令内容が実現不可能であったり、不明確であってはならない。法令の規制範囲を逸脱しないこと。 命令（不利益処分）の理由 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に当該不利益処分の理由を示さなければならない。 履行期限 履行期限の設定は、警告の場合と同様に、当該命令事項の履行までに要する社会通念上及び火災予防上の見地から妥当な期間を決定する。 教示 (1) 不服申立てに関する教示 ① 不服申立ての教示 ・命令書によって命令を発動する場合、又は利害関係人

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
※第4 8へ移動	から教示を求められた場合は、行政不服審査法第57条第1項及び第2項に定めるところにより、不服申立てができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てができる期間を教示しなければならない。 ・上級行政庁がある場合の不服申立ては審査請求であり、審査請求先は、処分庁（行政処分を行った行政庁）の直近上級行政庁である。上級行政庁がない場合の不服申立ては、異議申立てである。 したがって、消防吏員が行う命令については消防署長に、消防署長が行う命令については消防長に、また、消防長が行う命令については市町村長に対する審査請求であり、市町村長が行う命令については市町村長に対する異議申立てとなる。 ・審査請求期間については、法第5条第1項、第5条の2第1項及び第5条の3第1項の命令の場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内（法第5条の4）、その他の命令の場合は、命令のあったことを知った日の翌日から、起算して60日以内である。（行政不服審査法第14条第1項、第45条） ② 教示を誤った場合 ・命令権者が、不服申立てをすべき行政庁について誤った教示をし、不服申立て人が教示された行政庁に不服申立てを行った場合は、はじめから権限のある行政庁に不服申立てをしたものとみなされる。（行政不服審査法第18条、第46条）

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
※第4 8へ移動	・不服申立て期間について、誤って長く教示した場合は、不服申立て人がその期間内に不服申立てをすれば法定の期間内になされたものとみなされる。（同法第19条、第48条） ③ 教示を怠った場合 ・命令権者が、命令を行うにあたり、不服申立てを行う旨の教示を怠った場合は、教示義務（行政不服審査法第57条第1項、第2項）に違反することとなるが、命令と教示は別次元の行為であるから、教示を怠ったこと自体によって命令が無効又は違法となることはないものと解される。（東京地判昭和43年2月5日行集9巻2号168頁） しかし、実務上は、速やかに書面（様式自由）により教示手続を補完しておくべきである。 ・行政不服審査法第57条第1項の規定による教示をしなかったときは、命令について不服がある者は命令権者に対して不服申立書を提出することができる。（行政不服審査法第58条第1項） ② 取消訴訟に関する教示 ① 取消訴訟の提起に関する事項の教示 ・命令書によって命令を発動する場合は、行政事件訴訟法第46条第1項に定めるところにより、当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者及び取消訴訟の出訴期間を書面（口頭とする場合を除く。）で教示しなければならない。

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
※第4 8へ移動	・取消訴訟の被告は、命令を行った行政庁の所属する市町村（事務組合等）である。 したがって、消防長、消防署長又は消防吏員が行う命令については、これらの行政庁が所属する市町村（事務組合等）が被告となる。なお、被告とすべき者を教示する場合は、被告を代表すべき者（代表者は市町村長（組合管理者等）となる。）も併せて教示すべきである。 ・出訴期間については、法第5条第1項、第5条の2第1項及び第5条の3第1項の命令の場合は、命令を受けた日の翌日から起算して、また、命令についての審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内（法第6条）、その他の命令の場合は、命令のあったことを知った日の翌日から起算して、また、命令についての審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（行政事件訴訟法第14条）であるが、正当な理由があるときは、この限りではない。 なお、その他の命令の場合は、処分の日から1年の出訴期間（行政事件訴訟法第14条第2項）もあるが、命令を知った日から6箇月の出訴期間の方がこれより先に経過することが命令の通知をする際に明らかであれば、先に経過することが明らかな出訴期間のみを教示すれば足りることから、通常の場合、命令のあったことを

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
※第4 8へ移動	知った日の翌日から起算して6箇月の出訴期間を教示することとなる。 ② 教示を怠り、又は誤った場合 ・教示をしなかったり、実際より長期の出訴期間を教示するなど誤った教示をした場合は、当然に命令が取り消されたり、あるいは無効になるものではない。しかし、教示義務が課せられていることから、出訴期間を経過しても取消訴訟を提起することができる「正当な理由」があるかどうか等の訴訟要件を欠いた場合の教示の必要性の判断に当たって、その事情が考慮されるものとなり得る。
(3) 命令要件の確認 解 説 等 ※第4 8（3）へ移動	(3) 命令要件の確認 解 説 等 命令の要件 命令の要件は、法の各命令規定に示されている要件に該当し、かつ、運用上、命令の前段的措置である警告事項を理由なく履行しないとき又は立入検査結果通知書若しくは警告書の交付の有無にかかわらず、違反事実の性質又は火災危険等の存在から直ちに命令による措置を必要と認めるときである。

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
(5) 命令を行った時の標識等による公示 解 説 等 ※第4 9へ移動 ※ 標識を損壊した場合等 設置された標識を損壊した者には、公用文書等毀棄罪又は軽犯罪法が、暴行又は脅迫を加えて標識の設置を拒み又は妨げた者には公務執行妨害罪が適用される可能性があるので、行為者に対しては告訴・告発で対応する。	(5) 命令を行った時の標識等による公示 解 説 等 標識の設置の具体的方法 (記載事項例) ア 措置命令の内容 イ 当該命令を発動した日付 ウ 標識を設置した日付 エ 防火対象物の所在地 オ 受命者の氏名 カ 管轄の消防長名（又は消防署長名） キ 標識を損壊した者は、公文書毀棄罪で罰せられる旨（大きさ等） ・ 大きさは、縦42cm×横29cmから縦72cm×横51cm程度を目安とする。 ・ 防火対象物によっては、広告物等の掲出等により、標識が確認しづらい場合があるので、標識については、利用者等に防火対象物に違反是正等の命令が出されていることを周知する趣旨であることに鑑み、設置場所、大きさ等について有効な方法とする。 ※ 標識を損壊した場合等 設置された標識を損壊した者には、公用文書等毀棄罪が、暴行又は脅迫を加えて標識の設置を拒み又は妨げた者には公務執行妨害罪が適用されるので、行為者に対しては告訴・告発で対応する。

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
8 告発 (1) 告発の検討 解 説 等 防火対象物定期点検報告未報告（第8条の2の2） 消防用設備等又は特殊消防用設備等点検報告未報告（第17条の3の3） ↓ 立入検査 結果の通知、指導等にかかわらず、改善されない。 ↓ 【一次措置】 勧告※ ※ 勧告については、指図等書類の用語を用いて差支えない。 ↓ 総合的に判断 ○他の事項で法令に違反するなど他の命令適用要件に該当する場合は、当該他の事項と合わせて対応する。 火災発生時の人命危険が高い ※人命危険は、他の違反内容（法第8条第1項、法第17条第1項等の違反の内容）等により判断する。 かつ 悪質性がある。 ※悪質性は、繰り返し違反（指導等を行ったが、2年分以上点検報告がなされないことという。）等による。 ↓ 不履行 【二次措置】 告発 〔刑事訴訟法第239条第2項〕	8 告発 (1) 告発の検討 解 説 等 防火対象物定期点検報告未報告（第8条の2の2） 消防用設備等又は特殊消防用設備等点検報告未報告（第17条の3の3） ↓ 立入検査 マニュアルによる検査結果の通知、指導等にかかわらず、改善されない。 ↓ 【一次措置】 勧告※ ※ 勧告については、指図等書類の用語を用いて差支えない。 ↓ 総合的に判断 ○他の事項で法令に違反するなど他の命令適用要件に該当する場合は、当該他の事項と合わせて対応する。 火災発生時の人命危険が高い ※人命危険は、他の違反内容（法第8条第1項、法第17条第1項等の違反の内容）等により判断する。 かつ 悪質性がある。 ※悪質性は、繰り返し違反（指導等を行ったが、2年分以上点検報告がなされないことという。）等による。 ↓ 不履行 【二次措置】 告発 〔刑事訴訟法第239条第2項〕

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
(2) 告発のための違反調査	(2) 告発のための違反調査
解 説 等 事情の聴取及び録取 質問調書の作成 「第4 5 質問調書の作成」参照	解 説 等 事情の聴取及び録取 質問調書の作成 ① 質問調書の作成 質問調書は、供述内容が命令執行上重要な証拠となると認めた場合、告発を行う場合、違反者を特定し、違反事実や情状等を明らかにする必要がある場合に、その裏付けとして作成する。 ② 録取場所 ア 原則として立入検査場所において実施する。（法第4条を根拠） イ 立入検査以外の場所においては、相手の任意の同意を得た場合において可能である。 ③ 質問事項 （違反者に対するもの） ア 被質問者の地位、職務内容、経歴等 イ 違反の構成要件事実 （例）法第17条の4第1項命令違反の場合 法第17条第1項違反の事実、命令権者から命令を受けた事実、命令の内容、命令不履行の事実。 ウ 違反に至った経過 エ 違反事実の認識 オ 違反に伴う危険性の認識
※第4 5へ移動	

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
	カ 違反を是正しない理由 キ 違反を行ったことについての反省 ク その他必要と認める事項 （法人の関係者に対するもの（両罰規定適用の場合）） ア 業務内容 イ 関係者の地位及び職務内容 ウ 業務内容と違反との関係 エ 違反と監督責任 オ その他必要と認める事項 （第三者に対するもの） ア 違反者との関係 イ 違反の状況 ウ 危険性の認識 エ その他必要と認める事項 ④ 質問調書作成上の留意事項 ア 質問調書は、被質問者の任意性や資料の信憑性を考慮し、原則として、手書きで作成する。 イ 違反事実を把握するとともに、適用法令を確認し、違反が成立するにはどのような点を質問したらよいかあらかじめ質問すべき事項を検討しておく。 ウ 任意性を高めるため、否定した事実も記載する。 エ 不十分な答弁又は矛盾する答弁には、補完質問をして事実関係の特定に努める。 オ 毎葉の契印、文字の訂正等については、実況見分調書と同様である。
※第4 5へ移動	

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
・留意事項 (略) ※第4 5へ移動 ※第4 5(6)へ移動	⑤ 調査内容の確認等 ア 質問調書を作成した場合は、被質問者にその内容を閲覧させるか、又は読み聞かせ、誤りあるか否かを確認すること。 イ 誤りがないことの申立があった場合には被質問者の署名、押印を求め、調書の末尾に「上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名押印した。」旨記載し、さらに調書の作成年月日及び録取者並びに記録者の所属、階級、氏名を記載しておくこと。 ウ 被質問者の署名、押印は、強制力がないので、被質問者がこれを拒否した場合は「上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し出たが署名押印を拒否した。」旨記載しておくこと。 ・留意事項 (略) ・ワープロ等を使用して質問調書を作成する場合は、その証拠能力及び証明力に疑義が生じないように次の事項に留意する。 ① 録取者、記録者及び被質問者の署名は、必ず自署させること。 ② ワープロ等で対応できない文字は、空白にしたまま印字し、後で手書きし、正確な文字を記載すること。この場合、手書きした文字には、訂正印を押印したり、加入字の数を欄外に記載する必要はない。

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
※第4 5(6)へ移動	③ 質問調書を謄（抄）本化する場合は、必ず原本から作成すること。 ④ ワープロ等の漢字変換機能を過信せず、作成後の点検を慎重に行い、誤字・当て字・脱字等を発見した場合は訂正すること。なお、被質問者に読み聞かせ、あるいは閲覧させている最中に誤字等を発見した場合は手書きで訂正すること。 ⑤ 作成した文書のデータは、個人で所有しているもの以外のフロッピーディスクに保存し、外部に流出しないように管理・保管を厳重に行うこと。 ⑥ 質問調書の作成（入力及び印字等）は、被質問者の面前で行い、印字した調書そのものにより録取内容を被質問者に読み聞かせ、又は、閲覧させること。 ⑦ 質問調書の編てつ及び毎葉の契印についても被質問者の面前で行うこと。 ⑧ 被質問者が内容の訂正を申し出た場合には、手書きにより所要の訂正を行うこと。 ⑨ 奥書は手書きで行うこと。

• **Yellow**

• **Yellow**

•

•

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
① 屋外における火災予防に危険な行為等 3 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件 事例／履行期限等 【事例】 （危険物の除去） ○（略） （物件の除去） ○焼却炉に接して可燃物が大量に放置されているもの ○（略） 注 法第3条における「みだりに存置」とは、その物件の所有者、管理者又は占有者にそれをその場所に置いておく意思が現在ともあり、また、その物件について多少の管理もなされていると認められるものの、それを置くことに何ら正当な理由が認められず、ほぼ放置と同様の状態にあることをいう。 【履行期限】 （略）	① 屋外における火災予防に危険な行為等 3 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件 事例／履行期限等 【事例】 （危険物の除去） ○（略） （物件の除去） ○焼却炉に接して可燃物が大量に放置されているもの ○（略） 【履行期限】 （略）

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
③ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その2） 1 法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては、履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難、その他の消防活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合 事例／履行期限等 【適用要件の意義】 （略） 【事例】 ○（略） ○（略） ○法第17条の4第1項による屋内消火栓設備設置維持命令後、履行期限を過ぎても改修されることなく、かつ、消防用設備等点検結果の報告が引き続きなされておらず、当該防火対象物の主要構造部、防火区画若しくは階段の構造が不適切又は機能不良で、火災が発生すれば逃げ遅れによる人命危険が予想される場合 【履行期限】 （略）	③ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その2） 1 法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては、履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難、その他の消防活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合 事例／履行期限等 【適用要件の意義】 （略） 【事例】 ○（略） ○（略） 【履行期限】 （略）

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
2 法第5条等の規程による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合 事例／履行期限等 【事例】 ○次に掲げるいずれかの違反又は事実が併存していて消防活動の支障又は人命の危険が大きいもの ア 防火管理業務が適正に行われていないと認められるもの ・厨房設備の燃料配管等に老化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料もれのおそれがあるもの ・排熱筒が木部に接近しており、継続使用すれば火災が発生するおそれがあるもの ・配分電盤の開閉器、配線用遮断器、電線、機器等の絶縁不良、漏電又は異常過熱等があるもの ・劇場・百貨店等において、大売り出し等の催物により混雑が予想されるとき、避難誘導等に対応する係員が適正配置されていないもの ・定員を著しく超過しているにもかかわらず入場制限等の必要な措置を行っていないもの（入場者の滞留により、避難経路から出入口に容易に到達できない場合等） イ 防火対象物全般に設置義務のあるスプリンクラー設備（スプリンクラー設備の設置義務がないものは設置義務のある屋内消火栓設備及び自動火災報知設備）が大部分に設置されていないもの又は機能を失っているもの	2 法第5条等の規程による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合 事例／履行期限等 【事例】 ○次に掲げるいずれかの違反又は事実が併存していて消防活動の支障又は人命の危険が大きいもの ア 防火管理業務が適正に行われていないと認められるもの ・厨房設備の燃料配管等に老化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料もれのおそれがあるもの ・排熱筒が木部に接近しており、継続使用すれば火災が発生するおそれがあるもの ・配分電盤の開閉器、配線用遮断器、電線、機器等の絶縁不良、漏電又は異常過熱等があるもの ・劇場・百貨店等において、大売り出し等の催物により混雑が予想されるとき、避難誘導等に対応する係員が適正配置されていないもの ・定員を著しく超過しているにもかかわらず入場制限等の必要な措置を行っていないもの（入場者の滞留により、避難経路から出入口に容易に到達できない場合等） イ 防火対象物全般に設置義務のあるスプリンクラー設備（スプリンクラー設備の設置義務がないものは設置義務のある屋内消火栓設備及び自動火災報知設備）が大部分に設置されていないもの又は機能を失っているもの

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
ウ 主要構造部の構造が構造不適切なもの、防火区画若しくは避難施設等（廊下、避難階段、出入口、排煙設備、非常用照明装置）が設置されていないもの又はこれらのものが過半にわたり構造不適若しくは機能不能となっているもの 【履行期限】 原則、即時 注1から注3（略） ④ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その3） 3 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件 事例／履行期限等 【事例】 （物件の除去） ○（略） ○（略） ○（略） ○（略） 注1 事例に該当しないが繰り返し違反等管理上不備があるものは、「⑤ 防火管理関係違反」において処理する。（「備考違反処理基準の運用 5」参照） 注2 法第5条の3における「みだりに存置」とは、その物件を置くことが法令に違反している状態、又はその物件を置くことに正当な理由（荷物の搬出入、工事中又は作業中等であって、その作業等に関係する者がその場におり、その者によ	ウ 防火区画若しくは避難施設等（廊下、避難階段、出入口、排煙設備、非常用照明装置）が設置されていないもの又はこれらのものが過半にわたり構造不適若しくは機能不能となっているもの 【履行期限】 原則、即時 注1～注3（略） ④ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その3） 3 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件 事例／履行期限等 【事例】 （物件の除去） ○（略） ○（略） ○（略） ○（略） 注1 事例に該当しないが繰り返し違反等管理上不備があるものは、「⑤ 防火管理関係違反」において処理する。（「備考違反処理基準の運用 5」参照）

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
り直ちに移動、除去等が行える等）があると認められない状態にあることをいう。 【履行期限】 （略）	【履行期限】 （略）

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
第4 違反処理関係書式の記入要領等 ※第4 2へ移動 1 違反事実の確認 命令、告発等を行うに際しては、(1)～(4)により違反事実の確認を行い、その内容を文書に記録しておくとともに、法令の適用条項を誤らないよう十分に注意することが必要である。 (1)～(3)（略） (4) 遡及規定、特例規定等の有無及び関係法令との関連の有無	第4 違反処理関係書式の記入要領等 1 違反処理手続に係る書類の作成 違反処理手続は刑事訴訟に関連する事項でもあるので、その書類の作成にあたっては特に次の点に留意する必要がある。 (1) 書類を作成する場合は、作成年月日を記載して署名押印し、その所属名を表示すること。また、書類には毎葉に必ず契印すること。 (2) 書類の文字を改変しないこと。文字を加え、削り又は欄外に記入したときはこれに必ず認印し、その字数を記載すること。 なお、削った文字については、読むことができるように字体を残しておくこと。 (3) 告発書に添付する資料で、公務員以外の者が作成した書類には、消防職員が作成年月日を記載して、作成者に署名押印させること。 (4) 添付資料に原本がある場合は、原本と同一である旨を認証しておくため、作成年月日を記載し、作成者の署名押印をしておくこと。 2 違反事実の確認 命令、告発等を行うに際しては、(1)～(4)により違反事実の確認を行い、その内容を文書（各種書式作成例①「違反調査報告書」参照）に記録しておくとともに、法令の適用条項を誤らないよう十分に注意することが必要である。 (1)～(3)（略） (4) 遡及規定、特例規定等の有無及び関係法令との関連の有無

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
の確認 なお、違反事実の確認を行うため、場合によっては消防法第4条第1項の規定に基づく資料提出命令等（各種書式作成例①「資料提出命令書」・②「報告徴収書」参照）を行う場合がある。 2 違反処理手続に係る書類の作成の原則 違反処理手続は刑事訴訟に関連する事項でもあるので、その書類の作成にあたっては特に次の点に留意する必要がある。 ① 書類を作成する場合は、作成年月日を記載して署名押印し、その所属名を表示すること。また、書類には毎葉に必ず契印すること。 ② 書類の文字を改変しないこと。文字を加え、削り又は欄外余白に記入したときはこれに必ず認印し、その字数を記載すること。 なお、削った文字については、読むことができるように字体を残しておくこと。 ③ 告発書に添付する資料で、公務員以外の者が作成した書類には、消防職員が作成年月日を記載して、作成者に署名押印させること。 ④ 添付資料に原本がある場合は、原本と同一である旨を認証しておくため、作成年月日を記載し、作成者の署名押印をしておくこと。 ⑤ 書類の作成は、行政指導である警告を行う場合、命令を早急に行う場合など、違反の事実が特定できる範囲において、違反の内容、違反処理区分及び違反事実の実態等に応じて簡	の確認 なお、違反事実の確認を行うため、場合によっては消防法第4条第1項の規定に基づく資料提出命令等（各種書式作成例②「資料提出命令書」・③「報告徴収書」参照）を行う場合がある。

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
易なものとして差し支えない。 ただし、告発を行う場合など、後に争訟となるおそれが高い場合は、証拠能力を高いものにすることが必要である。 3 実況見分調書の作成 ① 実況見分調書は、違反現場に出向し見分を行った者が作成する。 ② 見分により確認した状況と違反法令とのかかわりを十分に把握し、違反に関連する重要な情報は詳しく、その他の情報は必要な部分を記載する。 ③ 見分者は事実をありのままに記載し、意見や憶測は記載せず、主観の入っている修飾語（かなり、比較的、大変等）を使用しないようにする。 ④ 見分を実施していく中で立会人に説明を求めた場合、その説明が物の位置、形状等を客観的に述べるものであれば調書に記載することができる。 ⑤ 実況見分の信憑性を確保するため、関係のある者の立会い状況を写真撮影しておく。 4 写真資料の作成 違反の現場写真は、挙証又は認定資料として必要に応じて活用すべきである。 ① 写真は違反状態が客観的に明らかになるように撮影し、一の違反場所について違反の状態が具体的に判別できる写真と全体の中で当該違反場所の位置が判別できる写真とを撮影し、周囲と全体との関係を明らかにする。 ② 違反の場所が1回の撮影で写らない場合は、2枚以上の写	

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
真を貼り合わせる等配慮する。 ③ 撮影者名、撮影位置、方向、撮影日時等を写真撮影位置図に記録する。 ④ 物件等の寸法を表示する必要がある場合は、メジャー等を用いて写しこむ。 ⑤ 撮影を拒否された場合は強行せず違反事実の現認（実況見分）及び質問調書によって補完する。 5 質問調書の作成（各種書式作成例③「質問調書」参照） ① 質問調書の作成 質問調書は、供述内容が命令執行上重要な証拠となると認めた場合、告発を行う場合、違反者を特定し、違反事実や情状等を明らかにする必要がある場合に、その裏付けとして作成する。 ② 録取場所 ア 原則として立入検査場所において実施する。（法第4条を根拠） イ 争点となることが予想される事項について、相手の任意の同意を得た場合において可能である。 ③ 質問事項 ア 違反者に対するもの （イ） 被質問者の地位、職務内容、経歴等 （イ） 違反の構成要件事実 （例）法第17条の4第1項命令違反の場合 法第17条第1項違反の事実、命令を受けた事実、命令の内容、命令不履行の事実。	3 質問調書の作成（各種書式作成例④「質問調書」参照） 命令を行うに際しては、命令に係る事実関係を確認しておくため、関係者から違反に係る事実確認内容を聴取し記録しておくものとする。 告発に際しては、告発に係る事実関係を確認しておくため、関係者からおおむね次に掲げる事項について聴取し記録しておくものとする。 ① 違反者に対するもの ア 被質問者の地位、職務内容、経歴等 イ 違反の構成要件事実 （命令違反の場合は、違反事実、命令を受けた事実、命令の内容、命令不履行の事実等）

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
（ウ） 違反に至った経過 （エ） 違反事実の認識 （オ） 違反に伴う危険性の認識 （カ） 違反を是正しない理由 （キ） 違反を行ったことについての反省 （ク） その他必要と認める事項 ① 法人の関係者に対するもの （ア） 業務内容等 （イ） 関係者の地位及び職務内容 （ウ） 業務内容と違反との関係 （エ） 違反と監督責任 （オ） その他必要と認める事項 ② 第三者に対するもの （ア） 違反者との関係 （イ） 違反の状況 （ウ） 危険性の認識 （エ） その他必要と認める事項 ④ 質問調書作成上の留意事項 ア 違反事実を把握するとともに、適用法令を確認し、違反が成立するにはどのような点を質問したらよいかあらかじめ質問すべき事項を検討しておく。 イ 任意性を高めるため、否定した事実も記載する。 ウ 不十分な答弁又は矛盾する答弁には、補完質問をして事実関係の特定に努める。 ⑤ 録取内容の確認等	ウ 違反事実の認識 エ 違反に伴う危険性の認識 オ 違反を是正しない理由 カ その他事項（同一違反の繰り返し、反省等） ② 法人の関係者に対するもの ア 法人の業務内容等 イ 関係者の地位及び職務内容 ウ 法人の業務と違反との関係 エ 違反と監督責任との関係 オ その他 ③ (1)及び(2)以外の者に対するもの ア 違反者との関係 イ 違反の状況 ウ 危険性に対する認識 エ その他

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
ア 質問調書を作成した場合は、被質問者にその内容を閲覧させるか、又は読み聞かせ、誤りがあるか否かを確認すること。 イ 誤りがないことの申立てがあった場合には被質問者の署名、押印を求め、調書の末尾に「上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て、各葉の欄外に押印した上、末尾に署名押印した。」旨記載し、さらに調書の作成年月日及び録取者並びに記録者の所属、階級、氏名を記載しておくこと。 ウ 被質問者の署名、押印は、強制力がないので、被質問者がこれを拒否した場合は「上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て、各葉の欄外に押印及び末尾の署名押印を拒否した。」旨記載しておくこと。 6) ワープロ等を使用して質問調書を作成する場合の留意事項 ア 録取者、記録者及び被質問者の署名は、必ず自署させること。 イ ワープロ等で対応できない文字は、空白にしたまま印字し、後で手書きし、正確な文字を記載すること。この場合、手書きした文字には、訂正印を押印したり、加入字の数を欄外に記載する必要はない。 ウ 質問調書を謄（抄）本化する場合は、必ず原本から作成すること。 エ ワープロ等の漢字変換機能を過信せず、作成後の点検を慎重に行い、誤字・当て字・脱字等を発見した場合は訂正	

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
すること。なお、被質問者に読み聞かせ、あるいは閲覧させている最中に誤字等を発見した場合は手書きで訂正すること。 オ 作成した文書のデータは、個人で所有しているもの以外のパソコン等に保存し、外部に流出しないように管理・保管を厳重に行うこと。 カ 質問調書の作成（入力及び印字等）は、被質問者の面前で行い、印字した調書そのものにより録取内容を被質問者に読み聞かせ、又は、閲覧させること。 キ 質問調書の編てつ及び毎葉の契印についても被質問者の面前で行うこと。 ク 被質問者が内容の訂正を申し出た場合には、手書きにより所要の訂正を行うこと。 ケ 奥書は手書きで行うこと。 ※第4 4へ移動 6 違反調査報告書の作成（各種書式作成例④「違反調査報告書」参照） ① 違反調査報告書の内容を大別すると、違反事実の認定部分と違反の情状部分からなり、それらを証明又は認定するための資料が添付される。 ② 違反調査報告書に添付する事実認定資料は、違反処理基準により最初に行われる措置を行うにあたり、妥当性を証明す	4 写真資料の作成 違反の現場写真は撮影者名と撮影年月日を明記し、挙証又は認定資料として必要に応じて活用すべきである。

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
るに足る程度の資料を揃える必要がある。違反の態様により、「違反者の認定に必要なもの」「違反の物理的事象の認定に必要なもの」「情状の説明に必要なもの」を考慮して資料を選択する。 また、これらの資料は、違反処理基準の二次措置、三次措置を行うこととなった場合にも必要となるものである。 （資料の例） ○ 吏員等が当該違反に関連して新たに作成したもの ・立入検査結果通知書 ・質問調査書 ・火災原因調査書 ・証拠物にかかわる計測結果等を図面や写真、文章等によりまとめた書類 （実況見分調査等） ○ 上記以外のもの ・戸籍謄（抄）本、住民票等 ・法人の登記事項証明書 ・建物の登記事項証明書 ・建築同意調査書類、防火対象物使用開始届 ・伝票等、商業帳簿類 ・違反者の作成した改修（計画）報告書、理由書、始末書等 7 警告書の作成 警告書の作成にあたっては、各種書式作成例⑤・⑥を参考とし、以下の事項に留意する必要がある。	

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
1) 警告の主体 警告は、行政指導としての事実行為であるから、警告の主体には限定がないが、行政上の実効を期する意味から、命令の主体である消防署長等が行うのが適当である。 2) 警告の客体 警告は、当該警告事項について履行義務のあるものを名あて人とする。 また、警告しようとする内容に関して履行義務者が複数のときは、それぞれの義務者あて個別に警告する。 3) 警告内容 実現不可能であったり、不明確であってはならない。 4) 警告の要件 警告の要件は、警告が命令の前段措置として行われるものであるため、命令要件と一致させる（「命令要件一覧」参照）。 5) 警告事項 ア 内容及び表現 是正すべき違反事項を明確に記入し、結びの表現は「・・・こと。」とする。 イ 履行期限 警告の履行期限は、個々の違反事項について通常（社会通念上）是正可能と認められる客観的所要日数と公益上（火災予防上）の必要性との衡量において妥当と認められるものでなくてはならない。例えば、自動火災報知設備等の固定的消防用設備等の設置を警告の内容として示す場合	

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
には、見積りに要する期間、着工届、工事期間、工事可能日及び時間帯、更には設置届、検査等に要する期間等総合的に検討して履行期限を決定する必要がある。 なお、履行期限の具体例については、違反処理基準参照。 ウ 適用法条の記載 警告事項の末尾には、その内容に関わる消防法令又は関係法令の適用法条を括弧書きする。この場合法令名の略称を書いてはならない。 ⑥ 警告書の交付 警告書を交付した場合には、受領者が署名押印した受領書（各種書式作成例⑦「受領書」参照）を求めるものとする。なお、防火対象物の関係者が警告書の受領を拒否した場合には、配達証明郵便等により送付するものとする。 8 命令書の作成 命令書の作成にあたっては、各種書式作成例⑧～⑱を参考とし、下記事項に留意する必要がある。 ① 命令の主体 命令の主体は、消防署長名等を記入し、押印する（「命令要件一覧」参照）。 消防吏員による措置命令の場合は、当該吏員が署名又は記名、押印する。 ② 命令の客体 命令の客体（名あて人）は、例えば、「権原を有する関係者」、「管理について権原を有する者」、「所有者、管理者	5 命令書等の作成等 命令書等の作成にあたっては、各種書式作成例⑤～⑱を参考とし、下記事項に留意する必要がある。 ① 名あて人

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
又は占有者」、「関係者で権原を有するもの」など、法の命令規定に定められた履行義務者である。したがって、命令の履行義務者が誰であるかを具体的なケースについて十分検討したうえで名あて人を特定する必要がある。 ③ 命令内容等 ア 命令の要件は、法の各命令規定に示されている要件に該当し、かつ、運用上、命令の前段的措置である警告事項を理由なく履行しないとき又は立入検査結果通知書若しくは警告書の交付の有無にかかわらず、違反事実の性質又は火災危険等の存在から直ちに命令による措置を必要と認めるときである。（「第1 7 ③ 命令要件一覧」参照） 特に、火災が発生した場合の危険性や悪質性の高いものは、徹底的に改善させていく対応が必要であり、その中でも特に人命危険の高い対象物には、使用停止命令を含めた厳格な措置を行い、命令・公示を行っていく必要がある。 イ 命令事項等の内容は、実現可能であり、法令の規制範囲を逸脱しないこと。 ウ 命令事項等の内容は、可能な限り具体的に記載すること。図面及び別紙を用いて命令書等が二葉以上になる場合には、命令書等の一体性を証するため必ず契印をしておくこと。 エ 命令の理由となる事実根拠条文に記載する場合には、消防法、消防法施行令、消防法施行規則、消防庁告示、〇〇市（町村）火災予防条例、〇〇市（町村）火災予防条例施行規則、建築基準法、建築基準法施行令、国土交通省	命令事項等については法令上の履行義務者を確認し、履行義務のない者を名あて人とするものがないよう留意すること。 ② 命令内容等 ア 命令事項等の内容は、実現可能であり、法令の規制範囲を逸脱しないこと。 イ 命令事項等の内容は、可能な限り具体的に記載すること。図面及び別紙を用いて命令書等が二葉以上になる場合には、命令書等の一体性を証するため必ず契印をしておくこと。 ウ 命令の理由となる事実根拠条文に記載する場合には、消防法、消防法施行令、消防法施行規則、消防庁告示、〇〇市（町村）火災予防条例、〇〇市（町村）火災予防条例施行規則、建築基準法、建築基準法施行令、国土交通省

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
告示等関係する法令の条項号の全てを記載すること。 ④ 命令（不利益処分）の理由（行政手続法第14条） 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に当該不利益処分の理由を示さなければならない。 ⑤ 履行期限 履行期限の設定は、警告の場合と同様に、当該命令事項の履行までに要する社会通念上及び火災予防上の見地から妥当な期間を決定する。 ⑥ 教示 ア 不服申立てに関する教示（行政不服審査法第57条第1項） （7）不服申立ての教示 ・命令書によって命令を行う場合、又は利害関係人から教示を求められた場合は、行政不服審査法第57条第1項及び第2項に定めるところにより、不服申立てができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てができる期間を教示しなければならない。 ・上級行政庁がある場合の不服申立ては審査請求であり、審査請求先は、処分庁（行政処分を行った行政庁）の直近上級行政庁である。上級行政庁がない場合の不服申立ては、異議申立てである。したがって、消防吏員が行う命令については消防署長に、消防署長が行う命令については消防長に、また、消防長が行う命令については市町村長に対する審査請求であり、市町	告示等関係する法令の条項号の全てを記載すること。 ③ 履行期限 ア 命令事項等には、原則として履行期限を付すこと。 イ 履行期限は、例えば、工事期間等について専門の部署に照会する等により社会通念上及び火災予防の見地から判断して、履行可能にして、かつ、妥当なものとすること。 ④ 教示文の記載 ア 命令書には、必ず教示文を記載すること（行政不服審査法第57条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項）。

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
村長が行う命令については市町村長に対する異議申立てとなる。 ・ 審査請求期間については、法第5条第1項、第5条の2第1項及び第5条の3第1項の命令の場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内（法第5条の4）、その他の命令の場合は、命令のあったことを知った日の翌日から、起算して60日以内である。（行政不服審査法第14条第1項、第45条） ※第4 8（6）ア（ア）へ移動 （イ）教示を誤った場合 ・命令権者が、不服申立てをすべき行政庁について誤った教示をし、不服申立て人が教示された行政庁に不服申立てを行った場合は、はじめから権限のある行政庁に不服申立てをしたものとみなされる。（行政不服審査法第18条、第46条） ・不服申立て期間について、誤って長く教示した場合は、不服申立て人がその期間内に不服申立てをすれば法定の期間内になされたものとみなされる。（同法第19条、第48条） （ウ）教示を怠った場合 ・命令権者が、命令を行うにあたり、不服申立てを行う旨の教示を怠った場合は、教示義務（行政不服審査法第57条第1項、第2項）に違反することとなるが、命令	イ 命令に対する 審査請求期間は、消防法第5条第1項、第5条の2第1項及び第5条の3第1項に基づく命令の場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内（消防法第5条の4）、その他の命令の場合は命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内（行政不服審査法第14条第1項）であること。 ウ 審査請求の相手方となる行政庁は、消防長が行った命令の場合は市町村長、消防署長が行った命令の場合は消防長、消防吏員が行った命令の場合は消防署長であること。

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
と教示は別次元の行為であるから、教示を怠ったこと自体によって命令が無効又は違法となることはないものと解される。（東京地判昭和43年2月5日行集9巻2号168頁） しかし、実務上は、速やかに書面（様式自由）により教示手続を補完しておくべきである。 ・行政不服審査法第57条第1項の規定による教示をしなかったときは、命令について不服がある者は命令権者に対して不服申立書を提出することができる。（行政不服審査法第58条第1項） イ 取消訴訟に関する教示（行政事件訴訟法第46条第1項） (7) 取消訴訟の提起に関する事項の教示 ・命令書によって命令を行う場合は、行政事件訴訟法第46条第1項に定めるところにより、当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者及び取消訴訟の出訴期間を書面（口頭する場合を除く。）で教示しなければならない。 ・取消訴訟の被告は、命令を行った行政庁の所属する市町村（事務組合等）である。 したがって、消防長、消防署長又は消防吏員が行う命令については、これらの行政庁が所属する市町村（事務組合等）が被告となる。なお、被告とすべき者を教示する場合は、被告を代表すべき者（代表者は市町村長（組合管理者等）となる。）も併せて教示すべきである。	

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
・ 出訴期間については、法第5条第1項、第5条の2第1項及び第5条の3第1項の命令の場合は、命令を受けた日の翌日から起算して、また、命令についての審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内（法第6条第1項）、その他の命令の場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して、また、命令についての審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（行政事件訴訟法第14条）であるが、正当な理由があるときは、この限りではない。 なお、その他の命令の場合は、処分の日から1年の出訴期間（行政事件訴訟法第14条第2項）もあるが、命令を知った日から6箇月の出訴期間の方がこれより先に経過することが命令の通知をする際に明らかであれば、先に経過することが明らかな出訴期間のみを教示すれば足りることから、通常の場合、命令のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月の出訴期間を教示することとなる。 ※第4 8（6）イ（ア）へ移動 (イ) 教示を怠り、又は誤った場合 ・教示をしなかったり、実際より長期の出訴期間を教示	エ 命令に対する出訴期間は、消防法第5条第1項、第5条の2第1項及び第5条の3第1項に基づく命令の場合は、命令を受けた日の翌日から起算して、また、命令についての審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内（消防法第6条第1項）、その他の命令の場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して、また、命令についての審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（行政事件訴訟法第14条第1項）であること オ 取消訴訟の被告は、命令を行った行政庁が所属する地方公共団体（訴訟において地方公共団体を代表する者を併せて教示する。）であること。

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
するなど誤った教示をした場合は、当然に命令が取り消されたり、あるいは無効になるものではない。しかし、教示義務が課せられていることから、出訴期間を経過しても取消訴訟を提起することができる「正当な理由」があるかどうか等の訴訟要件を欠いた場合の教示の必要性の判断に当たって、その事情が考慮されるものとなり得る。 ⑦ 命令書^⑦の交付 命令書^⑦を交付した場合には、受領者が署名押印した受領書（各種書式作成例^⑦「受領書」参照）を求めるものとする。なお、防火対象物の関係者が命令書^⑦の受領を拒否した場合には、配達証明郵便等により送付するものとする。 9 公示に係る標識の作成 ① 記載事項例 ア 措置命令の内容 イ 当該命令を発動した日付 ウ 標識を設置した日付 エ 防火対象物の所在地 オ 受命者の氏名 カ 管轄の消防長名（又は消防署長名） キ 標識を損壊した者は、法律により罰せられることがある旨 ② 大きさ等 ア 大きさは、縦42cm×横29cmから縦72cm×横51cm程度を目安とする。	⑤ 命令書^等の交付 命令書^等を交付した場合には、受領者が署名押印した受領書（各種書式作成例^⑨「受領書」参照）を求めるものとする。なお、防火対象物の関係者が命令書^等の受領を拒否した場合には、配達証明郵便等により送付するものとする。

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
イ 防火対象物によっては、広告物等の掲出等により、標識が確認しづらい場合があるので、標識については、利用者等に防火対象物に違反是正等の命令が出されていることを周知する趣旨であることに鑑み、設置場所、大きさ等について有効な方法とする。 10 告発書の作成 告発書の作成にあたっては、各種書式作成例^{②⑪}「告発書」を参考とし下記事項に留意すること。 (1)～(6)（略） 11 各種書式作成例 ※作成例④へ移動← [作成例^①「資料提出命令」] （略） [作成例^②「報告徴収書」] （略） [作成例^③「質問調査」] （略） [作成例^④「違反調査報告書」] （略） ※作成例⑧へ移動← ※作成例⑨へ移動← ※作成例⑩へ移動←	6 告発書の作成 告発書の作成にあたっては、各種書式作成例^{②⑪}「告発書」を参考とし下記事項に留意すること。 (1)～(6)（略） 7 各種書式作成例 [作成例^①「違反調査報告書」] （略） [作成例^②「資料提出命令」] （略） [作成例^③「報告徴収書」] （略） [作成例^④「質問調査」] （略） [作成例^⑤「防火管理者選任命令」] （略） [作成例^⑥「消防計画作成(届出) 命令」] （略） [作成例^⑦「避難施設等適正管理命令」] （略）

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
※作成例⑪へ移動← ※作成例⑫へ移動← [作成例⑤「防災物品使用警告」] (略) ※作成例⑬へ移動← [作成例⑥「消防用設備等設置の警告」] (略) ※作成例⑭へ移動← ※作成例⑮へ移動← ※作成例⑯へ移動← ※作成例⑰へ移動← ※作成例⑱へ移動← ※作成例⑲へ移動←	[作成例⑧「消防用設備等点検整備命令」] (略) [作成例⑨「共同防火管理協議事項作成命令」] (略) [作成例⑩「防災物品使用警告」] (略) [作成例⑪「防災物品使用命令」] (略) [作成例⑫「消防用設備等設置の警告」] (略) [作成例⑬「消防用設備等設置命令」] (略) [作成例⑭「消防用設備等維持命令」] (略) [作成例⑮「使用禁止命令(その1)」] (略) [作成例⑯「使用禁止命令(その2)」] (略) [作成例⑰「吏員による使用停止命令」] (略) [作成例⑱「吏員による措置命令」] (略)

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
[作成例⑦「受領書」] 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇殿 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 氏 名 〇 〇 〇 〇 印 受 領 書 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日付け 〇〇第 〇〇号の 警告書 命令書 は確かに 受領しました。	[作成例⑱「受領書」] 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇殿 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 氏 名 〇 〇 〇 〇 印 受 領 書 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日付け 〇〇第 〇〇号の 命令書 は確かに 受領しました。

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
[作成例⑧「防火管理者選任命令」] (略) [作成例⑨「消防計画作成(届出) 命令」] (略) [作成例⑩「避難施設等適正管理命令」] (略) [作成例⑪「消防用設備等点検整備命令」] (略) [作成例⑫「共同防火管理協議事項作成命令」] (略) [作成例⑬「防災物品使用命令」] (略) [作成例⑭「消防用設備等設置命令」] (略) [作成例⑮「消防用設備等維持命令」] (略)	

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…）

新	旧
[作成例⑯「使用禁止命令(その1)」] 〇 〇 〇 第 〇 〇 号 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿 〇〇市消防本部 〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印 命 令 書 所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号 名 称 〇〇〇ビル 用 途 〇〇〇 上記防火対象物は、火災の予防に危険であると認めるので、消防法第5条の2第1項第2号の規定により下記のとおり命令する。 なお、本命令に従わない場合は、消防法第39条の2の2第1項の規定により処罰されることがある。 記 1 命令事項 1階厨房の西側ドロップイン式コンロに面する壁面部分の防火上安全な措置を講じるとともに、当該措置が講じられるまでの間、当該コンロの使用を禁止すること。 2 命令の理由 1階厨房の西側ドロップイン式コンロに面する木造壁面部分が縦約30センチメートル横約45センチメートルにわたり炭化していること。防火上安全な措置が講ぜられないまま、当該ドロップイン式コンロの使用を継続することは、火災の予防に危険であると認める。 教 示 この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。 また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。 なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。	[作成例⑰「使用禁止命令(その1)」] 〇 〇 〇 第 〇 〇 号 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇 〇 〇 〇 殿 〇〇市消防本部 〇〇消防署長 〇 〇 〇 〇 印 命 令 書 所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号 名 称 〇〇〇ビル 用 途 〇〇〇 上記防火対象物は、火災の予防に危険であると認めるので、消防法第5条の2第1項第2号の規定により下記のとおり命令する。 なお、本命令に従わない場合は、消防法第39条の2の2第1項の規定により処罰されることがある。 記 1 命令事項 1階厨房の西側ドロップイン式コンロに面する壁面部分の防火上安全な措置が講ぜられるまでの間、当該コンロの使用を禁止すること。 2 命令の理由 1階厨房の西側ドロップイン式コンロに面する木造壁面部分が縦約30センチメートル横約45センチメートルにわたり炭化していること。防火上安全な措置が講ぜられないまま、当該ドロップイン式コンロの使用を継続することは、火災の予防に危険であると認める。 教 示 この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市消防長に対して審査請求をすることができる。 また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。）。 なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

違反処理標準マニュアルの一部改正に係る新旧対照表（変更箇所…

新	旧
〔作成例⑫「使用禁止命令(その2)」〕 (略) 〔作成例⑬「吏員による使用停止命令」〕 (略) 〔作成例⑭「吏員による措置命令」〕 (略) 〔作成例⑮「告発書(その1)」〕 (略) 〔作成例⑯「告発書(その2)」〕 〇 〇 〇 第 〇 〇 号 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇地方検察庁 検事正 〇〇〇〇 殿 〇〇消防本部 〇〇消防署長 〇〇〇〇 告 発 書 下記 犯罪 があると思料するので、刑事訴訟法第239条第2項により関係資料を添えて告発します。 1 ～ 7 (略) 〔作成例⑰「過料事件通知書」〕 (略) 〔作成例⑱「防火対象物定期点検報告実施の勧告」〕 (略) 〔作成例⑲「消防用設備等又は特殊消防用設備等点検報告実施の勧告」〕 (略)	〔作成例⑮「告発書(その1)」〕 (略) 〔作成例⑯「告発書(その2)」〕 〇 〇 〇 第 〇 〇 号 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇地方検察庁 検事正 〇〇〇〇 殿 〇〇消防本部 〇〇消防署長 〇〇〇〇 告 発 書 下記 違反 があると思料するので、刑事訴訟法第239条第2項により関係資料を添えて告発します。 1 ～ 7 (略) 〔作成例⑰「過料事件通知書」〕 (略) 〔作成例⑱「防火対象物定期点検報告実施の勧告」〕 (略) 〔作成例⑲「消防用設備等又は特殊消防用設備等点検報告実施の勧告」〕 (略)

～火災予防上危険なホテル・旅館等の根絶に向けて～

火災予防上危険な法令違反がある対象物をHPで公表

対応方針

- ・全国一律での法制化による義務付けは難しいことから市町村での自主的な取り組みを促進

× 法令違反あり



①立入検査



②火災予防上危険な
法令違反の指摘



③市町村HP公示
(消防庁HP公表)

課題

- ・是正命令前の公表は法制化が必要であるが、全国一律に実施することは困難。
- ・公表のための手続きや公表後の改善情報を更新するためマンパワーが必要。
- ・ホテル・旅館等に対し重点的に立入検査を行うことにより、火災危険性が高い他の用途への立入検査の実施率が低下。

消防本部が命令した対象物を消防庁HPで公表

対応方針

- ・違反処理に係る事務の効率化等命令を行いやすい環境を整備
- ・市町村や消防庁HPへの掲載を検討

× 法令違反あり



①立入検査



②消防本部が命令

市町村HP公示



③消防庁HP公表

課題

- ・ホテル・旅館等への命令件数が少ない。
- ・命令を行う場合の事務量が多くかつ煩雑。
- ・現行の建築基準法令に適合していない既存不適格である対象物に対して、消防機関が命令を行うことは困難。

法令に適合している対象物を公表

○ 法令違反なし

× 法令違反あり



基準審査

- ・消防法令
- ・建築基準法
(既存不適格等)



違反是正



火災予防上危険なホテル

期待される効果等

- ・消防法令に加え建築基準法令への適合状況についても審査した対象物を公表することで、より安全な対象物の情報を利用者に提供することが可能。
- ・制度が広く浸透することにより、事業者の違反是正に対する意識が高まり、利用者に火災予防上安全な建物の提供が可能となる。

国民の命が守られる

新たな表示制度について（案）

1 目的

旅館・ホテル等不特定多数の者を収容する防火対象物の防火管理体制の重要性にかんがみ、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置及び維持管理を促進するとともに、その情報を住民に公開するため、防火上一定の基準に適合している防火対象物について、その旨の「表示」を行う。

2 対象

消防法第8条の適用があり、かつ階数が3以上で、5項イ又は5項イの用途がある

1 6項イの防火対象物

その他の防火対象物については、消防本部において地域実情を考慮し対象とする。

（5項イ又は5項イの用途がある1 6項イを対象とした考え方）

- ・ 不特定多数の者が利用する就寝施設であること。
- ・ 利用者が当該消防本部管轄内の住人に限られないこと。

3 表示基準（点検項目）

- ・ 防火管理の実施状況等が、消防関係法令に適合していること。
- ・ 消防用設備等の設置状況等が、消防関係法令に適合していること。
- ・ 現行の建築基準法令基準（構造・防火区画・階段）に適合していること。

4 表示マークの掲出

- (1) 消防長又は消防署長は、防火対象物の関係者からの申請により、必要に応じて表示のための立入調査を行い、表示基準に基づく審査により適合していると認める場合は、その旨を関係者に通知する。
- (2) 適合通知を受けた防火対象物の関係者は、当該防火対象物及びホームページ等インターネット上において「（仮）防火基準適合証（銀）」を掲出することができる。（別添）
- (3) 3年間継続して、表示基準に適合していると認められた場合は、「（仮）防火基準適合証（金）」を掲示することができる。
- (4) 表示マークの有効期間は、「（仮）防火基準適合証（銀）」は1年間、「（仮）防火基準適合証（金）」は3年間とする。
- (5) 表示基準の審査においては、防火対象物定期点検報告や消防用設備等点検報告等現在の各種制度を活用する。また、「防火対象物の点検及び報告の特例認定」の検査を行う場合、可能であれば当該表示基準の適合状況の確認も併せて実施する。
- (6) 表示マークの有効期間中であっても、次のいずれかに該当する防火対象物の関係者は、表示マークを掲出することができないものとする。
 - ・ 火災が発生した防火対象物（出火原因及び出火時の対応について、関係者の責に帰すべき事由のないものについて除く。）
 - ・ 立入検査等によって表示基準に適合しないことが明らかとなった防火対象物

5 表示マークの再掲出

4の規定により表示マークの掲出ができなくなった防火対象物において、その後の立入検査等によって所用の是正措置がとられたと認められ、かつ、違反が繰り返されるおそれがないと判断される場合には、表示マークを再掲出できるものとする。

なお、「（仮）防火基準適合証（金）」を掲示していた対象物について、表示マークを再掲出する場合は、「（仮）防火基準適合証（銀）」を用いなければならない。

旅館・ホテル等に対する新たな表示制度について

<対象>

- ・ ホテル、旅館等（５項イ）又はホテル・旅館等（５項イ）の用途がある複合用途（１６項イ）で、収容人員３０人以上かつ３階以上のもの
- ・ その他の防火対象物は、地域実情に応じて実施可能

<審査項目>

- ・ 消防関係法令への適合
- ・ 防火安全上重要となる建築基準法（構造・防火区画・階段）への適合
- ・ 消防機関による立入検査結果 など

新 制 度 案	「(仮) 防火基準適合証 (銀)」		「(仮) 防火基準適合証 (金)」	
	3 年間継続			
	有効期間	1 年間	3 年間	
● 申請により、表示基準に適合していると認められた場合「(仮) 防火基準適合証 (銀)」を掲示することができる。				

参考

現 行 制 度	防火対象物定期点検報告制度		自主点検報告表示制度
	特定用途防火対象物（※）で、次のいずれかに掲げるもの ① 収容人員が３００人以上 ② 屋内の階段が１つで、地階又は３階以上に特定用途があるもの		左記以外のホテル、旅館等（５項イ）又は５項（イ）の用途がある複合用途（１６項イ）で、収容人員３０人以上かつ３階以上のもの
	１年に１回、有資格者による点検基準に適合している場合、関係者は表示することができる。 ↓ 継続	申請に基づき、３年間継続して点検基準に適合するほか法令の遵守状況が優良であると、消防機関が認定した場合、関係者は表示することができる。 (地は紺その他のものは黄) ↓ 継続	防火管理者等が点検し、基準に適合している場合、申請により、関係者は表示することができる。 ↓ 廃止

※劇場等（１項）・キャバレー、カラオケボックス等（２項）・飲食店等（３項）・百貨店等（４項）
 ホテル・旅館等（５項（イ））・病院、社会福祉施設等（６項）・公衆浴場等（９項（イ））・地下街（１６の２項）・複合用途（１６項（イ））

消 防 予 第 181 号
平成 24 年 5 月 14 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

ホテル・旅館等に係る防火対策の更なる徹底について

5月13日早朝に発生した広島県福山市の宿泊施設の火災（別紙1参照）において死者7人、負傷者3人の人的被害が発生しました。

当庁においては、火災発生後直ちに職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、火災原因調査を行っているところです。

今後、調査結果を踏まえて対応を検討し、必要な措置を要請する予定であります。当面は類似の火災の発生を防止するために、ホテル・旅館等の宿泊施設に対し、特に下記の事項に留意の上、防火安全対策の更なる徹底を図られますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いいたします。

記

1 消防法令違反等の是正の徹底

消防法令違反等の防火安全上の不備事項がある施設等に対しては、関係部局との連携を確認するとともに、重点的に改善指導を図り、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずること。

2 夜間における応急体制の確保

火災時において従業者による避難誘導、通報等が確実になされる体制の確保等の観点から、夜間を想定し施設の実情を踏まえた避難訓練の実施を図ること。

3 火災予防対策の推進

下記事項を参考の上、出火防止、避難管理の徹底等の火災予防対策の推進を図ること。

- (1) 喫煙等の火気管理の徹底を図ること。
- (2) 暖房機器や厨房機器等の火気使用設備・器具の管理の徹底を図るとともに、過熱防止装置などの出火防止機能に優れた機器等の使用の推進を図ること。

- (3) 階段、通路などの避難経路及び防火戸・防火区画の管理の徹底を図ること。
- (4) 寝具・布張り家具（ソファ等）に防炎性能（これに相当する着火防止性能を含む。）を有する製品の使用の推進を図ること。

担当

消防庁予防課設備係 守谷、竹本

企画調整係 大嶋、齋藤

予防係 椎名、児玉

電話：０３－５２５３－７５２３

FAX：０３－５２５３－７５３３

広島県福山市ホテル火災（第 4 報）

消 防 庁
平成 2 4 年 5 月 1 3 日
1 9 時 0 0 分 現 在

- 1 発生日時等
発生時刻：平成 2 4 年 5 月 1 3 日 調査中
覚知時刻：平成 2 4 年 5 月 1 3 日 6 時 5 8 分
鎮圧時刻：平成 2 4 年 5 月 1 3 日 8 時 5 7 分
鎮火時刻：平成 2 4 年 5 月 1 3 日 1 0 時 1 0 分
- 2 発生場所
住 所：広島県福山市西桜町 1 丁目 1 2 - 2 4
用 途：ホテル（5 項イ）
- 3 建物概要
構造：R C 造一部木造
階数：4 階建て
建築面積：5 1 3 m²
延面積：1, 3 6 1 m²
1 階：駐車場
2 階：客室
3 階：客室
4 階：機械室
焼損程度：全焼
焼損床面積：調査中
- 4 死傷者等
(1) 人的被害
死 者： 7 人（女性 4 名、男性 3 名）
負傷者： 3 人（重症 2 人、軽症 1 人）
※負傷者については全員病院搬送済み

(2) 建物被害
出火建物：全焼、焼損床面積調査中
- 5 火災原因等
調査中
- 6 消防用設備等の設置状況
調査中
- 7 防火管理の状況
調査中

8 最新の立入検査
調査中

9 消防庁の対応

5月13日(日) 8時45分 広島県から第1報受領
消防庁予防課において災害対策室を設置し、情報収集を実施中

9時05分 広島県から第2報受領

9時27分 広島県から第3報受領

9時48分 広島県から第4報受領

10時16分 広島県から第5報受領

10時50分 広島県から第6報受領

11時45分 広島県から第7報受領

12時30分 広島県から第8報受領

13時37分 広島県から第9報受領

15時30分 現地調査のため消防庁職員2名及び消防大学校消防研
究センターの職員5名を現地へ派遣

※現地派遣者による調査は消防法第35条の3の2の規定に基づく消
防庁長官の火災原因調査とする。

<連絡先>

消防庁予防課設備係

守谷・竹本

Tel (03)5253-7523

Fax (03)5253-7533

消 防 予 第 1 8 8 号
平成 2 4 年 5 月 1 6 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

ホテル・旅館等に係る緊急調査の実施について

5 月 1 3 日に発生した広島県福山市のホテル火災を受け、消防庁では「ホテル・旅館等に係る防火対策の更なる徹底について」（平成 2 4 年 5 月 1 4 日付け消防予第 1 8 1 号）を発出し、ホテル・旅館等の宿泊施設に対し、防火安全対策の更なる徹底を図っていただいているところです。

今後、類似の火災の発生を防止するため、ホテル・旅館等について下記により建築部局と連携し緊急調査を行い、消防法令違反等の防火安全上の不備事項がある施設等に対しては、重点的に改善指導を図り、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずるようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法第 3 7 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 調査対象

以下の条件を全て満たす防火対象物で、3 階以上（地階を除く。）で収容人員 3 0 人以上のものとする。

- (1) 消防法施行令別表第一(5)項イに掲げる用途に供するもの
- (2) 昭和 4 6 年以前に新築された防火対象物（現行の建築基準法の建築構造、防火区画及び階段の規定に適合しているものを除く。過去、「適マーク」を交付したことのある防火対象物については適合していると判断して差し支えない。）

2 調査内容

別紙 1 の調査様式により、別紙 2 の要領に従って、調査願います。

3 回答要領

- (1) 消防本部（東京消防庁・各指定都市消防本部を含む。）

調査様式（※別途メールで電子ファイルを送付します。）に必要事項を入力の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。

(2) 都道府県

ア 都道府県内における各消防本部からの回答を調査様式上ひとつのシートに取りまとめ、電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。

イ その際、ファイル名は「〇〇県」とし、送付願います。

4 備考

(1) 集計の関係上、数字データについては、半角で入力し、また、調査様式のセルの結合等様式の変更は行わないよう願います。

(2) 調査様式のエラーチェックについては、記入漏れの場合、文字列入力となっていた場合等に表示されることが大半であると考えられますので注意願います。

5 回答期限

平成24年8月15日（水）

6 その他関係省庁における調査への協力等について

本火災の発生を踏まえ、別添のとおり、国土交通省住宅局建築指導課長から通知がなされているところであり、以下の点に留意し、調査を実施していただきますようお願いいたします。

なお、本件については、国土交通省と協議済みであることを念のため申し添えます。

(1) 調査対象及び調査結果について建築部局と情報の共有を図るとともに、必要に応じて調整等を行うこと。

(2) 他部局が所管する法令について違反又はその疑いを発見した場合には当該所管部局に速やかに通報を行うこと。

(3) 消防法令違反への是正指導等においては、必要に応じて建築部局と連携を図ること。

消防庁予防課 齋藤・亀山

(e-mail : a.kameyama@soumu.go.jp)

電話 03-5253-7523・FAX 03-5253-7533

[illegible]

ホテル・旅館等に係る緊急調査における調査様式の記入要領

第 1 調査様式について

調査の実施にあたっては、建築部局等と可能な限り連携を図ること。

→ 調査様式の入力に当たっては、棟単位で記入する。

第 2 「整理番号欄」中の「棟の個別番号」について

一の事業所が複数の棟に分かれている場合には、同一整理番号とするとともに各棟について個別番号を記入すること。

第 3 「(1) 面積」について

当該防火対象物の延べ面積を記入する。(小数点第 2 位まで)

第 4 「(2) 収容人員」について

当該防火対象物の収容人員を記入する。なお、令 2 条を適用する防火対象物にあつては、棟の個別番号を記入するとともに、その棟ごとの収容人員を記入すること。

第 5 「(3) 建築物種別」について

次の区分により記入すること。

- 1・・・耐火建築物（建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に定めるものをいう。）
- 2・・・準耐火建築物（建築基準法第 2 条第 9 号の 3 に定めるものをいう。）
- 3・・・その他（上記に掲げる建築物以外のものをいう。）

第 6 「(4) 消防用設備等」について

各消防用設備等について、現在把握している状況をそれぞれ記入すること。

- 1・・・違反無し
- 2・・・違反有り
- 3・・・義務無し

第 7 「(5) 防火管理等」について

現在把握している状況についてそれぞれ記入すること。

なお、令第 2 条を適用する防火対象物にあつては、一の防火対象物としてみなした防火管理の状況を記入するものとし、各棟とも同じ内容とすること。

・「防火管理者」

- 1・・・選任
- 2・・・未選任
- 3・・・義務無し

・「消防計画」

- 1・・・届出済
- 2・・・未届
- 3・・・義務無し

- ・「消防訓練」（直近 1 年間の状況について記入すること。）

- 1・・・実施
- 2・・・未実施
- 3・・・義務無し

第 8 「(6) 防災規制」について

- 1・・・違反無し
- 2・・・違反有り

第 9 「(7) 消防用設備等点検結果報告」について

直近 1 年間の状況についてそれぞれ記入すること。

- 1・・・報告済
- 2・・・未報告
- 3・・・義務無し

第 10 「(8) 防火対象物点検結果報告」について

現在把握している状況についてそれぞれ記入すること。なお、管理権原が分かれている場合は、全ての管理権原者から報告がなされている場合は 1 を、一部報告されている場合は 2 を記入すること。

- 1・・・報告済
- 2・・・一部報告
- 3・・・未報告
- 4・・・義務無し

第 11 「(9) 避難上必要な施設等の管理」及び「(10) その他の消防法令違反」について

現在把握している状況についてそれぞれ記入すること。

- 1・・・違反無し
- 2・・・違反有り

第 12 「(11) 建築基準法令の適合状況」について

各項目について、建築行政機関との合同立入検査又は情報提供等により判明した建築基準法令の違反状況を記入すること。

なお、既存不適格又は建築基準法令違反の場合は 2 を記入すること。

- 1・・・現行基準に適合
- 2・・・現行基準に不適合
- 3・・・不明

第 13 「(12) 違反処理等の状況」※最新の状況で記入して下さい。

現在の違反の指導状況についてそれぞれ記入すること。

- 1・・・行政指導
- 2・・・警告書の交付
- 3・・・命令書の交付

国 住 指 第 4 5 3 号
平成 2 4 年 5 月 1 6 日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

ホテル・旅館等に係る緊急点検について

5月13日に広島県福山市のホテル・プリンスにおいて発生した火災により死者7名、負傷者3名を出す惨事となったことは、まことに遺憾である。

この火災については現在関係当局により原因等の究明が行われているところであるが、今般、このホテルには建築基準法に違反する事項があったにもかかわらず、速やかに建築基準法に基づく是正措置がなされなかったことが判明したところである。かかる火災の被害を防止するため、消防部局と連携を図りながら、下記によりホテル・旅館等の状況について緊急に立入検査等をお願いする。

なお、貴管内特定行政庁に対して、この旨を周知するとともに、貴都道府県において貴管内特定行政庁における点検結果をとりまとめて、当職まで報告をお願いする。

記

1. 点検対象

次のア及びイのいずれにも該当する建築基準法別表第一に規定するホテル及び旅館。ただし、過去に消防部局が「適マーク」を交付したこと、建築基準法に基づく定期報告がされ指摘事項がなかったこと等から、建築基準法の防火・避難規定に適合していると考えられるものを除く。

ア. 当該建築物が3階以上（地階を除く。）のもの

イ. 当該建築物（増築等が行われている建築物においては、当初の建築物）が昭和46年以前に新築されたもの

2. 報告事項

別記様式のとおり。

3. 報告期限

平成24年8月15日（水）までに下記担当に報告すること。

4. その他

- ア. 点検の結果、建築基準法令に違反する事項が認められた場合は、速やかに是正指導等を行うこと。
- イ. 別添のとおり消防庁予防課長から都道府県消防防災主管部長等あてに通知されているので、点検に当たっては、これらを参考に消防部局と十分に連携を図ること。また、調査対象及び調査結果について消防部局と情報の共有を図るとともに、必要に応じて調整等を行うこと。なお、本件については消防庁と協議済みであることを念のため申し添える。
- ウ. 他部局が所管する法令について違反又はその疑いを発見した場合には当該所管部局に速やかに通報を行うこと。
- エ. 1. の点検対象以外の施設についても、他部局から建築基準法令に違反している又は違反している疑いがある旨の通報があった場合には、必要に応じて立入調査等により事実を確認の上、是正指導等を行うこと。

担 当：国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室 前田、小出、森口

電 話 03-5253-8111（内線39-567、39-569）

F A X 03-5253-1630

mailto: koide-y2gg@mlit. go. jp

ホテル・旅館等に係る緊急点検について

都 道 府 県 名

担当部課(係)名

担 当 者 名

連絡先(電話)

メールアドレス

建築基準法令への適合状況

	件数(件)	割合(%)
「1. 点検対象」に該当するもの		
うち建築基準法令に関する違反を把握したもの		
うち是正指導を行ったもの		
うち是正済みのもの		

福山市ホテル火災について

住宅局建築指導課

平成24年5月16日

1. 火災の概要（総務省消防庁による）

発生日時：平成24年5月13日（日） 覚知6時58分

発生場所：広島県福山市西桜町1-12-24 ホテル・プリンス

被害者：死者7人（男性3人、女性4人）

負傷者3人（重傷2人、軽傷1人）

火災概要：全焼

2. 建物の概要（総務省消防庁による）

構造：鉄筋コンクリート造（2階部分一部木造）

階数：4階建て

用途：ホテル

建築面積：513㎡ 延べ面積：1361㎡

1階：駐車場

2階：客室

3階：客室

4階：機械室

3. 建築経過

昭和35年8月18日 建築確認

・木造2階建て建築物 旅館、延べ面積357㎡

昭和42年6月7日 建築確認

・鉄筋コンクリート造3階建て（塔屋付き）建築物、ホテル、延べ面積912㎡

昭和43年2月13日 完了検査

※ その後建築確認申請はなされていない。

4. 建築基準法令違反

用途による耐火建築物要求（3階建て以上のホテルは耐火建築物とすること）への不適合（建築基準法第27条）等

※ 福山市は、昭和60年から平成23年まで計6回防災査察を実施。現行法に不適合の事項について改善の指示。なお、当時福山市はこの建築物を既存不適格として扱っていた。

ホテル火災を踏まえた課題	今後の対応方策（実施済を含む）
立入検査体制について	
査察実施計画の改善 ○年度査察計画の作成に当たっては、火災予防査察規程に定める査察執行基準に基づき計画することが全署所統一的に行われていなかった。 ○年度査察計画の作成に当たっては、前回査察実施日を考慮して計画されていない場合があった。 ○査察計画に基づく月別の査察執行状況は、局及び署において、把握・検証されておらず、また実施計画の見直しも図られていなかった。 ○各署所が作成する年度及び月別の査察実施計画及び査察執行状況は査察種別毎の件数のみであるため、対象物データを基にした長期間査察未実施等の個々の査察状況は、署において把握されておらず、また、消防局においてもチェック機能は果たされていなかった。	●査察対象物の計画作成時において、火災予防査察規程に定める査察執行基準の遵守について通知した。 ●査察対象物の計画作成時において、全ての防火対象物データから前回査察実施日を基に作成するようルール化し、長期間査察実施漏れ防止の対策を行った。 ●査察実施漏れを防止するため、月別の査察実施計画の中で、具体的な対象物名と担当査察員を明確に示し、責任体制を明確にした。 ●各署所が作成した年度及び月別査察計画並びに毎月の査察執行状況について、消防局及び署所の複数の視点から確認する体制とした。（平成24年9月から実施） また、予防査察規程に定める査察の実施頻度を満たしていない対象物については、査察実施予定年月日を入力し、査察実施後は、査察実施年月日を入力して、局と署の相互で未査察防火対象物を把握できる体制とした。
火災危険を考慮した立入検査 ○火災予防査察規程においては、火災が発生した場合の危険性が高いと考えられる防火対象物や、火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物、防火対象物の用途、規模、収容人員等を考慮し、1種から6種に分け、それぞれの種別に応じて査察の頻度を定めているが、これらの火災危険性の高い対象物において長期間立入検査が未実施の対象物があった。 ○査察の着眼点や判断基準が、査察員の経験則によるものであり、統一した基準等がなかった。	●年度査察計画（定期査察）は、火災予防査察規程に定める査察執行基準を遵守するよう通知するとともに、火災危険性の高い対象物を優先的に実施することとした。 ●定期査察へ消防法令に建築基準法令3項目（建築構造、防火区画及び階段）を加えた「公表制度に伴う査察」（査察の結果、法令基準に適合していると認められた防火対象物については、福山地区消防組合等のホームページ上で公表する。）を盛り込むとともに、別に「特別査察」として「小規模社会福祉施設への査察」を新たに実施する。 ●火災予防査察チェック表を作成し、署所間における査察実施の判断基準を統一した。
立入検査体制	●消防局に予防・査察担当次長を新たに設置、また予防課員及び各署予防係員を1名増員し、査察体制の強化を図るとともに、消防局において、各署所の査察計画の作成状況及び進捗状況を確認・検証している。

ホテル火災を踏まえた福山地区消防組合消防局の対応概要

の強化		●組織的に立入検査の実施の効率化を図るため、予防係員の指導により警防係員が現地研修と座学を並行して行うなど、警防係員のレベルアップを図り、警防係員の立入検査の範囲を拡大していくこととした。 ●新たに、特別査察として平成25年度火災予防重点施策である小規模社会福祉施設査察を取り入れることから、定期査察に対する警防係員の出向比率を従前よりも高くし、本部全体の査察体制を強化した。
違反是正体制について		
是正指導方法の改善	○違反対象物に対して、これまでは立入検査結果通知書の交付による指導にとどまり、所有者等の自発的な改善に期待し、継続した是正への取組がなされていなかった。 ○改善が特に必要な違反対象物に関しては、改善計画書の提出を求め、改善の取り組みを実施していたが効果的な是正が図られていなかった。 ○これまで、査察時の指導方法が職員によって異なっており、消防計画作成・変更や消防訓練未実施を改善指導する際、実効性のある指導が不十分であった。	●5項イ（5項イを含む16項イ）に対する緊急査察を実施し、違反対象物の所有者等に対して改善計画書の提出を求め、是正の履行状況を毎月追跡確認するとともに、各署所が関係者に対する継続的な指導を行った結果、当初76施設あった違反対象物が、残り3施設となった。（平成25年3月18日現在） ●緊急査察の中で確認できた特に是正に対して問題のある対象物に対しては、改善計画書の提出を求めることに加え、今後の対応を見据える上で、質問調書の作成、実況見分調書の作成を行うようにした。 ●平成25年度に実施する「小規模社会福祉施設への特別査察」においても、改善が特に必要な対象物事案に関しては、緊急査察と同様の対応を行い、継続的効果的な是正指導と、今後の対応を見据える上での対処を図ることとしている。 ●査察時の指導方法が、職員によって異なることがないように、また、対応が困難な対象物関係者に対して実効性のある指導が行えるよう、具体的な手順等を示した消防計画作成マニュアルや消防訓練マニュアルを作成した。
公平性の審査	○違反対象物に対して、これまでは立入検査結果通知書の交付による指導にとどまり、法的な手段を踏まえた違反是正は行えていなかった。	●再三の是正指導を行っても効果の無い違反対象物については、火災予防上の危険性を総合的に判断し、消防法上与えられた権限をもって厳格に対応することとする。 また、行政処分の妥当性・公平性への意見を求める公平性審議機関を消防組合に設置する。 （構成メンバーは、消防部局以外に建築部局及び市長部局総務部門（訴訟担当）も参画予定）

ホテル火災を踏まえた福山地区消防組合消防局の対応概要

関係機関との連携強化について	
○従来から個別事案に対してはその都度関係部局と情報の共有を図り、連携について協議してきたが、今回の事案を受け、より密接に組織的に連携する方策が必要である。	●消防部局、建築部局及び保健福祉部局で構成する連絡会議を設置し、個別事案のみならず、定期的な連絡調整及び情報共有を図り、密接な連携のもと協力して、火災予防査察や違反是正指導を実施することとした。
市民への周知について	
○今回の火災を踏まえて、安全な建物について、住民へ情報提供する必要がある。	●消防局と建築部局が連携し、消防と建築の関係法令に適合した防火対象物をホームページ上で掲載する公表制度を実施し、安全な建物について住民へ情報提供を行う。 なお、ホームページへの掲載開始については、関係者への周知期間や、建築部局との合同査察の実施、該当対象物の公平性などを勘案して、来年度から掲載する予定。

平成25年5月28日
 消 防 庁

火災の原因調査結果（広島県福山市ホテル火災）の公表

消防庁では、消防法第35条の3の2に基づき、平成24年5月13日に広島県福山市のホテルで発生した火災の原因調査を行いました。

このたび、調査結果がまとまったので公表します。

1 火災概要

(1) 発生日時等

ア 出火日 平成24年5月13日（日）（覚知時間 6時58分）

イ 鎮火日時 平成24年5月13日（日） 10時10分

(2) 発生場所

広島県福山市西桜町一丁目12-24 ホテルプリンス

(3) 死傷者

死 者7名（男性3名、女性4名）、負傷者3名（女性3名）

2 出火原因及び多数の死傷者が発生した要因

電気配線、電気機器、たばこなどの要因が可能性として残り、原因の特定にはいりませんでした。多数の死傷者が発生した要因は、建築物の構造が耐火構造でないため、出火室及びその近傍において、火災が上階に燃え抜けて拡大したこと、消火器等を用いた消火活動が行われていないこと、自動火災報知設備の受信機が2つの系統に分かれており、これらが連動していないため一斉鳴動したとは考えにくく、避難を遅らせたこと等が考えられます。

※ 消防庁は、「予防行政のあり方に関する検討会ホテル火災対策検討部会」において、本調査結果も参考にした上で、ホテル・旅館等の火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行っております。



<連絡先>

消防庁消防技術政策室 福井・増沢

TEL 03-5253-7541（直通）／FAX 03-5253-7533

平成 25 年 5 月 28 日
消 防 庁

火災の原因調査結果（広島県福山市ホテル火災）

1 はじめに

(1) 火災の概要

ア 発生日時等

出 火 日 平成 24 年 5 月 13 日（日）
覚知日時 平成 24 年 5 月 13 日（日） 6：58
鎮圧日時 平成 24 年 5 月 13 日（日） 8：57
鎮火日時 平成 24 年 5 月 13 日（日） 10：10

イ 発生場所

広島県福山市西桜町一丁目 12-24
ホテルプリンス

ウ 気象状況

天気：晴れ、風向：北、風速 1.2m/s、気温 11.0 度、相対湿度 60%

エ 焼損程度、類焼建物

焼損程度 全焼
類焼建物 木造 2 階建、店舗併用住宅 半焼

オ 死傷者

死 者 7 名（男性 3 名、女性 4 名）
負傷者 3 名（女性 3 名）

(2) 消防庁の対応

ア 5 月 13 日（日）～15 日（火）

5 月 13 日（日）

8 時 45 分 広島県から第 1 報を受領

15 時 30 分 消防法第 35 条の 3 の 2 の規定に基づく、「消防庁長官の火災原因の調査（特に必要があると認めた場合）」として、消防庁及び消防研究センターから 7 名の職員を現地に派遣した。

現地到着後、福山地区消防組合消防局と打合せを実施した。

5 月 14 日（月） 消防庁及び消防研究センターの 7 名の職員により、福山地区消防組合消防局及び広島県警察本部とともに現場検証を実施した。

5 月 15 日（火） 消防研究センターの 5 名の職員により、福山地区消防組合消防局及び広島県警察本部とともに現場検証を実施した。

イ 6月4日（月）～7日（木）

消防研究センターから7名の職員を現地に派遣し、福山地区消防組合消防局及び広島県警察本部とともに現場検証を実施した。

ウ 9月12日（水）

消防研究センターから5名の職員を派遣し、福山地区消防組合消防局とともに現場検証を実施した。

エ 10月2日（火）

火災の原因調査中間報告を取りまとめ、予防行政のあり方に関する検討会ホテル火災対策検討部会に報告した。

オ 10月～平成25年3月

現場検証の結果等进行分析し、出火場所、出火原因、多数の死傷者が発生した要因等の検討を実施した。

2 建築物の概要

(1) 建築構造

ア 用途 ホテル（5）項イ

イ 構造・階数 鉄筋コンクリート造（RC造）4階建及び木造2階建

ウ 建築年 昭和35年 木造2階建を建築

昭和43年 鉄筋コンクリート造4階建を建築

昭和49年 接続して一体利用（既存不適格）

その後、木造1階を車庫にし、2階への階段を撤去（違法建築）

エ 建築面積 513㎡

オ 延べ面積 1,361㎡

カ 各階用途 1階：駐車場・受付事務所、2階・3階：客室、4階：機械室

(2) 消防用設備等の設置状況

今回の建物における消防用設備等については、以下の設備が設置されている。

	消防用設備等	設置基準
消火設備	消火器	延べ面積150㎡以上
	屋内消火栓	延べ面積700㎡以上
警報設備	自動火災報知設備	延べ面積300㎡以上
	漏電火災警報器	延べ面積150㎡以上、かつラスモルタルのもの
	消防機関へ通報する火災報知設備	延べ面積500㎡以上
避難設備	誘導灯・誘導標識	全部

3 火災の状況

(1) 火災発生当時の宿泊者の状況・従業員の状況

火災発生当時の宿泊者については13名であり、それぞれの位置については別図のとおりである。従業員1名が事務所ドアを開けたところ、事務所内に黒煙と炎を確認したもの。

(2) 出火場所

1階の事務所。

(3) 出火原因

電気配線、電気機器、たばこなどの要因が可能性として残ったものの、原因の特定にはいたらなかった。

(4) 火災延焼拡大の状況

以下のような状況により延焼拡大したものと推測される（別図のとおり）。

- 事務所から出火した火災は、木造部分の天井面を燃え抜け2階リネン室に延焼したほか、天井の配管貫通部から2階のパイプスペース内に延焼した。また、事務所から炊事場に延焼し、炊事場の木造部分の天井面を燃え抜け2階客室に延焼した。
- 階段部分は防火区画（たて穴区画）がないため、発生した火災や煙は上階に拡大した。
- 更に、煙は廊下を経由して各客室に流入した。

(5) 消防用設備等の機能の状況

自動火災報知設備の受信機については、木造建物部分と耐火建物部分の2つの系統に分かれて事務所内に設置されていたが相互に連動していない。

また、消火器及び屋内消火栓設備については、使用された形跡がない。

(6) 避難の状況（死者発生の状況）

火災当時、2階耐火建物部分に宿泊していた9名のうち、3名が避難し、1名が救助されたが、5名が死亡した。2階木造建物部分に宿泊していた1名については避難している。また3階耐火建物部分に宿泊していた3名のうち1名が避難したが、2名が死亡した。従業員1名については、1階事務所で火災を発見し、避難している。

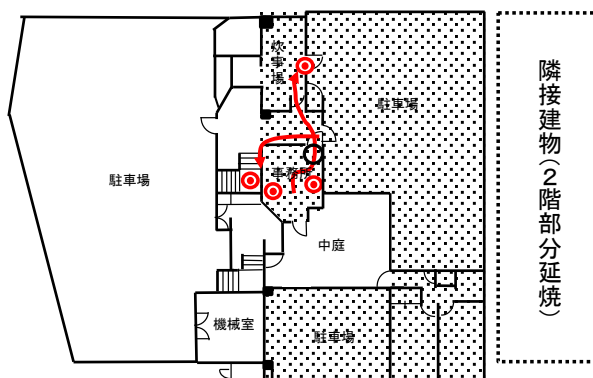
4 多数の死者、負傷者が発生した要因

多数の死者、負傷者が発生した要因は、以下の点が考えられる。

- 建築物の構造が耐火構造でないことから、出火室及びその近傍において、火災が上階に燃え抜けて拡大したこと。
- 階段部分の防火区画（たて穴区画）が設けられてなかったことなどから、火災や煙が階段を経由して上階に拡散し、煙が各客室に流入したこと。
- 消火器及び屋内消火栓設備を用いた消火活動が行われていないこと。
- 第一発見者による通報及び有効な避難誘導が行われていないこと。
- 自動火災報知設備の受信機が2つの系統に分かれており、連動していないことか

ら一斉鳴動したとは考えにくく、避難を遅らせたものと考えられること。

【1階平面図】



(凡例)

- 死者
- 生存者

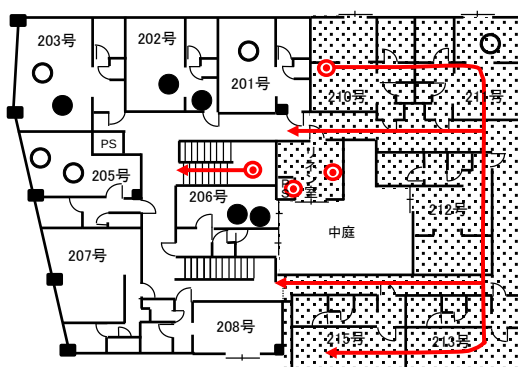
→ 延焼経路

○ 垂直方向の延焼

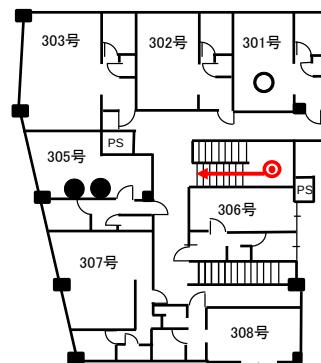
□ 鉄筋コンクリート造

■ その他の構造

【2階平面図】



【3階平面図】



建物外観写真（建物北東側から撮影）



平成 2 4 年 1 0 月 2 日

国 土 交 通 省

住 宅 局 建 築 指 導 課

ホテル・旅館等に係る緊急点検結果について

平成 2 4 年 5 月 1 3 日に広島県福山市のホテル・プリンスにおいて発生した火災を受け、「ホテル・旅館等に係る緊急点検について」（平成 2 4 年 5 月 1 6 日付け国住指第 4 5 3 号）により、全国の特定行政庁に依頼したホテル・旅館等に係る緊急点検の結果をとりまとめましたので、公表いたします。

1. 点検対象

次のア及びイのいずれにも該当する建築基準法別表第一に規定するホテル及び旅館。ただし、過去に消防部局が「適マーク」を交付したこと、建築基準法に基づく定期報告がされ指摘事項がなかったこと等から、建築基準法の防火・避難規定に適合していると考えられるものを除く。

- ア. 当該建築物が 3 階以上（地階を除く。）のもの
- イ. 当該建築物（増築等が行われている建築物においては、当初の建築物）が昭和 4 6 年以前に新築されたもの

2. 点検事項

建築基準法令への適合状況

3. 点検結果概要（平成 2 4 年 8 月 1 5 日現在における都道府県からの報告による）
建築基準法令（防火・避難関係規定）への適合状況

	件数	割合
建築基準法別表第一に規定するホテル及び旅館（3 階以上（地階を除く。）であり、昭和 4 6 年以前に新築されたもの）（A）	1, 840 件	
建築基準法令（防火・避難関係規定）に関する違反を把握したものの件数（B） 是正指導を行ったものの件数（C） 是正済のものの件数（D） 是正指導予定のもの等の件数（E）	867 件 765 件 18 件 102 件	B/A= 47. 1% C/B= 88. 2% D/B= 2. 1% E/B= 11. 8%

(主な違反の内容) ※物件によっては複数の違反あり

	件数	上記表(A)に対する割合
非常用照明装置関係	410 件	22.3%
耐火建築物関係	395 件	21.5%
防火区画関係	346 件	18.8%
排煙設備関係	220 件	12.0%
直通階段関係	160 件	8.7%
内装制限関係	138 件	7.5%
廊下の幅員関係	95 件	5.2%
非常用進入口関係	76 件	4.1%
間仕切壁関係	73 件	4.0%
敷地内通路関係	66 件	3.6%

問合せ先

国土交通省住宅局建築指導課 課長補佐 前田 亮 (内線 39-532)

代表 : 03-5253-8111 夜間直通 : 03-5253-8514 FAX : 03-5253-1630

ホテル・旅館等に係る緊急点検結果(都道府県別) (防火・避難関係規定違反)

平成24年8月15日現在(都道府県からの報告による)

建築基準法別表第一に規定するホテル及び旅館(3階以上(地階を除く。))であり、昭和46年以前に新築されたもの					
		建築基準法令 (防火・避難関係規定)に関する違反を把握したもの	是正指導を行ったもの	是正済のもの	是正指導予定のもの等
北海道	19	10	10	0	0
青森県	26	18	18	0	0
岩手県	29	11	10	0	1
宮城県	13	9	9	0	0
秋田県	11	1	1	0	0
山形県	43	13	13	0	0
福島県	60	14	14	1	0
茨城県	18	11	11	0	0
栃木県	42	30	28	0	2
群馬県	14	11	11	0	0
埼玉県	9	4	4	0	0
千葉県	12	9	9	0	0
東京都	127	53	48	1	5
神奈川県	53	26	9	0	17
新潟県	16	3	3	0	0
富山県	26	4	3	0	1
石川県	55	20	20	1	0
福井県	10	7	7	0	0
山梨県	58	47	47	0	0
長野県	74	44	42	0	2
岐阜県	62	39	6	1	33
静岡県	12	9	4	0	5
愛知県	47	14	13	0	1
三重県	77	34	34	0	0
滋賀県	22	13	13	0	0
京都府	79	26	22	0	4
大阪府	142	94	94	0	0
兵庫県	97	39	27	3	12
奈良県	24	2	2	0	0
和歌山県	70	9	9	3	0
鳥取県	28	5	5	0	0
島根県	11	8	8	1	0
岡山県	24	18	14	0	4
広島県	59	28	24	4	4
山口県	23	0	0	0	0
徳島県	22	10	8	0	2
香川県	18	16	16	0	0
愛媛県	40	16	16	0	0
高知県	10	7	7	0	0
福岡県	49	29	28	1	1
佐賀県	41	19	19	0	0
長崎県	20	13	13	0	0
熊本県	25	13	11	0	2
大分県	38	15	11	0	4
宮崎県	12	6	6	0	0
鹿児島県	36	19	19	2	0
沖縄県	37	21	19	0	2
合計	1,840	867	765	18	102

平成25年3月26日
国土交通省
住宅局建築指導課

ホテル・旅館等に係るフォローアップ調査の状況について

平成24年5月13日に広島県福山市のホテル・プリンスにおいて発生した火災を受け、全国の特定行政庁に防火・避難規定に係るフォローアップ調査を依頼していましたが、今般、平成25年1月31日時点の状況を取りまとめましたので公表いたします。

1. 調査対象

次のア及びイのいずれにも該当する建築基準法別表第一に規定するホテル及び旅館。ただし、過去に消防部局が「適マーク」を交付したこと、建築基準法に基づく定期報告がされ指摘事項がなかったこと等から、建築基準法の防火・避難規定に適合していると考えられるものを除く。

ア. 当該建築物が3階以上（地階を除く。）のもの

イ. 当該建築物（増築等が行われている建築物においては、当初の建築物）が昭和46年以前に新築されたもの

2. 調査事項

建築基準法令（防火・避難関係規定）への適合状況

3. 調査結果概要（平成25年1月31日現在における都道府県からの報告による）

建築基準法令（防火・避難関係規定）への適合状況

	件数	割合
建築基準法別表第一に規定するホテル及び旅館（3階以上（地階を除く。）であり、昭和46年以前に新築されたもの）※（A）	1,797 件	
	(1840) 件	
建築基準法令（防火・避難関係規定）に関する違反を把握したものの件数※（B）	859 件	B/A= 47.8%
	(867) 件	(47.1)%
是正指導を行ったものの件数（C）	859 件	C/B= 100.0%
	(765) 件	(88.2)%
是正済のものの件数（D）	110 件	D/B= 12.8%
	(18) 件	(2.1)%
是正指導予定のものの件数（E）	0 件	E/B= 0.0%
	(102) 件	(11.8)%

上段：今回（平成25年1月31日時点）の調査結果 下段：前回（平成24年8月15日時点）の調査結果

※前回に比べて、用途の廃止等により結果として件数が減少しています。

(主な違反の内容) ※物件によっては複数の違反あり

	件数	上記表(B)に 対する割合
耐火建築物関係	364 件	42.4%
非常用照明装置関係	331 件	38.5%
防火区画関係	298 件	34.7%
排煙設備関係	186 件	21.7%
直通階段関係	135 件	15.7%
内装制限関係	128 件	14.9%
廊下の幅員関係	89 件	10.4%
間仕切壁関係	69 件	8.0%
非常用進入口関係	63 件	7.3%
敷地内通路関係	58 件	6.8%

(問い合わせ先)

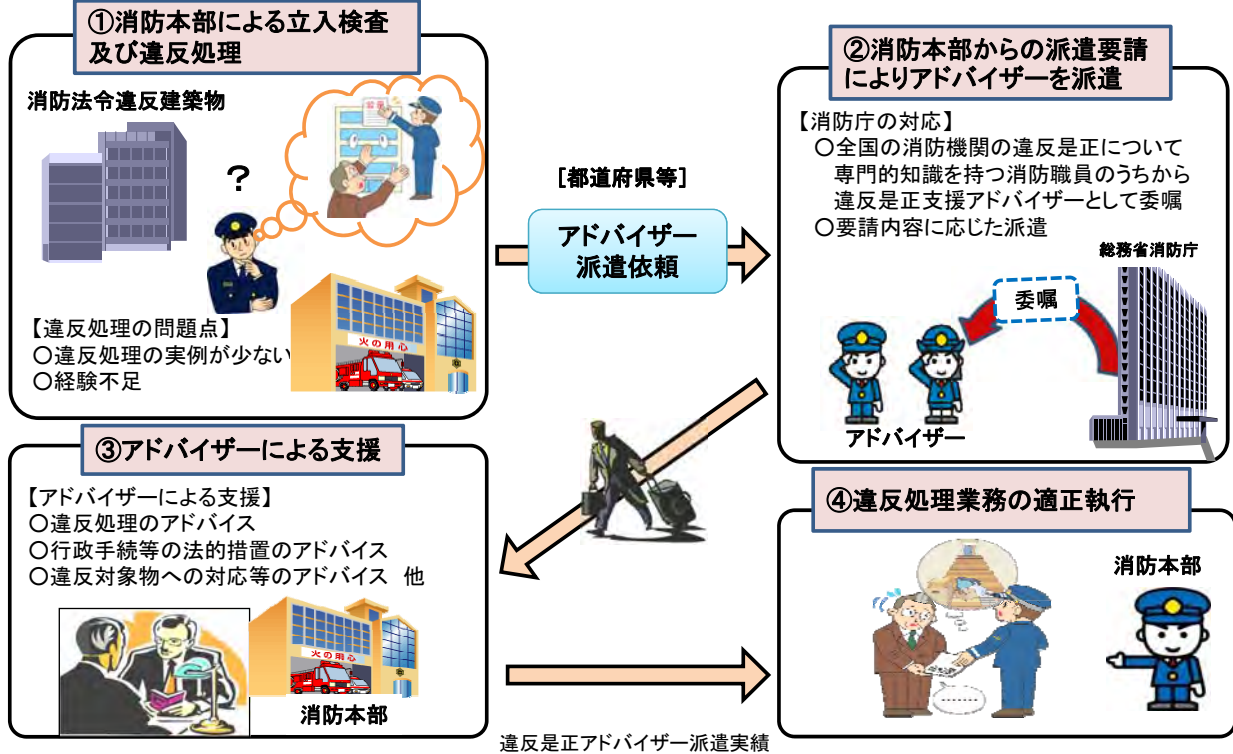
国土交通省 住宅局 建築指導課 企画専門官 小野田 吉純 (内線39564)
 係 長 岩瀬 基彦 (内線39525)
 TEL : 03-5253-8111 (代表) 03-5253-8933 (夜間直通)
 FAX : 03-5253-1630

ホテル・旅館等に係るフォローアップ調査の状況(都道府県別)
(防火・避難関係規定違反)

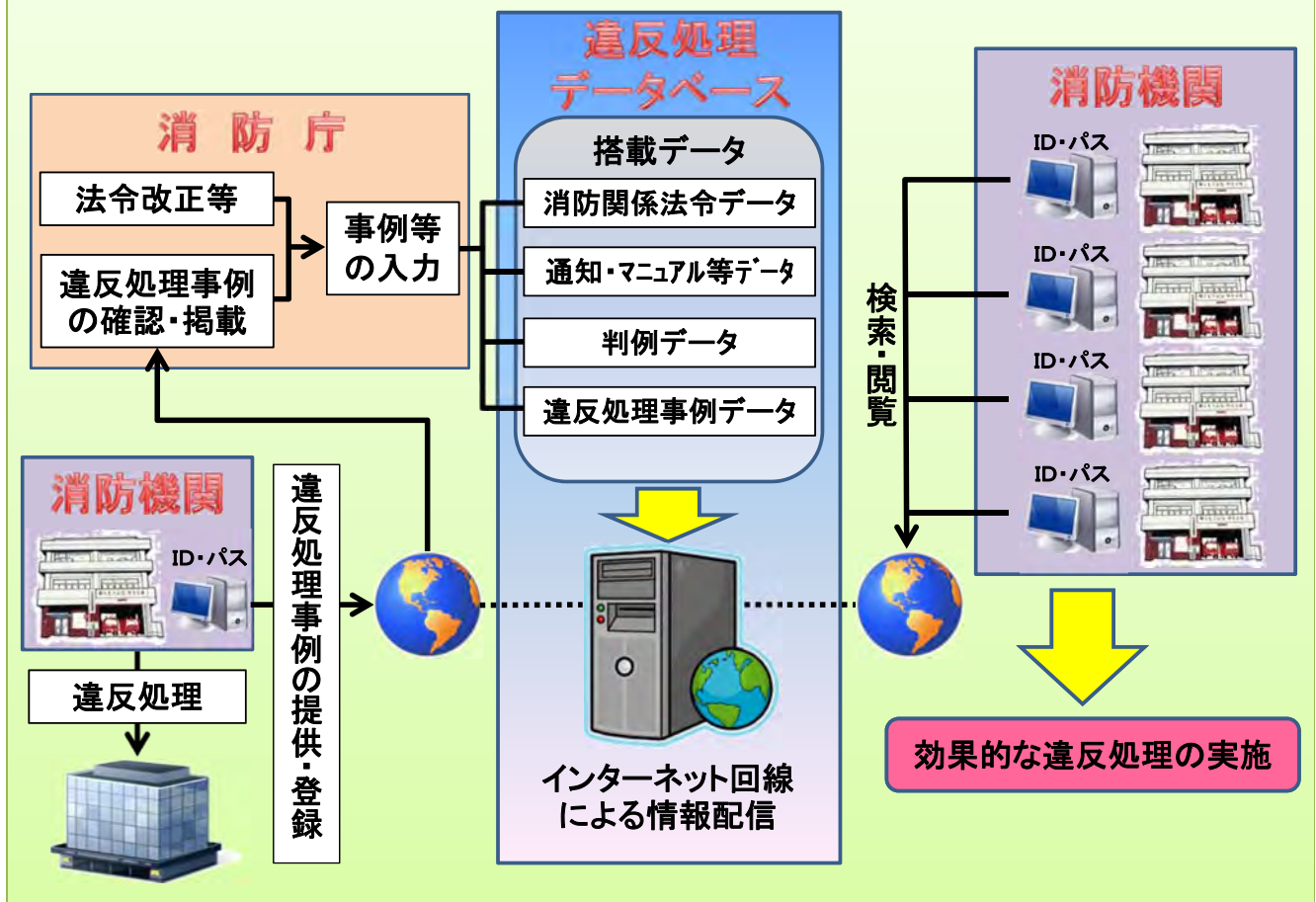
平成25年1月31日現在(都道府県からの報告による)

	建築基準法別表第一に規定するホテル及び旅館(3階以上(地階を除く。))であり、昭和46年以前に新築されたもの	建築基準法令(防火・避難関係規定)に関する違反を把握したもの			
		建築基準法令(防火・避難関係規定)に関する違反を把握したもの	是正指導を行ったもの	是正済のもの	是正指導予定のもの
北海道	19	10	10	3	0
青森県	26	18	18	1	0
岩手県	29	11	11	3	0
宮城県	13	9	9	0	0
秋田県	10	1	1	0	0
山形県	43	13	13	2	0
福島県	60	14	14	2	0
茨城県	18	11	11	0	0
栃木県	41	29	29	7	0
群馬県	13	10	10	2	0
埼玉県	9	4	4	2	0
千葉県	11	8	8	0	0
東京都	124	55	55	12	0
神奈川県	52	26	26	2	0
新潟県	14	2	2	0	0
富山県	25	3	3	3	0
石川県	55	20	20	4	0
福井県	10	7	7	0	0
山梨県	55	45	45	1	0
長野県	74	44	44	8	0
岐阜県	62	38	38	4	0
静岡県	12	9	9	1	0
愛知県	46	14	14	0	0
三重県	74	34	34	2	0
滋賀県	22	13	13	5	0
京都府	76	31	31	1	0
大阪府	141	93	93	7	0
兵庫県	97	39	39	10	0
奈良県	20	2	2	0	0
和歌山県	69	12	12	4	0
鳥取県	27	4	4	0	0
島根県	11	8	8	2	0
岡山県	23	15	15	0	0
広島県	56	26	26	3	0
山口県	22	0	0	0	0
徳島県	22	10	10	0	0
香川県	17	16	16	0	0
愛媛県	39	15	15	0	0
高知県	10	7	7	2	0
福岡県	48	29	29	5	0
佐賀県	41	19	19	4	0
長崎県	20	16	16	0	0
熊本県	25	11	11	0	0
大分県	38	15	15	3	0
宮崎県	12	6	6	1	0
鹿児島県	33	17	17	3	0
沖縄県	33	20	20	1	0
合計	1,797	859	859	110	0

違反処理事務等の支援を行うため、各消防本部等からの依頼に基づき、必要な知識又は経験を有する消防職員(違反是正支援アドバイザー)の派遣を行う(平成22年2月～)。



違反処理データベースの概要



消 防 予 第 2 5 6 号
平成 2 5 年 6 月 2 6 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

違反是正推進に係る弁護士相談事業の実施について（通知）

消防法令違反の是正については、平成 1 3 年の新宿区歌舞伎町ビル火災を契機とし、雑居ビル等の防火対象物をはじめ、その是正の取り組みを推進してきたところであり、昨年度、広島県福山市で発生したホテル火災等を受け、危険性や悪質性の高い違反対象物などに対しては、より一層の違反是正の推進を図っていく必要があります。

しかしながら、現在、違反是正を進める上では、雑居ビル等をはじめとして建物の管理・所有形態が複雑になっていることや、行政措置に対する訴訟への対応等も生じてきており、こうした状況においては、消防法令に加えて幅広い高度な法律知識が求められているところです。

つきましては、これらの状況を踏まえ、違反是正案件において法的な相談を行うことができるよう、今年度、全国 9 カ所の弁護士と契約し、下記のとおり違反是正推進に関する法的相談事業を開始することとしましたので、各消防機関においては、違反是正の推進にあたり積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いいたします。

記

1 相談方法

原則として電子メールによることとし、相談を行う消防本部は、第 1 号様式（必要に応じ資料を添付）を作成して担当弁護士に送付すること。

なお、消防本部が直接弁護士事務所等に相談に行くことは制限しないが、事前に担当弁護士と相談の上行うこと。

2 相談内容

- (1) 防火対象物の違反是正に関する各種法律相談
- (2) 訴えの提起の応訴に関する各種法律相談
- (3) 法的措置に係る書類の確認及び命令・告発等の手続きの支援
- (4) その他

3 相談費用

本事業に係る相談費用については、消防庁が支払うものとするが、消防本部が直接弁護士事務所等に相談を行う場合に生じた費用（交通費等）については、消防本部が支払うものとする。

4 実施期間

平成25年7月1日から平成26年3月31日まで

※ 平成25年度は上記の期間で実施することとし、平成26年度以降の実施予定については未定である。

5 弁護士一覧及び担当都道府県

都道府県下の消防本部は該当する担当地域の弁護士に相談すること。

氏名	法律事務所	担当地域	担当都道府県
ナカムラ ヒロシ 中村 浩士	中村総合法律事務所	北海道	北海道
スドウ チカラ 須藤 力	須藤法律事務所	東北	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 新潟県
ワタナベ サトシ 渡邊 仁	つかさ総合法律事務所	北関東	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 長野県
クニシゲ シンジ 國重 慎二	國重法律事務所	南関東	千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 静岡県
イシカワ アツオ 石川 敦男	実法(みのり)法律事務所	東海	愛知県 岐阜県 三重県
ヨシダ タケヒロ 吉田 雄大	あかね法律事務所	東近畿	富山県 石川県 福井県 滋賀県 京都府 奈良県 和歌山県
ホンダ シゲオ 本多 重夫	本多重夫法律事務所	近畿	大阪府 兵庫県
クマノ カズノリ 熊野 量規	熊野量規法律事務所	中国・四国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
ハラダ エミコ 原田 恵美子	原田法律事務所	九州・沖縄	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

6 その他

- (1) 各弁護士の連絡先については、別途、事務連絡により通知するものとする。
- (2) 相談が完結した場合、第1号様式を違反処理データベースへ掲載し、情報共有を図ることとしているため、個人情報等の記載及び取扱いについては、留意すること。
- (3) 月毎の相談件数が、地域において大きく隔たりが生じた場合は、弁護士の担当地域の都道府県を変更する場合があること。

なお、変更する場合は、消防庁と該当する弁護士間で協議を行った上で別途関係消防本部に通知を行うものとする。

- (4) 弁護士に相談をする際には消防本部として相談することとし、消防本部内において重複した相談等がないよう留意すること。
- (5) 違反是正事例研究会等、都道府県消防長会等が開催する研修等への弁護士の活用も想定されるが、その場合は事前に担当弁護士と調整の上、行うこと。なお、その際に生じる費用等については、主催機関等が支払うものとする。

【連絡先】 消防庁予防課 齋藤・緒方 TEL:03-5253-7523 FAX:03-5253-7533 E-mail: y.ogata@soumu.go.jp

平成 25 年度 消防大学学校教育訓練計画について

平成 25 年度の消防大学学校教育訓練計画は、最近の消防業務の実状を踏まえ、教育訓練内容の充実等を図るため、次のとおり見直しを行っております。

1 違反是正特別講習の実施

平成 24 年 5 月に発生した福山市におけるホテル火災を踏まえ、予防行政（業務）の強化・徹底を期するために、消防本部の査察、違反処理是正業務に携わる者（消防司令補以上）を対象に特別講習を実施します。＜定員 78 名＞

2 教育内容の充実強化

（1）安全管理能力の向上

ア 実戦的な火災防御活動時における安全管理能力を向上させるため、新たに設置した火災模擬訓練施設を活用した実技訓練（ホットトレーニング）を行います。

【対象学科：上級幹部科、幹部科、警防科、救助科、新任教官科】

イ 安全管理者としての実技訓練を取り入れ、訓練時における安全管理能力の向上を目的とした教育内容を充実強化します。

【対象学科：幹部科、警防科、救助科、新任教官科】

（2）違反処理能力の向上

上級幹部職員に対し違反処理に関する講義を拡充し、消防法令違反是正に対する管理者としての意識向上を目的とした教育内容を充実強化します。

【対象学科：新任消防長・学校長科、上級幹部科、幹部科】

3 教育訓練人員の拡充

（1）幹部科年間定員の拡充

幹部科の受講希望者が漸増していることを受け、年間で 18 名定員枠を拡大します。＜年間定員 294 名→312 名＞

（2）救急科年間定員の拡充

救急科の受講希望者が漸増していることを受け、年間で 6 名定員枠を拡大します。＜年間定員 36 名→42 名＞

このほか、消防大学校では、授業科目充実の基礎資料とするために各学科・コース修了時に学生に対しアンケートを実施しており、アンケート結果等を参考にしつつ、より効果的で充実した教育訓練内容とすべく、適宜、教育内容の見直しを図っております。

平成25年度消防大学学校教育訓練計画

区分	学科等の名称	目的	期数 回数	定員 (名)	入寮期間 (平成25年4月～ 平成26年3月)	教育 日数 (日)	入寮 日数 (日)
総合教育	幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成する。	33	84	6/17～8/1	32	46
			34	66	9/4～10/23	32	50
			35	84	10/29～12/13	32	46
			36	78	1/14～2/28	32	46
	上級幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。	77	48	1/15～1/31	12	17
	新任消防長・学校長科	新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。	14	60	4/16～4/26	9	11
			15	60	5/14～5/24	9	11
	消防団長科	消防団の上級幹部に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。	63	36	8/26～8/30	5	5
			64	36	12/16～12/20	5	5
専科教育	警防科	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	93	60	6/12～7/31	34	50
			94	60	10/23～12/11	34	50
	救助科	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	67	60	4/16～6/6	34	52
			68	60	8/26～10/16	34	52
	救急科	救急隊長等に対し、高度の知識及び能力を総合的に修得させ、救急業務の指導者としての資質を向上させる。	75	42	5/7～6/5	21	30
	予防科	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	94	48	8/26～10/16	34	52
			95	48	1/14～3/4	34	50
	危険物科	危険物保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	8	36	9/10～10/11	21	32
実務講習	緊急消防援助隊教育科	指揮隊長コース 緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	9	72	4/17～4/25	7	9
			10	36	10/17～10/25	7	9
	NBCコース	高度・特別高度救助コース 高度救助隊、特別高度救助隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	3	66	2/4～2/18	10	15
			3	66	2/24～3/7	10	12
	航空隊長コース	緊急消防援助隊のNBC災害要員等に対し、NBC災害対応業務に必要な知識及び能力を修得させる。	11	48	5/13～5/24	10	12
			12	36	1/15～1/28	10	14
	危機管理・防災教育科	消防・防災航空隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	15	100	7月中旬予定	1	
		トップマネジメントコース 地方公共団体の首長等に対し、大規模災害発生時における対応能力を修得させる。	3	96	12/16～12/20	5	5
		危機管理・国民保護コース 地方公共団体の危機管理・防災実務管理者・国民保護担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	9	60	6/3～6/7	5	5
	自主防災組織育成コース 自主防災組織の育成担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。						
	違反是正特別講習 査察、違反処理は正業務に携わる者に対し、予防行政(業務)の強化・徹底を期するために特別講習を実施する。		1	78	12/16～12/20	5	5

*: 施設外で実施する学科等の実施予定時期

法令適合対象物や違反対象物の公表等に係る制度について

法令適合対象物に係る制度

○適マーク制度

消防機関が対象となる防火対象物を立入検査し、審査項目に適合する場合に「適マーク（有効期間 1 年）」を交付する制度であり、防火対象物定期点検報告制度の導入に併せて平成 15 年 9 月に廃止。

○防火対象物定期点検報告制度

平成 13 年の歌舞伎町ビル火災を受け、一定規模以上の特定防火対象物に対して、有資格者による点検を義務付け、点検基準に適合している場合、関係者が自ら表示することができる制度を平成 15 年 10 月に導入。

○自主点検報告表示制度

防火対象物定期点検報告制度に該当しない一定規模の旅館・ホテル等を対象に、点検基準に定められた項目に適合している場合、関係者が自ら表示することができる制度を平成 15 年 10 月に導入。

○優良防火対象物認定表示制度（東京消防庁）

防火対象物の管理権原者からの申請に基づき、消防署が審査・検査した結果、適合している場合は、優良防火対象物として認定し、ホームページ等で公表。

違反対象物に係る制度

○命令に係る公示

平成 13 年の新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえた消防法改正により、防火対象物について火災予防上の危険があることや消防法令違反があり、消防機関が「命令」を行ったときの公示に係る規定を導入。

○ 消防法第 5 条第 3 項

消防長又は消防署長は、第 1 項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他総務省令で定める方法によりその旨を公示しなければならない。

※消防法第 5 条の 2、第 5 条の 3、第 8 条、第 8 条の 2、第 8 条の 2 の 5、第 17 条の 4 及び第 36 条において準用する第 8 条並びに第 8 条の 2 においても公示が規定されている。

○ 消防法施行規則第 1 条

消防法第 5 条第 3 項（中略）の規定により総務省令で定める方法は、公報への掲載その他市町村長が定める方法とする。

○違反対象物の公表制度（東京消防庁）

平成 23 年度から火災予防条例に基づき、スプリンクラー設備等の未設置や一定期間において同一の違反が認められる場合、ホームページ等で公表。

旧適マーク制度及び防火対象物定期点検報告制度の経過について

参考資料11

S55年 川治プリンスホテル火災(死者45名・負傷者22名)

H13年 新宿歌舞伎町ビル火災(死者44名・負傷者3名)

S56. 5. 1～ 旧適マーク制度



旧適マーク制度の特徴

- ・要綱に基づく制度
- ・消防機関から検査に基づきマークを交付する
- ・防火に関する重要な事項(構造・防火区画・階段)を確認し、既存不適格の場合は交付しない。
- ・全国的に統一して(5)項イのほか(1)項及び(4)項を実施。

H15.10.1～防火対象物定期点検報告制度



防火対象物定期点検報告制度の特徴

- ・法律に基づく制度
- ・防火対象物の関係者が自ら表示
- ・防火に関する重要な事項(構造・防火区画・階段)の確認がない
- ・全国統一に実施する用途は広がったが、ホテル・旅館の範囲は狭まった。(300人以上等)

H15.10.1～暫定適マーク制度



H18.9.30
廃止

概要	消防機関が、対象となる防火対象物を立入検査し、審査項目に適合する場合に、消防機関が「適マーク」(有効期間1年)を交付する制度
対象	消防法施行令(1)項(劇場等)から(4)項(物品販売店舗)まで、(5)項イ(ホテル等)、(6)項(病院等)、(9)項イ(蒸気浴場等)及び該当用途が存する(16)項イ(複合用途施設)で、 ・法第8条の防火管理義務対象 かつ 階数を除く階数が3以上のもの ※ 全国的に統一して(5)項イのほか(1)項及び(4)項を実施。
審査項目	1 消防法に適合しているか(防火管理・火気設備等の構造及び管理状況・消防用設備等の設置及び維持管理状況・危険物関係規定等) 2 現行の建築基準法に適合しているか(構造・防火区画・階段)

概要	関係者が、点検資格者等に防火対象物の点検を依頼し、点検項目が、基準に適合している場合に、関係者自ら表示することができる。 また、過去3年以内の点検結果が優良等の要件を満たしているものとして、消防長等により点検報告義務が免除される特例の認定を受けた場合は、「防火優良認定証」を表示することができる。
対象	消防法施行令(1)項(劇場等)から(4)項(物品販売店舗)まで、(5)項イ(ホテル等)、(6)項(病院等)、(9)項イ(蒸気浴場等)、(16)項イ(複合用途施設)及び(16)の2項(地下街)で、 ・法第8条の防火管理義務対象 かつ ・収容人員が300人以上又は屋内階数が1のみで3階以上・地階に特定用途が存するもの
点検項目	消防法に適合しているか(防火管理・火気設備等の構造及び管理状況・消防用設備等の設置及び維持管理状況・危険物関係規定等)

自主点検報告表示制度・優良防火対象物認定表示制度の概要について

	自主点検報告表示制度 (改正消防法を踏まえた旅館ホテル等に係る防火安全対策の推進等について 平成14年12月24日 消防安第132号)	東京消防庁における優良防火対象物認定表示制度 (火災予防条例第55条の5の10)
概要	防火対象物定期点検報告制度の対象外の旅館・ホテル等を対象に、点検基準に定められた項目に適合している場合は、防火自主点検済証を表示することができる制度です。 旅館・ホテル等の関係者による、自主的な防火管理体制の確保を図ることを目的とし、当該施設が消防法を遵守していることを表示制度により、公表することができます。	防火対象物におけるすべての管理権原者からの申請に基づき、消防署が審査・検査した結果、認定基準に適合している場合には、優良な防火対象物として認定される制度です。 認定を受けたときは、東京消防庁ホームページ等で公表されるとともに、優良防火対象物認定証(優マーク)を建物の玄関・受付・ホームページ・パンフレットなど、あらゆるものに表示することができます。
対象	防火対象物定期点検報告制度の対象外の旅館・ホテル等のうち、防火自主点検済証を表示しようとするものであって、かつ、次の(1)及び(2)に該当するもの (1) 防火管理者を選任する必要がある建物(※1) (2) 階数が3以上のもの	防火管理者を選任する必要がある建物(※1)すべて
表示マーク	 防火自主点検済証	 優マーク
審査項目等	【法令適合状況】 ① 消防法に適合しているか(防火管理・火気設備等の構造及び管理状況・消防用設備等の設置及び維持管理状況等) 【点検報告の流れ】 ① 点検期間は1年に1回 ② 点検実施者は、旅館・ホテル等の防火管理者又は防火対象物点検資格者となっている ③ 管理権原者が、点検の実施結果を消防長又は消防署長へ報告 ④ 消防長又は消防署長は、報告の結果、点検基準に適合していないと認められる時に、立入検査等により是正指導を実施	【法令適合状況】 ① 消防法に適合しているか(防火管理・火気設備等の構造及び管理状況・消防用設備等の設置及び維持管理状況・危険物関係規定等) ② 建築法に適合しているか(防火に関係するものに限り) 【その他】 ③ 避難安全性が検証されているか ④ 自衛消防隊の編成及び活動能力が適切に確保されているか ⑤ 自主的、意欲的な各種防火対策を実施しているか ⑥ 過去2年以内に、消防法違反等による命令又は警告等を受けたことがないか

※1 「防火管理者を選任する必要がある建物」とは、特定用途(※2)で収容人員が30人以上又は特定用途以外で収容人員が50人以上の建物をいいます。
※2 「特定用途」とは、劇場、百貨店、ホテルなど不特定多数の人が利用する建物をいいます。

東京消防庁における「違反対象物の公表制度」について

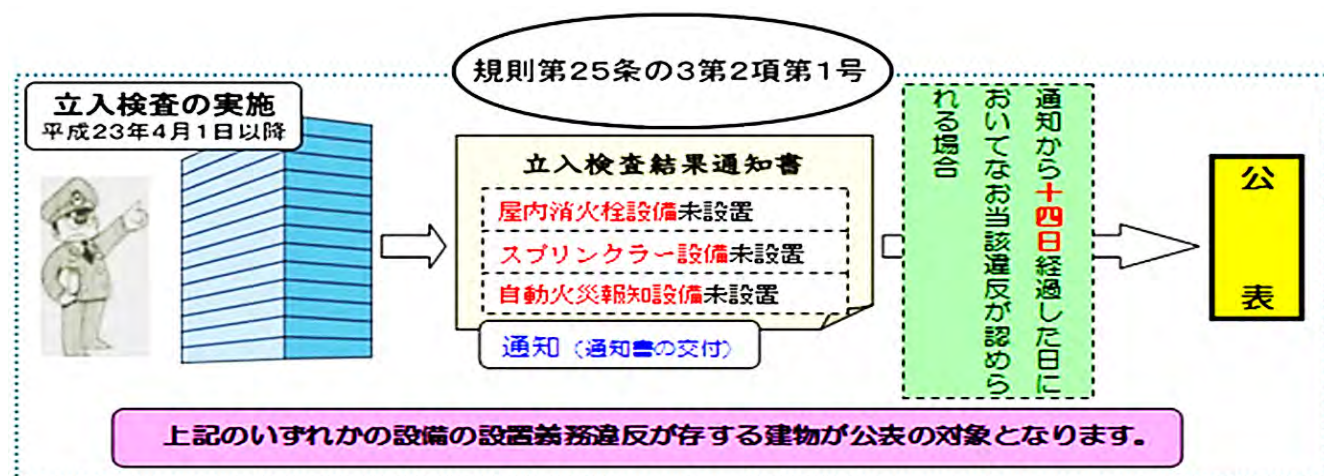
根拠 火災予防条例第64条の3
(防火対象物の設備、管理等の状況の公表)

次の1、2の違反について、当該違反内容を関係者に通知してから一定期間経過後においても同一の違反が認められる場合に「建物名称、所在及び違反の内容」を東京消防庁のホームページ及び管轄消防署等の窓口において公表。

なお、公表中の違反の是正を確認した場合は、当該違反に係る内容を削除

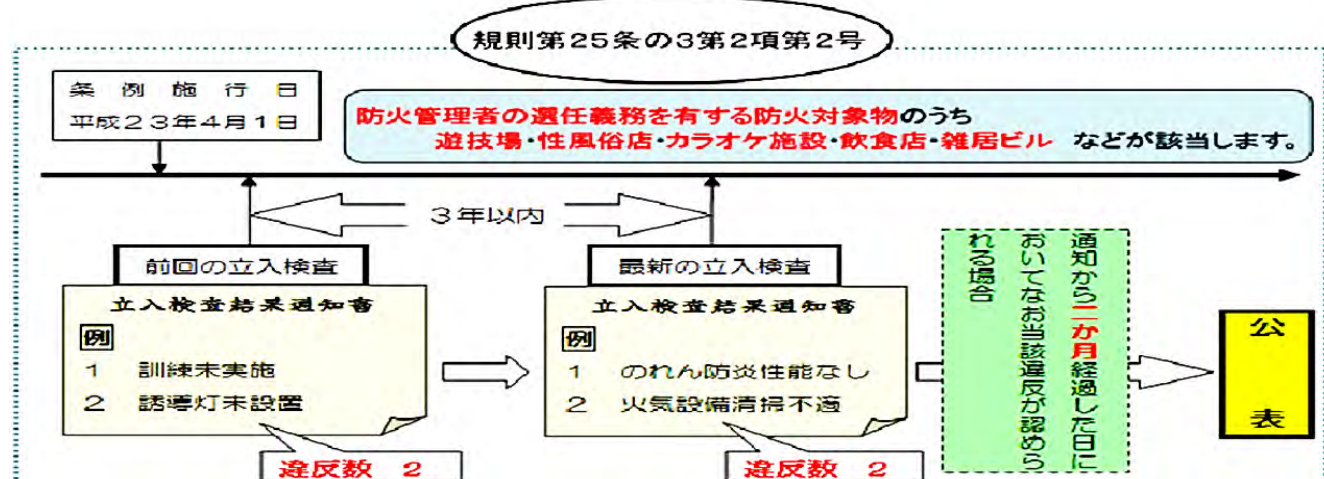
パターン1

消防用設備等のうち屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置による設置義務違反



パターン2

防火管理者の選任義務がある建物のうち、遊技場、性風俗店、カラオケ施設もしくは、飲食店または雑居ビル等における、同一の関係者による防火管理もしくは消防用設備等の維持管理等の繰り返し違反



過去3年以内に2以上の消防関係法令違反を繰り返した建物が公表の対象となる。
公表の対象となる消防関係法令違反は火災予防条例施行規則に規定。

